

政策評価の事前分析表(平成27年度実施政策)

【資料4】

(総務省27-①)

政策 ^(※1) 名	政策1：適正な行政管理の実施					担当部局課室名	行政管理局（企画調整課、行政情報システム企画課、管理官室）	作成責任者名	行政管理局企画調整課長 阪本 克彦 行政情報システム企画課長 橋本 敏 行政管理局管理官 大槻 大輔
政策の概要	行政運営の見直し・改善を図るとともに、各省に共通する行政制度を管理することにより、行政の総合的かつ効率的・効果的な実施を推進する。							分野【政策体系上の位置付け】	行政改革・行政運営
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	行政運営の改善・効率化を実現するため、独立行政法人制度の運用に関する取組及び業務・システム改革の取組を推進する。また、行政の信頼性の確保及び透明性の向上を図るため、行政手続制度、行政不服審査制度及び国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度を適正かつ円滑に運用する。						政策評価実施予定時期	平成28年8月	
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値)		目標(値)		年度ごとの目標(値)		測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度		目標年度		26年度	27年度		
1	各行政機関が所管する情報システム数 <アウトプット指標>	1,450	24年度	542	30年度	1,149	1,045	<p>・「世界最先端IT国家創造宣言」（閣議決定）において、平成25年中に政府情報システム改革に関するロードマップを策定し、政府 CIO の指導の下、重複する情報システムやネットワークの統廃合、必要性の乏しい情報システムの見直しを進めるとともに、政府共通プラットフォームへの移行を加速すること等により、30年度までに現在の情報システム数（24年度：約1,500）を半数近くまで削減することとされている。</p> <p>・目標値としている情報システム数「871」については、IT国家創造宣言に基づき策定している「政府情報システム改革ロードマップ」（平成25年12月26日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）の中で、各府省の個々の情報システムについて、統廃合、政府共通プラットフォームへ移行等による見込みの削減数を取りまとめた結果の数値。平成27年3月4日付で、「政府情報システム改革ロードマップ」が改定され、見込み削減数が見直されたこと、また、政府共通プラットフォームへ移行するシステムについては、情報システムとして統合・集約されていることから、IT国家創造宣言上のシステム削減数に含まれていることを踏まえ、目標値を「542」と修正。</p> <p>また、上記と同様の理由から、年度毎の目標値についても修正。</p> <p>・これらの取組により、大規模な効率化と縦割りを打破したシームレスな連携、変化への迅速かつ柔軟な対応力の向上を図り、効率的な行政運営と徹底したコスト削減を実現する。</p> <p>※当該指標に係る取組については、内閣官房と連携しつつ実施</p>	
ITを活用して政府全体の行政サービスの向上を進めるとともに行政運営の効率化を実現すること	② 業務改革取組方針の改定 <アウトプット指標>	各府省における業務改革の推進方策の検討	25年度	各府省の業務改革の推進による行政運営の効率化及び行政サービスの向上	27年度	社会保険・税番号制度の導入に係る業務を始めとして、各府省における業務改革の推進を図る。	業務改革取組方針を改定する。これにより、引き続き各府省の業務改革の取組を推進しつつ、優れた取組については横展開を促し、より一層の業務の効率化・高度化、国民の負担軽減・利便性向上等を図る。	<p>「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成25年11月15日閣議決定）において、情報通信技術を活用した業務改革の推進、地方支分部局等を始めとする行政事務・事業の整理、民間委託、人事管理の適正化等行政の合理化、能率化を積極的に推進する等の措置を講ずることとされている。また、「経済財政運営と改革の基本方針2014」（平成26年6月24日閣議決定）において、業務改革方針の策定・推進等を通じて、業務遂行の効率化と生産性・行政サービスの質の向上を促進することとされている。また、「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」（平成26年7月25日閣議決定）においては、各府省は、不断に業務改革に取り組むこととされている。これらのことから、指標及び目標に設定。</p>	
						「国の行政の業務改革に関する取組方針」（平成26年7月総務大臣決定）を策定し、各府省の様々な業務改革を推進。その取組状況を平成27年1月に取りまとめ、公表。これらを通じ、業務の効率化・高度化、国民の負担軽減・利便性向上等を実現。	—		

		3	申請・届出等手続におけるオンライン利用率 ＜アウトプット指標＞	41.2%	24年度	70%以上	33年度	平成25年度値以上 44.1%(25年度) ※26年度実績値は27年12月に 取りまとめ予定	平成26年度値以上 —	「世界最先端IT国家創造宣言」及び同工程表並びに「オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針」（平成26年4月1日C10連絡会議決定）に基づいて、行政手続に係る利便性を推進することは、行政運営の効率化及び国民の利便性向上に資することから、それらの指標としてオンライン利用率を設定。「世界最先端IT国家創造宣言 工程表」において、2021年度までにオンライン手続の利用率を70%以上に向上することとされていることから、目標年度を33年度に設定。
独立行政法人制度の適正かつ円滑な運用を通じ、各府省の政策実施機能の強化を図ること	④	独立行政法人制度改革への対応 ＜アウトプット指標＞	新しい独立行政法人制度の創設に向けた検討	25年度	新しい独立行政法人制度の円滑な運営	27年度	独法会計基準の改訂、運用事項の見直し等を通じ、新しい独立行政法人制度への円滑な移行を図る。 平成27年4月からの新しい独立行政法人制度への円滑な移行を図るため、平成26年度内に独立行政法人の目標・評価に関する指針の策定、会計基準の改訂、運用事項の見直し等を行った。	新制度移行後においても、運営実態等を適切に把握し、調達に関する新たなルールを策定するなど、必要な対応を行う。 —	新しい独立行政法人制度が平成27年4月から施行されたが、平成26年度は今回の独立行政法人改革を実現するに当たっての新制度への移行準備を行い、平成27年度は新制度の下で各法人の政策実施機能が最大限発揮され、成果の最大化を図ることができる環境を整えることが不可欠であることから、目標として設定。	
行政手続制度及び行政不服審査制度の適正かつ円滑な運用により、行政運営における公正の確保及び透明性の向上並びに簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済を図ること	5	行政手続制度に基づき、標準処理期間を定めているものの割合 ＜アウトプット指標＞	41.2%	21年度	平成21年度値以上	27年度	実績を把握した上で、より多くの処分について標準処理期間が設定されるよう周知。 標準処理期間が未設定であるものについては、事案の蓄積等を踏まえ、設定に努めるよう通知を发出し周知に努めた。 53.0%（平成24、25年度）	実績を把握した上で、より多くの処分について標準処理期間が設定されるよう周知。 —	行政運営の適正化の観点から、標準処理期間を設定することは、申請の迅速な処理の確保に資することとなり、ひいては国民の権利利益の救済につながることから、指標及び目標値として設定（平成21年度実績値を基準として目標値を設定）。このため、施行状況調査の実施により、申請に対する処分のうち新設されたものに係る標準処理期間の設定状況を把握するとともに、その結果を踏まえ必要に応じ標準処理期間の設定を促すことにより、改善促進を図る。 ※標準処理期間については、設定することが困難な手続もあることから努力義務となっている。	
	⑥	行政不服審査制度の見直し ＜アウトプット指標＞	新しい行政不服審査制度の創設に向けた検討を開始	24年度	新しい行政不服審査制度の適切な施行	28年度	新しい行政不服審査制度の各種規定等の整備 改正行政不服審査法の成立（平成26年6月13日公布） 政令等の検討の実施	新しい行政不服審査制度の周知、研修等を行うとともに、審理手続に係るマニュアル等参考資料の作成・提供等を実施 —	改正行政不服審査法（平成26年6月13日公布 公布の日から2年を超えない範囲で政令で定める日施行）の成立に伴い、円滑な新制度の施行に向け、各種規定等の整備を進める必要があることから目標として設定。	
	7	行政不服審査制度について、3か月以内に審査請求が処理された件数の割合 ＜アウトプット指標＞	23.9% { 国:32.0% 地方:15.7% }	21年度	平成21年度値以上	27年度	新しい行政不服審査制度の周知等の機会に、現行制度についても迅速な処理を促し、改善を図る。 平成26年度の研修会、セミナー等（15回）において、制度の趣旨等を周知し改善を図った。 ※施行状況調査を平成27年度以降実施予定 参考：平成23年度実績 22.1% { 国 43.6% 地方 5.6% }	新しい行政不服審査制度の周知等の機会に、現行制度についても迅速な処理を促し、改善を図る。 —	審査請求について、個別の事案に応じて事務処理に要する期間が異なることに留意しつつ、審査請求の処理を早期に進め、処分の最終的な確定を進めることは、国民の権利利益の救済及び行政の適正な運営に資することから、指標及び目標値として設定（平成21年度実績値を基準として目標を設定）。このため、行政機関からの照会に対し適切な対応を行うことや、施行状況調査の実施により処理期間の傾向を把握するとともに、その結果を踏まえ必要に応じ簡易迅速な手続の実施を促すことにより、改善促進を図る。	

国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用により、行政の信頼性及び透明性の向上、国民の権利利益の保護を図ること	8	国の行政機関等における情報公開制度において、期限内に開示決定等がされたものの割合（行政機関及び独立行政法人等） ＜アウトプット指標＞	行政機関：99.9% 独立行政法人等：99.2%	24年度	平成24年度値以上（100%を目指す）	27年度	平成24年度値以上	平成24年度値以上（100%を目指す）	行政機関等の保有する情報の迅速な開示の観点から、期限内（原則30日以内。延長した場合には延長期限内）に開示決定等がなされること が、行政の信頼性及び透明性の向上に資すると考えられるため、また、施行状況調査の実施等により行政機関等における制度運用状況を把握し、その結果を踏まえ、連絡会議や研修を通じて制度の適正かつ円滑な運用を徹底することにより、改善促進が図られるものとして、指標及び目標値を設定（平成24年度実績値を基準として目標値を設定）。
							※26年度実績値については27年12月末までに取りまとめ予定。 ＜参考：25年度実績（行政機関99.9%、独立行政法人等99.5%）＞	—	
	⑨	国の行政機関等における個人情報保護制度において、個人情報の漏えい等事案の件数（行政機関及び独立行政法人等） ＜アウトプット指標＞	行政機関：475件 独立行政法人等：622件	24年度	平成24年度値より減少（10%減を目指す）	27年度	平成24年度値より減少	平成24年度値より減少（10%減を目指す）	行政機関等において個人情報の適切な管理を実施し、個人情報の漏えい等事案の件数を減らすことは、国民の権利利益の保護につながると考えられるため、また、施行状況調査の実施等により行政機関等における制度運用状況を把握し、その結果を踏まえ、連絡会議や研修を通じて制度の適正かつ円滑な運用を徹底することにより、改善促進が図られるものとして、指標及び目標値を設定（平成24年度実績値を基準として目標値を設定）。 ※左記の基準（値）及び目標（値）においては、配送を請け負った事業者による誤送付及び紛失に係るものを除く。 （参考）22年度実績：行政機関：282件、独立行政法人等：717件 23年度実績：行政機関：401件、独立行政法人等：664件
							※26年度実績値については27年12月末までに取りまとめ予定。 ＜参考：25年度実績（行政機関：385件、独立行政法人等：582件）＞	—	

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) ※2			関連する 指標 ※3	達成手段の概要等 ※4	平成27年行政事業 レビュー事業番号
		25年度	26年度	27年度			
(1)	行政管理実施事業 (昭和21年度)	後日記載		214百万円	1~9	後日記載	0001
(2)	独立行政法人通則法(平成11年)	-	-	-	4	独立行政法人の運営の基本その他の制度の基本となる共通の事項を定め、各独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める法律と相まって、独立行政法人制度の確立並びに独立行政法人が公共上の見地から行う事務及び事業の確実な実施を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資する。	
(3)	行政手続法(平成5年)	-	-	-	5	処分、行政指導及び届出に関する手続並びに命令等を定める手続に関し、共通する事項を定めることによつて、行政運営における公正の確保と透明性(行政上の意思決定について、その内容及び過程が国民にとって明らかであることをいう。第四十六条において同じ。)の向上を図り、もつて国民の権利利益の保護に資する。	
(4)	行政不服審査法(昭和37年)	-	-	-	6、7	行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民に対して広く行政庁に対する不服申立てのみちを開くことによつて、簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保する。	
(5)	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成15年)	-	-	-	9	行政機関において個人情報の利用が拡大していることにかんがみ、行政機関における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護する。	
(6)	独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成15年)	-	-	-	9	独立行政法人等において個人情報の利用が拡大していることにかんがみ、独立行政法人等における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、独立行政法人等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護する。	
(8)	行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年)	-	-	-	8	国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もつて政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資する。	

(9)	独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律 (平成13年)	—	—	—	8	国民主権の理念にのっとり、法人文書の開示を請求する権利及び独立行政法人等の諸活動に関する情報の提供につき定めること等により、独立行政法人等の保有する情報の一層の公開を図り、もって独立行政法人等の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにする。		
政策の予算額・執行額		<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; display: inline-block;"> 後日記載 </div>			政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
						世界最先端IT国家 創造宣言	平成25年6月 14日(平成26 年6月24日改 定)	3. 公共サービスがワンストップで誰でもどこでもいつでも受けられる 社会の実現 (1) 利便性の高い電子行政サービスの提供 (2) 国・地方を通じた行政情報システムの改革 (3) 政府におけるITガバナンスの強化
						第186回国会(常会) 総務委員会におけ る総務大臣所信表 明	(衆)平成26年 2月18日	「国民に広く申し立ての道を開く行政不服審査制度については、公正性の向上、使いやすさの向上、国民の救済手段の拡充、拡大の観点から、制定後五十年ぶりに見直しを行う改正案を今国会に提出してまいります。」

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

※2 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※3 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることがある。

※4 達成手段の概要及び平成26年度における成果指標等を記載。

政策評価の事前分析表(平成27年度実施政策)

(総務省27-②)

政策 ^(※1) 名	政策2: 行政評価等による行政制度・運営の改善				担当部局課室名	行政評価局総務課他3課	作成責任者名	行政評価局総務課長 白岩 俊		
政策の概要	政府内にあって、施策や事業の実施等を直接担当する各府省と異なる「いわば第三者の立場」から、次の活動を行う。 【行政評価局調査】各府省の業務の実施状況についての全国的規模の調査により、課題や問題点を実証的に把握・分析し、改善方策の提示や政府全体の統一性の確保などのための政策の評価を行う。 【政策評価推進】政策評価に関する基本的事項の企画立案、各府省の政策評価の点検等により、政府における政策評価の確かな実施を推進する。 【行政相談】国民から国の行政全般に関する苦情等を受け付け、関係行政機関等へのあっせん等により、個々の苦情の解決や行政の制度及び運営の改善を図る。						分野【政策体系上の位置付け】	行政改革・行政運営		
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	行政評価局調査、政策評価推進及び行政相談の各機能発揮を通じて、行政機関の実施する業務の不断の見直し、質の向上、国民の行政に対する信頼の確保を図る。				政策評価実施予定時期	平成29年8月				
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値)		目標(値)		年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度		目標年度		年度ごとの実績(値)	26年度	27年度		28年度
各府省の業務の実施状況について、各府省の課題や問題点を実証的に把握・分析し、その結果に基づき改善方策を提示することにより、行政制度・運営の見直し・改善を推進すること	行政評価局調査に係る勧告等の実効性の確保 ＜アウトカム指標＞	全国規模の調査に基づく勧告等に対する ①改善措置率(平成26年度に2回目のフォローアップを実施した8本分)90.5% ②改善措置によって実効が上がったものの割合(平成26年度に2回目のフォローアップを実施した8本分)49.3%	26年度	①91.5%以上 ②60.7%以上	28年度	①91.5%以上 ②60.7%以上	①91.5%以上 ②60.7%以上	①91.5%以上 ②60.7%以上	・本指標は、勧告に対する関係府省の改善措置により、実際の行政上の課題・問題点が解消されることが重要であることから設定。 ・目標値は、勧告した全事項について改善措置が実施され、実際の行政上の課題・問題点が解消されることを目指すこととなるが、改善又はその効果の発現に長期を要する事項等もあることから、勧告後2回目のフォローアップ時点で、過去3か年の実績(①:23年度94.0%、24年度91.8%、25年度88.7%、②:24年度69.0%、25年度63.7%、26年度49.3%)の平均値を上回れることを目標として設定した。	
	① 行政評価局調査の迅速かつ的確な実施 ＜アウトプット指標＞	【全国規模の調査】平成25年度に着手した調査9本のうち6本については、26年度末までに勧告実施。残る3本のうち2本については27年4月に、1本については7月までに勧告予定。	26年度	【全国規模の調査】前年度から実施中の調査計13本については、27年度末までの適期に勧告等を実施。また、27年度の新規着手テーマは、それぞれ28年度末までの適期に勧告等を行えるよう調査を進める(別紙参照)。	27年度	【全国規模の調査】前年度から実施中の調査計9本については、26年度末までの適期に勧告等を行う。また、26年度の新規着手テーマは、それぞれ27年度末までの適期に勧告等を行えるよう調査を進める(別紙参照)。 【全国規模の調査】前年度から実施中の調査計12本のうち9本については、26年度末までの適期に勧告実施。残る3本のうち2本については、27年4月に、1本については7月までに勧告予定。また、26年度の新規着手テーマは、それぞれ27年度末までの適期に勧告等を行えるよう調査を進めている。				・本指標は、それぞれの調査テーマについて、調査の着手から結果の取りまとめに至るまでの進行管理を適切に行い、各テーマのねらいに応じた適期に勧告等を行うことは、行政評価局調査の実施による行政制度・運営の見直し・改善の実効性確保につながるものであることから設定。 ・目標値は、調査の着手から勧告までの期間を原則として12か月としていることから、同期間内の適期に勧告することを目標として設定した。

政策評価の推進により、効果的かつ効率的な行政の推進、国民への説明責任を果たすこと	各府省の評価結果が施策の改善に結びついた割合 ＜アウトカム指標＞	各府省が評価結果を受けて目標等を変更した施策※の割合：（P） （P）平成27年6月記載予定（以下同）	26年度	26年度値から10%増	28年度	—	26年度値から5%増	26年度値から10%増	・本指標は、政策評価制度においては、各府省がその施策について自ら評価をし、その結果を活用して政策の改善・見直しにつなげることが重要であることから設定。 ・目標値は、27年度からの政策評価審議会（下位にWG）等において全体の施策の約1割について評価の在り方に係る改善方針を示すこととしていることから設定。 ※施策の評価結果を受けて、当該施策の事前分析表の①目標、②測定指標又は③達成手段の見直しを行ったもの
						—	—	—	
	目標管理型の政策評価と規制の事前評価の質の向上に向けた検討 ＜アウトプット指標＞	目標管理型の政策評価について、目標及び測定指標の適切な設定が課題	26年度	目標管理型の政策評価について、審議会等の場を活用して目標設定の在り方等を個別事例に即して検討し、改善方針を示した評価書数：約30件（P）	28年度	—	約30件（P）	約30件（P）	・本指標は、目標管理型の政策評価が、各府省における自己マネジメント・ツールとして、政策の見直し・改善に資するためには、目標を適切に設定すること等を通して政策評価の質の向上を図ることが重要であることから設定。 ・目標値は、27年度から政策評価審議会（下位にWG）において個別事例に即して改善方針を示すこととしていることから、直近の平成26年度の政策評価の実施件数（296件）の約1割と想定して設定。
		規制の事前評価について、費用や便益の定量化等が課題	26年度	規制の事前評価について、審議会等の場を活用して事前評価の定量化等を個別事例に即して検討し、改善方針を示した評価書数：約10件（P）	28年度	—	約10件（P）	約10件（P）	・本指標は、規制の事前評価については、定量的な費用と便益の関係に係る分析が行われることを通して評価の質の向上を図ることが重要であることから設定。 ・目標値は、27年度から設置された政策評価審議会（下位にWG）において、個別事例に即して施策の特性等に応じた定量的な分析手法等を各府省に提示することとしていることから、平成26年度に受け付けた規制の事前評価に関する評価書の数（50件。政策評価課の整理による。）の約2割として設定。
	点検を通じた2分野（租税特別措置等及び公共事業）に係る政策評価の質の向上に向けた取組 ＜アウトプット指標＞	客観性担保評価活動の一環として点検を実施している租税特別措置等及び公共事業に係る政策評価の点検について、点検の結果により確認される以下のもの ①当初から課題を指摘する必要のなかったものの割合：27% ②補足説明や評価書の修正を踏まえ、最終的に課題の残らなかったものの割合：54%	26年度	①40% ②70%	28年度	—	①35% ②63%	①40% ②70%	・各府省が行う政策評価が客観的かつ厳格に実施されていることを測るものとして①を設定。 また、点検過程で各府省に補足説明や評価書の修正を求めた結果、情報の充実が図られていることを測るものとして②を設定。
						—	—	—	・基準値については、租税特別措置等と公共事業の26年度実績を合算したものを設定。目標値については、それぞれ過去の改善率と同程度の改善が進むものと仮定し、合算したものを設定。

行政相談の推進により、行政制度・運営の見直し、改善を推進すること	③	苦情あつせん解決率 ＜アウトカム指標＞	94.9%	25年度	95%以上	28年度	95%以上	95%以上	95%以上	<ul style="list-style-type: none"> 行政相談制度は、国の行政に関する苦情等を受け付け、必要なあつせんを行い、その解決を促進するとともに、これを行政の制度及び運営の改善に反映させるもの。 このため、あつせんによりどの程度苦情が解決されたかを示すものが、測定指標として最も適切と考えられることから、あつせん解決率を主たる測定指標として設定。 この測定指標については、前年度実績及び近年の動向を踏まえて目標値を設定。
		中央・地方の行政苦情救済推進会議の審議案件数 ＜アウトプット指標＞	47件	25年度	50件以上	28年度	50件以上	50件以上	50件以上	<ul style="list-style-type: none"> 行政相談委員との協働を充実させながら、行政に対する国民の相談案件をできるだけ吸い上げ、行政相談委員から積極的に意見を出してもらい、これら相談案件などを必要に応じて行政苦情推進会議に付議してあつせん解決していくことは、制度の機能発揮の上で欠かせない。これらの活動を実測するものとして、①中央・地方の行政苦情救済推進会議の審議案件数、②行政相談の総処理件数及び③行政相談委員法第4条に基づく意見の処理件数を、従たる測定指標として設定。 これら測定指標については、前年度実績及び近年の動向を踏まえて目標値を設定。 <p>(注) 行政相談委員法第4条に基づく意見とは、行政相談委員が、総務大臣に対して、日常の行政相談業務の遂行を通じて得られた行政運営の改善に関する意見を述べるということ。</p>
		行政相談の総処理件数 ＜アウトプット指標＞	168,076件	25年度	17万件以上	28年度	17万件以上	17万件以上	17万件以上	
		行政相談委員法第4条に基づく意見の処理件数 ＜アウトプット指標＞	276件	25年度	280件以上	28年度	270件以上	280件以上	280件以上	
					93.0% (速報値)	—	—			
年金記録に関するあつせん等を的確かつ迅速に実施することにより、年金制度に対する信頼回復に貢献すること	4	<p>年金記録に関するあつせん等の実施（申立事案が第三者委員会に転送されてから、あつせん等を行う）までに要する期間（全国平均） （特に前年度受付事案の処理完了時期（申立人側の事情等により処理を終えられないものを除く。））</p> <p>（測定方法） 全国9委員会3事務室（計12か所）ごとに、処理が終了した直近の事案について、事案の種類（※）ごとに5件ずつを調査対象事案とした事案処理期間調査結果に基づくもの</p> <p>※①国民年金あつせん事案、②国民年金訂正不要事案、③厚生年金あつせん事案、④厚生年金訂正不要事案の4種類</p>	<p>転送からあつせんまで109.5日 （平成24年度受付事案の処理完了時期 25年9月末）</p> <p>※平成25年度処理事案数は8,190件。調査対象事案数は全国計228件（1委員会当たり計20件。ただし、処理件数が少なく20件に満たない委員会があったため、240件に満たない）</p>	25年度	<p>転送からあつせんまで100日以内 （特に平成25年度受付事案については、申立人の事情等により処理を終えられないものを除き、遅くとも26年9月末までに処理）</p>	26年度	<p>転送からあつせんまで100日以内</p> <p>（特に平成25年度受付事案については、申立人の事情等により処理を終えられないものを除き、遅くとも26年9月末までに処理）</p>	<p>転送からあつせんまで100.9日 （平成25年度受付事案については、申立人等の事情により処理を終えられないものを除いて、26年9月末までに処理を完了）</p>	<p>申立事案を迅速に処理することは、年金記録問題の早期解決に貢献し、年金制度に対する信頼回復につながるもの（平成25年度実績値を基準として目標値を設定（「転送からあつせんまで」は25年度実績より短縮。「平成25年度受付事案について遅くとも26年9月末までに処理」は25年度実績と同時期））。</p>	

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) (※2)			関連する指標 (※3)	達成手段の概要等 (※4)	平成27年行政事業レビュー事業番号									
		25年度	26年度	27年度												
(1)	行政評価等実施事業(総務本省) (昭和29年度)	後日記載		145百万円	1~3	後日記載	0002									
(2)	行政評価等実施事業(管区行政評価局) (昭和29年度)			756百万円	1~3		0003									
政策の予算額・執行額		後日記載			政策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施政方針演説等の名称</th> <th>年月日</th> <th>関係部分(抜粋)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経済財政運営と改革の基本方針</td> <td>平成25年6月14日</td> <td>第3章4 実効性あるPDCA の実行</td> </tr> <tr> <td>平成26年度予算編成の基本方針</td> <td>平成25年12月12日</td> <td>Ⅲ2 公的部門の改革</td> </tr> </tbody> </table>	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)	経済財政運営と改革の基本方針	平成25年6月14日	第3章4 実効性あるPDCA の実行	平成26年度予算編成の基本方針	平成25年12月12日	Ⅲ2 公的部門の改革	
施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)														
経済財政運営と改革の基本方針	平成25年6月14日	第3章4 実効性あるPDCA の実行														
平成26年度予算編成の基本方針	平成25年12月12日	Ⅲ2 公的部門の改革														

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

※2 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※3 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「-」となることもある。

※4 達成手段の概要及び平成26年度における成果指標等を記載。

注 26年度事前分析表において指標としていたが、27年度事前分析表において削除した指標及びその理由は、別紙2のとおり(P)

(総務省 27-②)

(別紙 2) 27 年度事前分析表において削除した指標及びその理由【P】

指標番号 (26 年度事前分析表)	指 標	削 除 理 由
1	「行政評価局調査の迅速かつ的確な実施の状況」における新規テーマ数	施策目標に対する測定指標及び目標値の寄与度を考慮し、これらの見直し・重点化を図ったことから削除
1	「行政評価局調査の迅速かつ的確な実施の状況」における勧告実績	アウトカム指標として掲げている「行政評価局調査に係る勧告等の実効性の確保」に対するアウトプット指標として新たに位置づけたために削除
1	「行政評価局調査の迅速かつ的確な実施の状況」における地域計画調査実績	アウトカム指標として掲げている「行政評価局調査に係る勧告等の実効性の確保」の目標値は、全国計画調査に基づく勧告等をベースにしているため削除
2	行政評価局調査に係る勧告等に基づく、関係府省の政策への反映、行政制度・運営の見直し・改善の状況	左記指標の目標値をアウトカム指標として掲げている「行政評価局調査に係る勧告等の実効性の確保」の目標値の一つとして設定したことから削除
3	目標管理型の政策評価の質の向上	左記の指標に関して前年度に設定した目標については概ね達成されたため削除
4	点検等を通じた3分野（租税特別措置等、規制及び公共事業）に係る政策評価の質の向上に向けた取組	規制の事前評価については、別途アウトプット指標として「事前評価の質の向上に向けた検討」を設定したことため、左記の指標を2分野の点検についての指標に変更
5	評価書におけるデータ等の記載率	データの記載率を単体で取り上げるのではなく、「質の向上に向けた検討」及び「点検」を通じて評価書の質を向上させていくことが適当であることから削除
6	政策評価情報の分かりやすい提供（政策評価ポータルサイトを利用した利便性の向上）	アウトカム指標として掲げている「各府省の評価結果が施策の改善に結びついた割合」に対するアウトプット指標ではないため削除
9	管区行政評価局又は行政評価事務所が行政相談委員から処理協力を求められて処理した相談件数	アウトプット指標として掲げている「行政相談の総処理件数」に包含されるため削除

政策評価の事前分析表(平成27年度実施政策)

(総務省27-③)

政策 ^(※1) 名	政策3:分権型社会にふさわしい地方行政体制整備等			担当部局課室名	自治行政局総務室、行政課、住民制度課、外国人住民基本台帳室、市町村課、行政経営支援室、公務員課、給与能率推進室、福利課	作成責任者名	自治行政局総務室長 大場 高志	
政策の概要	地方分権型社会の確立を目指した地方自治制度の見直しや簡素で効率的・効果的な地方行政体制の整備等を進めるとともに、地方分権の担い手を支える地方公務員制度の確立を図るため、定員・給与の適正化や地方公共団体における人材の育成・確保を推進する。					分野【政策体系上の位置付け】	地方行財政	
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	地方分権型社会の確立を目指すため、地方行政体制を整備することにより、より住民意思を反映した行政運営を行う体制を整える。					政策評価実施予定時期	平成28年8月	
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値)	目標(値)		年度ごとの目標(値)		測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠	
			基準年度	目標年度	年度ごとの実績(値)			
			26年度	27年度	26年度	27年度		
地方分権型社会の確立に向けた地方制度の構築が進むこと	① 地方自治制度の見直し、普及<アウトプット指標>	第30次地方制度調査会の答申等を踏まえ、総合区制度の創設や指定都市都道府県連絡調整会議の創設など、指定都市制度の見直しや、中核市と特例市制度の統合、連携協約及び事務の代替執行に関する制度の創設などを内容として地方自治法改正案を国会に提出。	25年度	改正地方自治法により新設された制度等につき、地方公共団体への普及のため、必要な情報を提供。 第31次地方制度調査会の審議状況等を踏まえ、地方自治制度に関し必要に応じ見直しを実施。	27年度	改正地方自治法により新設された制度等につき、地方公共団体への普及のため、必要な情報を提供。 第31次地方制度調査会の審議状況等を踏まえ、地方自治制度に関し必要に応じ見直しを実施。 □平成26年6月10日に、各都道府県及び各政令指定都市を対象として、改正地方自治法についての説明会を実施。その他、各種講演会等においても、情報提供を実施した。 ・第31次地方制度調査会において、諮問事項に関する審議項目について、専門小委員会における13回の審議を行い、平成26年3月2日に開催された第2回総会において審議項目を決定した。	—	個性を活かし自立した地方をつくる観点から、人口減少社会に的確に対応する三大都市圏及び地方圏の地方行政体制のあり方や、議会制度や監査制度等の地方公共団体のガバナンスのあり方等に関し、地方自治制度の見直しの検討・実施が必要と考え、指標として設定。 【参考】 ・第31次地方制度調査会開催回数(平成26年度) ⇒総会:2回、専門小委員会:13回
	2	・地方公共団体における事務の共同処理の活用状況 ・地方公共団体への情報提供等の状況 <アウトプット指標>	各地方公共団体の主体的な取組を支援するため、取組状況を把握し必要な情報を提供。	25年度	各地方公共団体の主体的な取組を支援するため、取組状況を把握し必要な情報を提供。	27年度	取組状況を把握し必要な情報を提供 以下のような情報提供を実施した。 □平成26年7月1日現在の地方公共団体における事務の共同処理の活用状況について、調査及びとりまとめを行い、「地方公共団体間の事務の共同処理の状況調の結果の公表」として、平成26年12月12日に報道発表及び総務省ホームページに公表した。	—
地方公共団体が自主的・主体的に地方行革に取り組むこと	3 地方公共団体における行政改革の取組状況 <アウトプット指標>	地方公共団体が自主的・主体的に行政改革が行えるよう、取組状況を把握し、必要な情報を提供。	25年度	地方公共団体が自主的・主体的に行政改革が行えるよう、取組状況を把握し、必要な情報を提供。	27年度	取組状況を把握し、必要な情報を提供 以下のような情報提供を実施した。 □平成26年10月1日現在の地方公共団体における行政改革の取組状況等について、調査及びとりまとめを行い、「地方公共団体における行政改革の取組状況に関する調査等の調査結果公表」として、平成27年3月31日に報道発表及び総務省ホームページに公表した。	—	各地方公共団体においては、これまでの改革の成果を維持しつつ、自らの行財政運営について透明性を高め、公共サービスの質の維持向上に努めるなど、引き続き自主的に行政改革に取り組むことが必要と考えられるため、取組状況を把握し、情報提供等を行うことを指標として設定。 【参考(平成25年度実績)】 ・地方公共団体における行政改革の取組状況に関する調査(平成26年3月25日公表) ・地方公共団体における行政評価の取組状況に関する調査(平成26年3月25日公表)

4	<p>地方公務員数の推移 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うに当たり、必要な情報の提供。</p>	<p>25年度</p> <p>地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うに当たり、必要な情報の提供。</p>	<p>27年度</p> <p>地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うに当たり、必要な情報の提供</p> <p>主に以下のような情報提供を実施した。 <input type="checkbox"/>平成26年10月7日付の総務副大臣通知「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて」により、地方公共団体に対し、適正な定員管理について技術的助言を行った。 <input type="checkbox"/>「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」（平成26年7月25日付け）について地方公共団体に情報提供を行った。 <input type="checkbox"/>平成26年4月1日現在の地方公務員数の状況について、調査及びとりまとめを行い、平成26年12月22日に結果を報道発表・総務省ホームページに公表した。また、調査結果を活用し、地方公共団体の適正な定員管理の参考資料として、人口規模等に応じて団体間の比較分析ができる「類似団体別職員数の状況」等のデータを作成し、総務省ホームページに公表するとともに、冊子としても、全地方公共団体に配付した。</p>	<p>地方公務員の給与については、地方公務員法等の趣旨を踏まえ、議会で十分議論の上、情報公開等を徹底しながら、各地方公共団体が主体的に適正化等の取組を進めることが重要。 地方公共団体の定員管理については、効率的で質の高い行政を実現するために、地方公共団体自らが地域の実情に応じ、自主的・主体的に人事配置を行うことが重要。 国としては、国民・住民の理解と納得が得られるものとなるよう、必要な情報の提供や技術的助言を行うことが重要であるとの観点から、指標として設定。 目標（値）については、地方公共団体が主体であるため、総務省が行う取組について記載。</p> <p>【参考（平成24～26年度実績）】</p> <p>○地方公務員数の推移（各年度4月1日現在） 地方公共団体の総職員数 （平成26年度） 274万3,654人（対前年比▲8,830人） （平成25年度） 275万2,484人（対前年比▲1万6,429人） （平成24年度） 276万8,913人（対前年比▲2万0,076人）</p> <p>○ラスパイレース指数の状況（各年度4月1日現在） 地方公共団体（全団体）のラスパイレース指数 （平成26年度） 98.9 （平成25年度） 106.9（参考値（注1）98.8） （平成24年度） 107.0（参考値（注1）98.9）</p> <p>○給与と制度・運用の適正化 適正化の取組例（各年度4月1日現在） ・給与の「わたり」（注2）の制度がある団体が減少 （平成26年度） 51団体（全団体の2.9%） （平成25年度） 69団体（全団体の3.9%） （平成24年度） 85団体（全団体の4.8%） ・自宅に係る住居手当のある団体が減少 （平成26年度） 357団体（全団体の20.0%） （平成25年度） 454団体（全団体の25.4%） （平成24年度） 635団体（全団体の35.5%）</p> <p>○人事委員会勧告における地域民間給与水準の反映等の状況 ほぼ全ての人事委員会において、地域民間給与水準を適正に反映した勧告等を実施</p> <p>（注1）「参考値」は、国家公務員の限時的な（2年間）給与改定特例法による措置が無いとした場合の値をいう。 （注2）地方公務員給与の「わたり」とは、給与決定に際し、級別職務分類表及び級別標準職務表に適合しない級への格付を行うことや実質的にこれと同一の結果となる級別職務分類表、級別標準職務表又は給料表を定めることにより給与を支給することをいう。</p>
5	<p>ラスパイレース指数の状況 ＜アウトプット指標＞</p> <p>※ラスパイレース指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。</p>	<p>公表された各地方公共団体のラスパイレース指数を活用して、住民及び地方公共団体がその水準を判断・検証するのに役立つよう必要な情報を提供。</p>	<p>25年度</p> <p>公表された各地方公共団体のラスパイレース指数を活用して、住民及び地方公共団体がその水準を判断・検証するのに役立つよう必要な情報を提供。</p>	<p>27年度</p> <p>公表された各地方公共団体のラスパイレース指数を活用して、住民及び地方公共団体がその水準を判断・検証するのに役立つよう必要な情報を提供</p> <p>主に以下のような情報提供を実施した。 <input type="checkbox"/>平成26年4月1日現在の状況について、調査及びとりまとめを行い、平成26年12月22日に結果を報道発表・総務省ホームページに公表した。 <input type="checkbox"/>以下のような各種会議の場を通じて、地方公共団体に対し、給与水準の適正化にかかる情報提供や技術的助言を実施した。 <input type="checkbox"/>給与情報等について、総務省のホームページ上で、住民等が団体間の比較分析を行うことができる給与情報等公表システムについて、公表の充実等を図るため公表様式の一部改正を行った。</p> <p>【参考】主な各種会議 ・「人事委員会協議会 委員長・事務局長会議」（平成26年4～8月、全国7ヶ所） ・「全国人事委員会事務局長会議」（平成26年8月） ・「全国人事担当課・市町村担当課長会議」（平成26年8月） ・「地方公務員行政7ヶ所会議」（平成26年9月、全国6ヶ所）</p>	<p>○給与と制度・運用の適正化 適正化の取組例（各年度4月1日現在） ・給与の「わたり」（注2）の制度がある団体が減少 （平成26年度） 51団体（全団体の2.9%） （平成25年度） 69団体（全団体の3.9%） （平成24年度） 85団体（全団体の4.8%） ・自宅に係る住居手当のある団体が減少 （平成26年度） 357団体（全団体の20.0%） （平成25年度） 454団体（全団体の25.4%） （平成24年度） 635団体（全団体の35.5%）</p> <p>○人事委員会勧告における地域民間給与水準の反映等の状況 ほぼ全ての人事委員会において、地域民間給与水準を適正に反映した勧告等を実施</p> <p>（注1）「参考値」は、国家公務員の限時的な（2年間）給与改定特例法による措置が無いとした場合の値をいう。 （注2）地方公務員給与の「わたり」とは、給与決定に際し、級別職務分類表及び級別標準職務表に適合しない級への格付を行うことや実質的にこれと同一の結果となる級別職務分類表、級別標準職務表又は給料表を定めることにより給与を支給することをいう。</p>

地方分権の担い手を支える地方公務員制度が確立すること

⑥	給与制度・運用の適正化状況 ＜アウトプット指標＞	各地方公共団体において、住民の理解と納得が得られるよう、給与の適正化が図られるための必要な情報を提供。	25年度	各地方公共団体において、住民の理解と納得が得られるよう、給与の適正化が図られるための必要な情報を提供。	27年度	<p>各地方公共団体において、住民の理解と納得が得られるよう、給与の適正化が図られるための必要な情報を提供</p> <p>主に以下のような情報提供を実施した。 <input type="checkbox"/>地方公務員給与の適正化を推進するため、平成26年10月7日付の総務副大臣通知「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて」のほか、以下の各種会議の場などを通じ、各地方公共団体に対し、給与の適正化に関する技術的助言や情報提供を行った。 <input type="checkbox"/>平成26年12月22日に各地方公共団体の給与の適正化に関する取組状況を報道発表・総務省ホームページに公表した。</p> <p>【参考】主な各種会議 ・「人事委員会協議会 委員長・事務局長会議」（平成26年4～8月、全国7ブロック） ・「全国人事委員会事務局長会議」（平成26年8月） ・「全国人事担当課・市町村担当課長会議」（平成26年8月） ・「地方公務員行政ブロック会議」（平成26年9月、全国6ブロック）</p> <p>—</p>
7	人事委員会勧告における地域民間給与水準の反映等の状況 ＜アウトプット指標＞	各人事委員会において地域民間給与水準を適正に反映した勧告等が行われるよう必要な情報を提供。	25年度	各人事委員会において地域民間給与水準を適正に反映した勧告等が行われるよう必要な情報を提供。	27年度	<p>各人事委員会において地域民間給与水準を適正に反映した勧告等が行われるよう必要な情報を提供</p> <p>主に以下のような情報提供を実施した。 <input type="checkbox"/>各人事委員会において地域民間給与水準を適正に反映した勧告等が行われるよう平成26年10月7日付の総務副大臣通知「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて」のほか、以下の会議の場などを通じ、必要な情報提供や技術的助言を行った。</p> <p>【参考】主な各種会議 ・「人事委員会協議会 委員長・事務局長会議」（平成26年4～8月、全国7ブロック） ・「全国人事委員会事務局長会議」（平成26年8月）</p> <p>—</p>
8	給与情報等公表システムによる公表状況 ＜アウトプット指標＞	実施率98.7% (1,765/1,789団体) (平成25年4月30日現在)	25年度	実施率100%	27年度	<p>実施率100%</p> <p>実施率99.4% (1,778/1,789団体) (平成26年4月30日現在)</p> <p>—</p>

9	地方公共団体の人事制度改革の状況（任期付採用の実施団体） ＜アウトプット指標＞	公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、職員の使用・勤務形態の多様化の取組が進められるよう必要な情報を提供。	25年度	公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、職員の使用・勤務形態の多様化の取組が進められるよう必要な情報を提供。	27年度	<p>公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、職員の使用・勤務形態の多様化の取組が進められるよう必要な情報を提供</p> <p>主に以下のような情報提供を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成26年7月4日付けの自治行政局公務員部長通知により、任期付職員制度の活用等に係る留意事項などについて技術的助言を行った。 平成26年8月15日に、任期付職員の任用等に関する質疑応答集を発売し、情報提供を行った。 平成26年12月22日に、任期付職員制度活用事例集を発売し、情報提供を行った。 以下の会議の場などを通じ、必要な情報提供や技術的助言を行った。 <p>【参考】主な各種会議</p> <ul style="list-style-type: none"> 「全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議」（平成26年4月、平成27年2月） 「全国人事委員会事務局長会議」（平成26年8月） 「地方公務員行政ブロッコ会議」（平成26年9月、全国6ブロック） 	<p>各地方公共団体において職員の使用・勤務形態の多様化を進めることで、能率的かつ適正な公務の運営が確保されるなど、地方分権の進展に対応した地方公務員制度の確立につながることを考えられることから、指標として設定。</p> <p>【参考】任期付採用の実施団体 （平成26年度実績）441団体（平成26年4月1日現在） （平成25年度実績）387団体（平成25年4月1日現在） （平成24年度実績）318団体（平成24年4月1日現在）</p>																								
⑩	人事評価制度の実施状況 ＜アウトプット指標＞	各地方公共団体において、人事評価制度の導入により能力及び実績に基づく人事管理の徹底が図られるよう必要な情報を提供。	25年度	各地方公共団体において、法改正を受けて、円滑な人事評価制度の導入が図られるよう必要な情報を提供。	27年度	<p>各地方公共団体において、法改正を受けて、円滑な人事評価制度の導入が図られるよう必要な情報を提供</p> <p>主に以下のような情報提供を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成26年8月15日付けの自治行政局長通知により、人事評価制度の仕組みの整備・運用に係る留意事項などについて技術的助言を行った。 平成26年10月7日付の総務副大臣通知「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて」により、人事評価制度について速やかに必要な規程等の整備や職員への周知などに取組むよう技術的助言を行った。 平成26年11月26日に、地方公共団体からの照会が多かった事項を中心に人事評価制度に関する質疑応答集を発売し、情報提供を行った。 人事評価制度に関する研究会の報告書を総務省ホームページに公表（平成26年10月及び同27年3月）するとともに冊子を地方公共団体に配布した。 	<p>従来は助言で進めてきたが、法律上、人事評価制度が導入されることに伴い新たに指標として設定するもの（施行は公布後2年以内で政令の定める日）。各地方公共団体において人事評価制度を導入することで、能力及び実績に基づく人事管理の徹底が図られ、真に能力本位の人事管理が行われ、一層の公務能率の向上が図られることが期待されることから、指標として設定。</p> <p>【参考】国の人事評価制度と同様の取組（能力評価及び業績評価（目標管理））を行っている団体数 （平成27年1月1日現在）</p> <table border="1"> <tr> <td>都道府県</td> <td>40 / 47 団体</td> <td>（実施率：85.1%）</td> </tr> <tr> <td>指定都市</td> <td>20 / 20 団体</td> <td>（実施率：100.0%）</td> </tr> <tr> <td>市区町村</td> <td>667 / 1,721 団体</td> <td>（実施率：38.8%）</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>727 / 1,788 団体</td> <td>（実施率：40.7%）</td> </tr> </table> <p>（平成25年3月31日現在）</p> <table border="1"> <tr> <td>都道府県</td> <td>37 / 47 団体</td> <td>（実施率：78.7%）</td> </tr> <tr> <td>指定都市</td> <td>19 / 20 団体</td> <td>（実施率：95.0%）</td> </tr> <tr> <td>市区町村</td> <td>563 / 1,722 団体</td> <td>（実施率：32.7%）</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>619 / 1,789 団体</td> <td>（実施率：34.6%）</td> </tr> </table> <p>（注）一部の階層や職種等で実施している場合を含む。</p>	都道府県	40 / 47 団体	（実施率：85.1%）	指定都市	20 / 20 団体	（実施率：100.0%）	市区町村	667 / 1,721 団体	（実施率：38.8%）	合計	727 / 1,788 団体	（実施率：40.7%）	都道府県	37 / 47 団体	（実施率：78.7%）	指定都市	19 / 20 団体	（実施率：95.0%）	市区町村	563 / 1,722 団体	（実施率：32.7%）	合計	619 / 1,789 団体	（実施率：34.6%）
都道府県	40 / 47 団体	（実施率：85.1%）																													
指定都市	20 / 20 団体	（実施率：100.0%）																													
市区町村	667 / 1,721 団体	（実施率：38.8%）																													
合計	727 / 1,788 団体	（実施率：40.7%）																													
都道府県	37 / 47 団体	（実施率：78.7%）																													
指定都市	19 / 20 団体	（実施率：95.0%）																													
市区町村	563 / 1,722 団体	（実施率：32.7%）																													
合計	619 / 1,789 団体	（実施率：34.6%）																													

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) (※2)			関連する 指標 (※3)	達成手段の概要等 (※4)	平成27年行政事業 レビュー事業番号	
		25年度	26年度	27年度				
(1)	地方行政制度の整備に必要な経費(地方分権振興経費、市町村合併円滑化経費等除く。)	後日記載		94百万円	1~10	後日記載	0004	
(2)	地方分権の振興に要する経費(平成20年度)			246百万円	—		0005	
(3)	市町村の合併円滑化に必要な経費(平成13年度)			2,375百万円	2		0006	
(4)	地方議会の活性化に要する経費(平成25年度)			13百万円	1		0007	
(5)	地方独立行政法人の支援に要する経費(平成25年度)			14百万円	—		0008	
(6)	新たな広域連携の促進に要する経費(平成26年度)			199百万円	1		0009	
(7)	地方自治法(昭和22年)	—	—	—	1~3	地方自治の本旨に基づいて、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定め、併せて国と地方公共団体との間の基本的関係を確立することにより、地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障する。		
(8)	地方公務員法(昭和25年)	—	—	—	4~10	地方公共団体の人事機関並びに地方公務員の任用、職階制、給与、勤務時間その他の勤務条件、休業、分限及び懲戒、服務、研修及び勤務成績の評定、福祉及び利益の保護並びに団体等人事行政に関する根本基準を確立することにより、地方公共団体の行政の民主的かつ能率的な運営並びに特定地方独立行政法人の事務及び事業の確実な実施を保障し、もって地方自治の本旨の実現に資する。		
(9)	地方公務員給与実態調査規則(昭和33年)	—	—	—	5.6	統計法に規定する基幹統計である地方公務員給与実態統計を作成するための調査の施行に関して必要な事項を定める。		
政策の予算額・執行額		後日記載			政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
						後日記載		

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

※2 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※3 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることがある。

※4 達成手段の概要及び平成27年度における成果指標等を記載。

政策評価の事前分析表(平成27年度実施政策)

(総務省27-④)

政策(※1)名	政策4:地域振興(地域力創造)					担当部局課室名	地域力創造グループ地域政策課、国際室、地域自立応援課、人材力活性化・連携交流室、地域振興室、過疎対策室、自治財政局財務調査課	作成責任者名	自治行政局地域政策課長 猿渡 知之	
	政策の概要	「地域の元気創造プラン」の推進、定住自立圏構想の推進、過疎対策の推進等、地域の元気で日本を幸せにするための施策を展開する。							分野【政策体系上の位置付け】	地方行財政
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	地域経済の好循環の拡大を図るため、「地域の元気創造プラン」を通じて、産・学・金・官の連携のもと、地域の資源と資金を活用して地域経済イノベーションサイクルを構築し、雇用の拡大を図るとともに、分散型エネルギーインフラや公共クラウドなどの民間活力の土台となる地域活性化インフラプロジェクトを推進する。また、過疎地域を含む条件不利地域において集落単位の活性化を図るため、民間活力を導入しながら生活支援機能を確保する。					政策評価実施予定時期	平成29年8月			
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値)	目標(値)		年度ごとの目標(値)		測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠			
			基準年度	目標年度	年度ごとの実績(値)					
					27年度	28年度				
「地域の元気創造プラン」の推進により、地域経済イノベーションサイクルと民間活力の土台を構築し、地域の元気をつくること	① 地域経済循環創造事業交付金の経済効果 ＜アウトカム指標＞	投資効果：2.1倍 地元雇用創出効果：3.6倍	24年度	平成24年度以上	28年度	24年度から27年度までの累積の投資効果及び地元雇用創出効果が24年度以上	24年度から28年度までの累積の投資効果及び地元雇用創出効果が24年度以上	地域経済循環創造の取組が全国に広がることで、地域経済が活性化され、地域の元気が創造されると考えられることから、指標として設定。 ※投資効果は、交付金の交付決定額に対する初期投資額の割合を示したもの。「(補助額+融資額)/補助額」で算出。 ※地元雇用創出効果は、交付金の交付決定額に対する地元雇用件費の割合を示したもの。「地元雇用件費(融資期間分)/補助額」で算出。		
	2 分散型エネルギーインフラプロジェクトのマスタープラン策定済団体数 ＜アウトプット指標＞	14団体	26年度	34団体	28年度	29団体	34団体	分散型エネルギーインフラなどの地域活性化インフラ・プロジェクトの実施により、民間活力の土台が創られ、地域の元気が創造されると考えられることから、指標として設定。 平成26年度は全国14団体でマスタープランを策定。今後の流れは、マスタープランの策定⇒マスタープランの実行⇒エネルギー関連企業等の立ち上げを想定している。		
3 過疎市町村の人口に対する社会増減数(転入者数-転出者数)の割合 ＜アウトカム指標＞	-0.62%	20~22年度の平均	-0.62%以上	32年度	-0.62%以上	-0.62%以上	過疎市町村が主体的かつ創意工夫に富んだソフト・ハード事業等、当該地域の実情に応じた過疎対策に取り組むことで、過疎地域への転入者数の増加につながり、過疎地域の自立が促進されると考えられることから、指標として設定。なお、従来は転入者数のみを評価していたところ、今回から、転出者数も考慮し、社会増減数の割合を評価することとした。 目標年度は、過疎法の最終年度である平成32年度としている。			
					—	—				
4 総人口に対する地方圏の人口割合 ＜アウトカム指標＞	49%	22年度	平成22年度並み	27年度	平成22年度並み	—	地方圏から三大都市圏への人口流出を極力抑え、需要と供給の両面から地方圏の経済成長を支えることが、地域活性化に寄与すると考えられることから、指標として設定(地方圏の人口割合は国勢調査によって判明するため、目標年度は平成27年度としている。)			

過疎地域などの条件不利地域の自立・活性化の支援等により、地域の元気をつくること	5	子ども農山漁村交流プロジェクト参加児童数 ＜アウトプット指標＞	59,042人	26年度	57,000人	28年度	57,800人	57,000人	都市と農山漁村の交流や地域おこしに役立つ人材の活用を推進することで、地方公共団体による地域づくりや地域活性化に寄与すると考えられることから、指標として設定。 子ども農山漁村交流プロジェクト参加児童数について、小学校の児童数の減少を考慮しているため、目標値（27年度、28年度）が基準値（26年度）を下回っている。 また、地域おこし協力隊について、平成26年6月に安倍総理から「（平成28年度までに）隊員数を3,000人にする」よう、総務大臣に指示があったところ。
	⑥	地域おこし協力隊員と集落支援員（専任）の合計人数 ＜アウトプット指標＞	2,369人	26年度	4,000人以上	28年度	4,000人以上		※子ども農山漁村交流プロジェクトの活動例：小学校の児童を対象とした宿泊体験活動（農山漁村での自然体験、農林漁業体験等） ※地域おこし協力隊の活動例：地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR、地域メディアやSNSなど使った情報発信等の地域おこしの支援、農林水産業への従事、健康づくり支援や野生鳥獣の保護管理等の活動を実施。 ※集落支援員の活動例：集落への「目配り」として集落の巡回、集落点検（「人口・世帯数の動向」「通院・買物・共同作業の状況、農地の状況」などの項目について、市町村職員や住民と共に点検）を実施するとともに、集落の自主的活動への支援等を行う。 【参考】 （平成25年度値） 子ども農山漁村交流プロジェクト参加児童数 57,078人 地域おこし協力隊員と集落支援員（専任）の合計人数 1,719人 （平成24年度値） 子ども農山漁村交流プロジェクト参加児童数 62,389人 地域おこし協力隊員と集落支援員（専任）の合計人数 1,311人 （平成23年度値） 子ども農山漁村交流プロジェクト参加児童数 60,997人 地域おこし協力隊員と集落支援員（専任）の合計人数 1,010人
							—	—	※平成25年6月末時点では地域おこし協力隊の任期終了者366名のうち、約6割（218人）が定住もしくは地域協力活動に従事している（平成25年度地域おこし協力隊の定住状況等に係るアンケート結果）。
7	中心市街地活性化ソフト事業の実施件数 ＜アウトプット指標＞	848件	24～26年度の平均	850件以上	28年度	848件以上	850件以上	地方公共団体が中心市街地活性化のためのイベント等のソフト事業を積極的に実施することにより、地域振興が促進されると考えられることから、指標として設定。	
多文化共生を推進し、地域のグローバル化を図ること	⑧	JETプログラムの招致人数 ＜アウトプット指標＞	JETプログラムの招致人数4,476人 （平成26年7月1日現在）	26年度	前年を超えるJETプログラム招致人数の確保	28年度	前年を超えるJETプログラム招致人数の確保	前年を超えるJETプログラム招致人数の確保	JETプログラムを通じた外国語教育の充実や地域レベルでの国際交流の充実、多文化共生に関する計画・指針等の策定による計画的・総合的な多文化共生の推進等により、地域の国際化が促進されると考えられることから、指標として設定。
	9	「地域における多文化共生推進プラン」の普及状況 ＜アウトプット指標＞	外国人住民が人口の2%以上を占める全市における多文化共生に関する計画・指針の策定割合 82% （平成26年4月1日現在）	26年度	外国人住民が人口の2%以上を占める全市における多文化共生に関する計画・指針の策定割合 85%	28年度	外国人住民が人口の2%以上を占める全市における多文化共生に関する計画・指針の策定割合 85%	—	※JETプログラムは、「語学指導等を行う外国青年招致事業」（The Japan Exchange and Teaching Programme）の略称で、総務省、外務省、文部科学省及び一般財団法人自治体国際化協会（CLAIR）の協力の下、地方公共団体が実施している事業であり、海外から招致した外国青年が、日本全国の学校での語学指導に従事したり、自治体での国際交流事業に携わることにより、地域の住民と様々な形で交流を深めている。

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) (※2)			関連する 指標(※3)	達成手段の概要等 (※4)	平成27年行政事業 レビュー事業番号
		25年度	26年度	27年度			
(1)	地域振興に必要な経費(「地域経済循環の創造」の推進に要する経費、過疎地域振興対策に要する経費、定住自立圏構想推進費等除く。)	後日記載		85百万円	5~9	後日記載	0010
(2)	「地域経済循環の創造」の推進に要する経費(平成24年度)			2,525百万円	1		0011
(3)	過疎地域振興対策等に要する経費(昭和46年度)			700百万円	3		0012
(4)	定住自立圏構想推進費(平成21年度)			7百万円	4		0013
(5)	「域学連携」地域活力創出モデル実証事業(平成24年度)			-	—		0014
(6)	「分散型エネルギーインフラ」プロジェクトの推進に要する経費(平成25年度)			36百万円	2		0015
(7)	都市・農山漁村の教育交流による地域活性化推進に要する経費(平成25年度)			30百万円	5		0016
(8)	暮らしを支える地域運営組織のあり方に関する調査研究事業に要する経費(平成26年度)			11百万円	—		0017
(9)	公民連携によるまちなか再生の研究に要する経費(平成26年度)			—	—		0018
(10)	地域における生活支援サービス提供の実証事業に要する経費(平成26年度)			—	—		0019
(11)	地域の担い手創造に要する経費(平成26年度)			—	6		0020
(12)	機能連携広域経営推進調査事業に要する経費(平成26年度)			25百万円	—		0021
(13)	地方への移住・交流の推進に要する経費(平成26年度)			103百万円	3		0022
(14)	地域おこし協力隊の推進に要する経費(平成26年度)			85百万円	6		0023
(15)	公共クラウド構築事業(平成25年度)			—	—		0053
(16)	2020年オリンピック・パラリンピック東京大会及びラグビーワールドカップ2019を通じた地域活性化に要する経費			19百万円	—		新27-0003
(17)	条件不利地域における日常生活機能確保のための実証事業に要する経費			10百万円	3		新27-0004
(18)	過疎地域自立促進特別措置法(平成12年)	—	—	—	3	人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与する。	

(19)	中心市街地の活性化に関する法律(平成10年)	—	—	—	7 中心市街地が地域の経済及び社会の発展に果たす役割の重要性にかんがみ、近年における急速な少子高齢化の進展、消費生活の変化等の社会経済情勢の変化に対応して、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、中心市街地の活性化に関し、基本理念、政府による基本方針の策定、市町村による基本計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けた基本計画に基づく事業に対する特別の措置、中心市街地活性化本部の設置等について定め、もって地域の振興及び秩序ある整備を図り、国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与する。													
政策の予算額・執行額		後日記載			政策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施政方針演説等の名称</th> <th>年月日</th> <th>関係部分(抜粋)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「経済財政運営と改革の基本方針2014」(閣議決定)</td> <td>平成26年6月24日</td> <td>第2章 3 (3) 観光・交流等による都市・地域再生、地方分権、集約・活性化「地域の元気創造プラン」を強かに推進し、産・学・官の連携により、雇用吸収力の大きい企業の創出や、分散型エネルギーインフラ・プロジェクトの産業化を目指した全国展開、公共クラウドの本格運用による地域の魅力あるデータの発信などを行う。(略)また、外部人材の知見を活用しUターンを組み合わせた地域への人材還流を促す仕組みを拡充する。過疎地域や、離島・奄美等、半島を含む条件不利地域においては、近隣地域との調和ある発展にも留意しつつ、基幹集落を中心としたネットワーク化を推進し、必要な交通基盤の維持を含む日常生活機能の確保や地域産業の振興により定住環境を整備して、集落の活性化を図る。</td> </tr> <tr> <td>「日本再興戦略」改訂2014(閣議決定)</td> <td>平成26年6月24日</td> <td>第二 一. 日本産業再興プラン 5-3. 環境・エネルギー制約の克服 自治体も含めた地域の雇用創出の観点からも、未利用熱エネルギー等の熱エネルギーの有効利用に取り組む。 6 地域活性化・地域構造改革の実現/中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新 ①(略)「集約とネットワーク化」の考え方にに基づき、プラットフォームの構築と連携して地方中枢拠点都市圏・定住自立圏や集約ネットワーク圏の形成等について2015年度から全国展開を図るなど積極的に支援を行う。 ②(略)自治体を中心とした産学官金の連携の下、地域経済イノベーションサイクルによる支援、産業競争力強化法に基づく中小企業の創業支援のスキームの活用等により、雇用吸収力の大きい地域の企業を立ち上げる。</td> </tr> <tr> <td>まち・ひと・しごと創生総合戦略(閣議決定)</td> <td>平成26年12月27日</td> <td>Ⅲ. 今後の施策の方向 2. 政策パッケージ ◎ (1)-(イ)-① 包括的創業支援 ◎ (1)-(ウ)-⑤ 分散型エネルギーの推進 ◎ (2)-(ア)-④ 「地域おこし協力隊」と「田舎で働き隊」の統合拡充 ◎ (4)-(オ)-② 定住自立圏の形成の促進 ◎ (4)-(ア)-① 「小さな拠点」(多世代交流・多機能型拠点)の形成</td> </tr> </tbody> </table>	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)	「経済財政運営と改革の基本方針2014」(閣議決定)	平成26年6月24日	第2章 3 (3) 観光・交流等による都市・地域再生、地方分権、集約・活性化「地域の元気創造プラン」を強かに推進し、産・学・官の連携により、雇用吸収力の大きい企業の創出や、分散型エネルギーインフラ・プロジェクトの産業化を目指した全国展開、公共クラウドの本格運用による地域の魅力あるデータの発信などを行う。(略)また、外部人材の知見を活用しUターンを組み合わせた地域への人材還流を促す仕組みを拡充する。過疎地域や、離島・奄美等、半島を含む条件不利地域においては、近隣地域との調和ある発展にも留意しつつ、基幹集落を中心としたネットワーク化を推進し、必要な交通基盤の維持を含む日常生活機能の確保や地域産業の振興により定住環境を整備して、集落の活性化を図る。	「日本再興戦略」改訂2014(閣議決定)	平成26年6月24日	第二 一. 日本産業再興プラン 5-3. 環境・エネルギー制約の克服 自治体も含めた地域の雇用創出の観点からも、未利用熱エネルギー等の熱エネルギーの有効利用に取り組む。 6 地域活性化・地域構造改革の実現/中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新 ①(略)「集約とネットワーク化」の考え方にに基づき、プラットフォームの構築と連携して地方中枢拠点都市圏・定住自立圏や集約ネットワーク圏の形成等について2015年度から全国展開を図るなど積極的に支援を行う。 ②(略)自治体を中心とした産学官金の連携の下、地域経済イノベーションサイクルによる支援、産業競争力強化法に基づく中小企業の創業支援のスキームの活用等により、雇用吸収力の大きい地域の企業を立ち上げる。	まち・ひと・しごと創生総合戦略(閣議決定)	平成26年12月27日	Ⅲ. 今後の施策の方向 2. 政策パッケージ ◎ (1)-(イ)-① 包括的創業支援 ◎ (1)-(ウ)-⑤ 分散型エネルギーの推進 ◎ (2)-(ア)-④ 「地域おこし協力隊」と「田舎で働き隊」の統合拡充 ◎ (4)-(オ)-② 定住自立圏の形成の促進 ◎ (4)-(ア)-① 「小さな拠点」(多世代交流・多機能型拠点)の形成
						施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)										
						「経済財政運営と改革の基本方針2014」(閣議決定)	平成26年6月24日	第2章 3 (3) 観光・交流等による都市・地域再生、地方分権、集約・活性化「地域の元気創造プラン」を強かに推進し、産・学・官の連携により、雇用吸収力の大きい企業の創出や、分散型エネルギーインフラ・プロジェクトの産業化を目指した全国展開、公共クラウドの本格運用による地域の魅力あるデータの発信などを行う。(略)また、外部人材の知見を活用しUターンを組み合わせた地域への人材還流を促す仕組みを拡充する。過疎地域や、離島・奄美等、半島を含む条件不利地域においては、近隣地域との調和ある発展にも留意しつつ、基幹集落を中心としたネットワーク化を推進し、必要な交通基盤の維持を含む日常生活機能の確保や地域産業の振興により定住環境を整備して、集落の活性化を図る。										
「日本再興戦略」改訂2014(閣議決定)	平成26年6月24日	第二 一. 日本産業再興プラン 5-3. 環境・エネルギー制約の克服 自治体も含めた地域の雇用創出の観点からも、未利用熱エネルギー等の熱エネルギーの有効利用に取り組む。 6 地域活性化・地域構造改革の実現/中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新 ①(略)「集約とネットワーク化」の考え方にに基づき、プラットフォームの構築と連携して地方中枢拠点都市圏・定住自立圏や集約ネットワーク圏の形成等について2015年度から全国展開を図るなど積極的に支援を行う。 ②(略)自治体を中心とした産学官金の連携の下、地域経済イノベーションサイクルによる支援、産業競争力強化法に基づく中小企業の創業支援のスキームの活用等により、雇用吸収力の大きい地域の企業を立ち上げる。																
まち・ひと・しごと創生総合戦略(閣議決定)	平成26年12月27日	Ⅲ. 今後の施策の方向 2. 政策パッケージ ◎ (1)-(イ)-① 包括的創業支援 ◎ (1)-(ウ)-⑤ 分散型エネルギーの推進 ◎ (2)-(ア)-④ 「地域おこし協力隊」と「田舎で働き隊」の統合拡充 ◎ (4)-(オ)-② 定住自立圏の形成の促進 ◎ (4)-(ア)-① 「小さな拠点」(多世代交流・多機能型拠点)の形成																

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

※2 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※3 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることもある。

※4 達成手段の概要及び平成27年度における成果指標等を記載。

政策評価の事前分析表(平成27年度実施政策)

(総務省27-⑤)

政策 ^(※1) 名	政策5: 地方財源の確保と地方財政の健全化				担当部局課室名	自治財政局財政課 他4課	作成責任者名	自治財政局財政課長 内藤 尚志		
政策の概要	地方財政計画の策定等を通じ地方の安定的な財政運営に必要な財源を確保するとともに、地方公共団体財政健全化法の適切な運用等により地方公共団体及び地方公営企業等の財政健全化を推進する。						分野【政策体系上の位置付け】	地方行財政		
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	地方公共団体の安定的な財政運営に資するため必要となる地方財源を確保するとともに、地方財政の健全化を推進する。						政策評価実施 予定時期	平成30年8月		
施策目標	測定指標	基準(値)		目標(値)		年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度		目標年度		27年度	28年度	29年度		
安定的な財政運営に必要な地方財源を確保すること	① 一般財源総額 一般財源比率 <アウトカム指標>	平成27年度一般財源総額 (通常収支) 61兆5,485 億円 (水準超経費除き60兆 1,685億円) 平成27年度一般財源比率 (通常収支) 66.9%	26年度	地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源の総額を確保する。	29年度	地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源の総額を確保する。	-	-	-	地方の安定的な財政運営のためには、地方財政計画において地方公共団体の事務・事業を適切に見込むとともに、地方の財源不足について適切な補填措置を講ずることにより必要な一般財源総額を確保する必要があることから、指標として設定。 【参考(平成25年度実績)】 平成26年度一般財源総額 (通常収支) 60兆3,577億円 (水準超経費除き59兆4,277億円) 平成26年度一般財源比率 (通常収支) 65.7% 平成25年度一般財源総額 (通常収支) 59兆7,526億円 (水準超経費除き59兆26億円) 平成25年度一般財源比率 (通常収支) 65.4% 平成24年度一般財源総額 (通常収支) 59兆6,241億円 (水準超経費除き58兆9,741億円) 平成24年度一般財源比率 (通常収支) 65.3%
	2 地方債依存度 <アウトカム指標>	平成27年度地方債依存度 (通常収支) 11.1%	26年度	経済状況等を踏まえつつ、歳入総額に占める地方債の割合の適正化に努める。	29年度	経済状況等を踏まえつつ、歳入総額に占める地方債の割合の適正化に努める。	-	-	-	平成26年度地方債依存度 (通常収支) 12.7% 平成25年度地方債依存度 (通常収支) 13.6% 平成24年度地方債依存度 (通常収支) 13.6%
	3 借入金残高 <アウトカム指標>	平成27年度末見込み 199兆円	26年度	経済状況等を踏まえつつ、借入金残高の適正化に努める。	29年度	経済状況等を踏まえつつ、借入金残高の適正化に努める。	-	-	-	借入金残高 平成26年度末見込み 200兆円 平成25年度末見込み 201兆円 平成24年度末見込み 201兆円
	4 地方財政対策の 状況 <アウトカム指標>	平成27年度財源不足額(通常収支) 7兆8,205億円を以下により補填 ・地方交付税の増額 2兆5,155億円 ・臨時財政対策債の発行 4兆5,249億円 ・財源対策債の増発 7,800億円	26年度	地方の安定的な財政運営に必要な財源を確保するため、臨時財政対策債の発行を抑制しつつ、地方の財源不足について適切な補填措置を講ずる。	29年度	地方の安定的な財政運営に必要な財源を確保するため、臨時財政対策債の発行を抑制しつつ、地方の財源不足について適切な補填措置を講ずる。	-	-	-	平成26年度財源不足額(通常収支) 10兆5,938億円を以下により補填 ・地方交付税の増額 4兆2,186億円 ・臨時財政対策債の発行 5兆5,952億円 ・財源対策債の増発 7,800億円 平成25年度財源不足額(通常収支) 13兆2,808億円を以下により補填 ・地方交付税の増額 6兆2,676億円 ・臨時財政対策債の発行 6兆2,131億円 ・財源対策債の増発 8,000億円 平成24年度財源不足額(通常収支) 13兆6,846億円を以下により補填 ・地方交付税の増額 6兆7,313億円 ・臨時財政対策債の発行 6兆1,333億円 ・財源対策債の増発 8,200億円
<small>※臨時財政対策債：地方財源の不足に対処するため、地方交付税として交付されるべき額の一部を振り替えて発行される地方債。 ※財源対策債：地方財源の不足に対処するため、経済的経費に対する</small>										

	5	東日本大震災による被害を受けた地方公共団体に対する財政措置 <アウトカム指標>	震災復興特別交付税 平成27年度（当初） 5,898億円	26年度	被災地の復興に真に必要な事業の実施に支障が生じないよう適切に対応する。	29年度	被災地の復興に真に必要な事業の実施に支障が生じないよう適切に対応する。 — — — 被災地の復興に真に必要な事業の実施に支障が生じないよう適切に対応する。 平成26年度（当初+補正） 5,750億円 平成25年度（当初+補正） 6,627億円 平成24年度（当初+補正） 6,704億円
地方財政の健全化を推進すること	6	実質公債費比率等の状況 <アウトカム指標>	<p>○平成25年度決算に基づく実質公債費比率等の平均値</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実質公債費比率 都道府県13.5%、市町村8.6% ・将来負担比率 都道府県200.7%、市町村51.0% <p>○平成25年度末における財政健全化団体等の数（平成25年度をもって計画を完了した団体を除く）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財政健全化団体 1団体 ・財政再生団体 1団体 ・経営健全化団体 17団体（18公営企業会計） <p>○平成25年度をもって計画を完了した団体の数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財政健全化団体 1団体 ・財政再生団体 0団体 ・経営健全化団体 7団体（7公営企業会計） <p>○平成25年度決算に基づく健全化判断比率等が新たに基準以上となった団体の数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・早期健全化基準 0団体 ・財政再生基準 0団体 ・経営健全化基準 5団体（5公営企業会計） 	26年度	実質公債費比率等を基に各地方公共団体における財政健全化の取組を促進する。	29年度	<p>地方財政の健全化のためには、実質公債費比率等を基に各地方公共団体における財政健全化の取組を促進することから、指標として設定。</p> <p>【参考（平成25年度実績）】</p> <p>○平成24年度決算に基づく実質公債費比率等の平均値</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実質公債費比率 都道府県 13.7% 市町村 9.2% ・将来負担比率 都道府県 210.5% 市町村 60.0% <p>○平成23年度決算に基づく実質公債費比率等の平均値</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実質公債費比率 都道府県 13.9% 市町村 9.9% ・将来負担比率 都道府県 217.5% 市町村 69.2% <p>○平成22年度決算に基づく実質公債費比率等の平均値</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実質公債費比率 都道府県 13.5% 市町村 10.5% ・将来負担比率 都道府県 220.8% 市町村 79.7% <p>○平成24年度末における財政健全化団体等の数（平成24年度をもって計画を完了した団体を除く）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財政健全化団体 2団体 ・財政再生団体 1団体 ・経営健全化団体 19団体（20公営企業会計） <p>○平成23年度末における財政健全化団体等の数（平成23年度をもって計画を完了した団体を除く）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財政健全化団体 2団体 ・財政再生団体 1団体 ・経営健全化団体 27団体（32公営企業会計） <p>○平成22年度末における財政健全化団体等の数（平成22年度をもって計画を完了した団体を除く）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財政健全化団体 6団体 ・財政再生団体 1団体 ・経営健全化団体 32団体（38公営企業会計） <p>○平成24年度をもって計画を完了した団体の数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財政健全化団体 0団体 ・財政再生団体 0団体 ・経営健全化団体 11団体（12公営企業会計） <p>○平成23年度をもって計画を完了した団体の数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財政健全化団体 4団体 ・財政再生団体 0団体 ・経営健全化団体 5団体（6公営企業会計） <p>○平成22年度をもって計画を完了した団体の数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財政健全化団体 7団体 ・財政再生団体 0団体 ・経営健全化団体 7団体（10公営企業会計） <p>○平成24年度決算に基づく健全化判断比率等が新たに基準以上となった団体の数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・早期健全化基準 0団体 ・財政再生基準 0団体 ・経営健全化基準 1団体（1公営企業会計） <p>○平成23年度決算に基づく健全化判断比率等が新たに基準以上となった団体の数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・早期健全化基準 0団体 ・財政再生基準 0団体 ・経営健全化基準 5団体（5公営企業会計） <p>○平成22年度決算に基づく健全化判断比率等が新たに基準以上となった団体の数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・早期健全化基準 0団体 ・財政再生基準 0団体 ・経営健全化基準 2団体（2公営企業会計）

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) (※2)			関連する 指標	達成手段の概要等	平成27年行政事業 レビュー事業番号	
		25年度	26年度	27年度				
(1)	地方財政制度の整備に必要な経費	後日記載		49百万円	1~6	後日記載	0021	
(2)	地方交付税交付金及び地方特例交付金に必要な経費			16,541,212百万円	1,4,5		—	
(3)	地方交付税法(昭和25年)	—	—	—	1~5	内閣は、毎年度左に掲げる事項を記載した翌年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類を作成し、これを国会に提出するとともに、一般に公表しなければならない。		
(4)	地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年)	—	—	—	6	地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表の制度を設け、当該比率に応じて、地方公共団体が財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定する制度を定めるとともに、当該計画の実施の促進を図るための行財政上の措置を講ずることにより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的とする。		
政策の予算額・執行額		後日記載			政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
						後日記載		

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

※2 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※3 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることがある。

※4 達成手段の概要及び平成27年度における成果指標等を記載。

政策評価の事前分析表(平成27年度実施政策)

(総務省27-⑥)

政策 ^(※1) 名	政策6:分権型社会を担う地方税制度の構築				担当部局課室名	自治税務局企画課 他5課室	作成責任者名	自治税務局企画課長 開出 英之			
政策の概要	分権型社会を推進する中で、地方がその役割を十分に果たすため、地方税を充実し、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築する。また、住民自治の確立に向けた地方税制度改革を行う。						分野【政策体系上の位置付け】	地方行財政			
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	自らの発想で特色を持った地域づくりができるよう、地方分権を推進し、その基盤となる地方税の充実確保を図るとともに、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築する。また、公共サービスの対価を広く公平に分ち合うという地方税の応益課税を強化する。						政策評価実施 予定時期	平成29年8月			
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定 指標は、主要な測定指 標)		基準(値)		目標(値)		年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠	
			基準年度	目標年度	年度ごとの実績(値)						
			25年度	28年度	26年度	27年度	28年度				
地方税を充実し、税源の偏在性が 少なく、税収が安定的な地方税体 系を構築すること	1	国・地方間の税 源配分比率 <アウトカム指標>	国：地方 =58.2：41.8 (平成24年度決算)	25年度	地方が自由に使える 財源を拡充する 観点から、国と地 方の税源配分の在 り方を見直す。	28年度	地方が自由に使える財源を拡充する観点から、国と地方の税源配分の在り方を見直す。	国：地方 =59.6：40.4 (平成25年度決算)	—	—	地方税の充実や国と地方の税源配分の在り方を見直しによって、地方への税源配分比率が高まることとなるため、指標として設定。 ※ただし、景気の変動等、他の要因の影響を受ける可能性がある。 【参考】 (平成23年度決算) 国：地方=57.4：42.6 (平成22年度決算) 国：地方=56.5：43.5
	②	歳入総額に占める 地方税の割合 <アウトカム指標>	地方税の割合 34.5% (平成24年度決算)	25年度	地方税を拡充し、 歳入総額に占める 地方税の割合を拡 充する。	28年度	地方税を拡充し、歳入総額に占める地方税の割合を拡充する。	地方税の割合 35.0% (平成25年度決算)	—	—	地方税を充実させ、税収が安定的な地方税体系を構築することによって、歳入総額に占める割合が増加するため、指標として設定。 ※ただし、景気の変動等、他の要因の影響を受ける可能性がある。 【参考】 (平成23年度決算) 34.1% (平成22年度決算) 35.2%
	3	地方税の都道府 県別人口一人当 たり税収額の最 大値と最小値の 比較 <アウトカム指標>	最大値／最小値 2.5 倍 (平成24年度決算)	25年度	税源の偏在性が少 ない地方税体系を 構築する。	28年度	税源の偏在性が少ない地方税体系を構築する。	最大値／最小値 2.6倍 (平成25年度決算)	—	—	都道府県別人口一人当たり税収額の比較は、税源の偏在性を示す一つの目安となるため、指標として設定。 ※ただし、景気の変動等、他の要因の影響を受ける可能性がある。 【参考】 (平成23年度決算) 最大値／最小値 2.5倍 (平成22年度決算) 最大値／最小値 2.6倍
住民自治の確立に向けた地方税制 度改革を実施すること	4	地方税制度の 「自主的な判 断」と「執行の 責任」を拡大す る方向で改革す るための取組 <アウトカム指標>	地域決定型地方税制特 例措置既存導入数 9 項目 (平成26年度税制改正)	25年度	地方団体の課税自 主権の一層の拡充 を図る観点から、 引き続き検討を行 い、特例の対象を 更に拡充する。	28年度	地方団体の課税自主権の一層の拡充を図る観点から、引き続き検討を行い、特例の対象を更に拡充する。	地域決定型地方税制特 例措置既存導入数 8 項目 (平成27年度税制改正)	—	—	地方税制度の「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大する方向で取り組むことは、住民自治の確立に向けた地方税制度改革につながると考えられるため、指標として設定。(「地域決定型地方税制特例措置」とは、国が一律に定めていた特例措置の内容を地方団体が自主的に判断し、条例で決定できるようにする仕組み) 【参考】 (平成25年度税制改正における導入数) 1項目 (平成24年度税制改正における導入数) 2項目
	⑤	地方税における 税負担軽減措置 等のうち、特定 の政策目的のた めに税負担の軽 減等を行う「政 策減税措置」の 項目数 <アウトカム指標>	54項目を見直し (うち5項目を廃止・ 縮減) (平成26年度税制改正)	25年度	引き続き見直しを 行い、適用僅少の 特例等につき廃 止・縮減を実施。	28年度	引き続き見直しを行い、適用僅少の特例等につき廃止・縮減を実施。	66項目を見直し (うち14項目を廃止・ 縮減) (平成27年度税制改正)	—	—	税負担軽減措置等を見直すことは、住民自治の確立に向けた地方税制度改革につながると考えられるため、指標として設定。 【参考】 (平成25年度税制改正) 62項目を見直し(うち16項目を廃止・縮減) (平成24年度税制改正) 46項目を見直し(うち15項目を廃止・縮減)

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) (※2)			関連する 指標(※3)	達成手段の概要等 (※4)	平成27年行政事業 レビュー事業番号						
		25年度	26年度	27年度									
(1)	地方税制度の整備に必要な経費	後日記載		30百万円	1~5	後日記載	0022						
(2)	ふるさと納税の手続き簡素化及びPR			—	—		—	—					
(3)	地方税法(昭和25年)	—	—	—	1~5	地方団体は、この法律の定めるところによって、地方税を賦課徴収することができる。							
政策の予算額・執行額		後日記載			政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施政方針演説等の名称</th> <th>年月日</th> <th>関係部分(抜粋)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年度税制改正の大綱(閣議決定)</td> <td>平成27年1月14日</td> <td>現下の経済情勢等を踏まえ、デフレ脱却・経済再生をより確実なものにしていくため、成長志向に重点を置いた法人税改革、高齢者層から若年層への資産の早期移転を通じた住宅市場の活性化等のための税制上の措置を講ずる。地方創生に取り組むため、企業の地方拠点強化、結婚・子育ての支援等のための税制上の措置を講ずる。さらに、経済再生と財政健全化を両立するため、消費税率の10%への引上げ時期の変更等のための税制上の措置を講ずる。</td> </tr> </tbody> </table>	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)	平成27年度税制改正の大綱(閣議決定)	平成27年1月14日	現下の経済情勢等を踏まえ、デフレ脱却・経済再生をより確実なものにしていくため、成長志向に重点を置いた法人税改革、高齢者層から若年層への資産の早期移転を通じた住宅市場の活性化等のための税制上の措置を講ずる。地方創生に取り組むため、企業の地方拠点強化、結婚・子育ての支援等のための税制上の措置を講ずる。さらに、経済再生と財政健全化を両立するため、消費税率の10%への引上げ時期の変更等のための税制上の措置を講ずる。	
施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)											
平成27年度税制改正の大綱(閣議決定)	平成27年1月14日	現下の経済情勢等を踏まえ、デフレ脱却・経済再生をより確実なものにしていくため、成長志向に重点を置いた法人税改革、高齢者層から若年層への資産の早期移転を通じた住宅市場の活性化等のための税制上の措置を講ずる。地方創生に取り組むため、企業の地方拠点強化、結婚・子育ての支援等のための税制上の措置を講ずる。さらに、経済再生と財政健全化を両立するため、消費税率の10%への引上げ時期の変更等のための税制上の措置を講ずる。											

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

※2 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※3 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることもある。

※4 達成手段の概要及び平成26年度における成果指標等を記載。

政策評価の事前分析表(平成27年度実施政策)

(総務省26-⑦)

政策(※1)名	政策7:選挙制度等の適切な運用		担当部局課室名	自治行政局選挙部選挙課、管理課、政治資金課(他3室)	作成責任者名	自治行政局選挙部管理課長 杉原 弘敏		
	政策の概要	社会ニーズ等に対応した選挙制度に係る調査研究、選挙の管理執行体制の改善や選挙制度の周知等を実施するとともに、政治資金収支報告書の公表等による政治資金の透明化を図る。				分野【政策体系上の位置付け】	選挙制度等	
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	民主政治の健全な発達に寄与するため、選挙制度、政治資金制度及び政党助成制度等を適切に運用する。					政策評価実施予定時期	平成28年8月	
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値)	目標(値)		年度ごとの目標(値)		測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠	
			基準年度	目標年度	年度ごとの実績(値)			
			25年度	27年度	26年度	27年度		
公職選挙法の趣旨に則り、選挙制度の確立に寄与すること	① 有権者が投票しやすい環境整備の方策等の検討 <アウトプット指標>	有権者が投票しやすい環境整備の方策等の検討の実施	25年度	有権者が投票しやすい環境整備の方策等の検討の適切な実施	27年度	<ul style="list-style-type: none"> ・学識経験者・実務者で構成する「投票環境の向上方策等に関する研究会」を設置し、有権者が投票しやすい環境整備の方策等の検討を行う。 ・実現の目途が立ったものから、法令改正を行う。 	前年度に引き続き、投票環境の向上方策について研究会で検討を進めるとともに、中間報告の内容等を踏まえ実現可能なものから順次、法令改正を行う。	現在の地方公共団体におけるICT化の進展や関連制度・機器の整備状況等を踏まえて、有権者が投票しやすい環境を一層整備し、国政選挙・地方選挙における投票率の向上に努めていく必要があることから、指標として設定。 ※平成27年度も引き続き、投票環境の向上方策について研究を進めることとしたこと、また、今後は中間報告を踏まえた対応が必要となるため、26年度事前分析表に記載していた27年度目標を標記のように修正した。
	2 都道府県議選学区設定の見直しに係る改正法に基づく条例整備 <アウトカム指標>	都道府県議選学区設定見直しに係る改正法成立を受けて条例改正等の措置が終了した団体：57% (47団体内中27団体) (平成26年4月1日現在)	25年度	都道府県議選学区設定見直しに係る改正法成立を受けた条例改正等の措置について、改正法の施行日(平成27年3月1日)までに措置が終了した団体：100%	26年度	都道府県議選学区設定見直しに係る改正法成立を受けた条例改正等の措置について周知とフォローアップを行い、改正法の施行日(平成27年3月1日)までに措置が終了した団体を100%とする。 各都道府県に対して定例会ごとに条例改正等の状況について調査を行うなど、周知とフォローアップを行った結果、改正法の施行日までに措置が終了した団体は100%となった。	都道府県議会議員の選学区設定の見直しに係る改正法(施行期日：平成27年3月1日)の円滑な運用のため、指標として設定。	
	3 選挙制度に関する調査研究 <アウトプット指標>	選挙制度に関する調査研究の実施	25年度	選挙制度に関する調査研究の適切な実施	27年度	立法府における制度改革の動きに基づき、選挙制度に関する調査研究の適切な実施。 「投票環境の向上方策等に関する研究会」の開催等を通じて、選挙制度に関する調査研究を実施した。	社会的ニーズ等へ対応するため、選挙の管理執行等から明らかとなった問題に対応した調査検討を指標として設定。	

公明かつ適正な選挙執行を実現すること	4	常時啓発事業の実施等 ＜アウトプット指標＞	常時啓発事業のあり方等の検討結果を踏まえ、参加・実践等を通じた政治意識の向上事業や主権者教育推進方策の検討等を実施。	25年度	・参加・実践等を通じた政治意識の向上事業を全国に定着させる。 ・主権者教育推進方策を推進するとともに新しい方策の検討を行う。	27年度	<ul style="list-style-type: none"> ・成人を対象とした学習教材が少ないため、参加型学習教材を作成し、事例の充実を図る。 ・モデル事業、研修事業を実施。 ・将来の有権者である未成年者を対象とした、学校と連携した主権者教育を実施。 ・次期学習指導要領へ政治教育を位置づけるために、文部科学省と協議していく。 ・選挙権年齢の引下げという議論を踏まえ、新たに、文部科学省と連携して高校生向けの副教材及び指導用テキストを作成。 	—	選挙が公明かつ適正に行われるよう、選挙人の政治意識の向上を図っていくことが重要であることから、常時啓発のあり方等研究会における提言を踏まえた、常時啓発事業の実施等を指標として設定するとともに、選挙権年齢の引下げ法案が国会に提出されたことにより、周知啓発を行う必要があることから、指標として設定。 ※主権者教育とは、「若者の政治意識の向上」、「将来の有権者である子供たちの意識の醸成」、「地域の明るい選挙推進協議会活動の活性化」を柱とした取組を進めることなどにより、国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、判断し、行動していく「主権者」を育てるもの。
公明かつ適正な国民投票の執行を実現すること	5	憲法改正国民投票制度の周知啓発 ＜アウトカム指標＞	憲法改正国民投票制度の認知度：約70%（国民投票法に係る認知度調査報告書（平成22年2月現在）による）	25年度	憲法改正国民投票制度の認知度：90%	27年度	<ul style="list-style-type: none"> ・憲法改正国民投票の制度概要等について各種広報媒体を用い、広く国民に対し周知を図る。 ・憲法改正国民投票法改正法施行後4年以降は国民投票権年齢が18歳に引き下がるため、特に、新たに有権者の対象となる年齢層に対する啓発を実施する。 	—	国民投票権年齢を18歳に引き下げる等を内容とする憲法改正国民投票法改正法案（施行期日：公布日）が平成26年4月に国会に提出されたことから、制度内容を有権者・選挙管理委員会等へ周知啓発を行う必要があるため、指標として設定。 ※同法案は、平成26年6月20日に公布・施行された。
政治資金の透明性を確保すること	6	総務大臣届出政治団体の収支報告書提出率（収支報告書定期公表率） ＜アウトプット指標＞	<p>政党本部：100% 政党支部：100% 政治資金団体：100% 【平成24年分収支報告】</p> <p>国会議員関係政治団体の過去3カ年平均の提出率：94.9% 【平成22年分～平成24年分収支報告】</p> <p>政治団体全体の過去3カ年平均の提出率：86.7% 【平成22年分～平成24年分収支報告】</p>	25年度	<p>政党、政治資金団体について、提出率100%</p> <p>国会議員関係政治団体について、過去3カ年平均の提出率以上</p> <p>政治団体全体で、過去3カ年平均の提出率以上</p>	27年度	<p>政党、政治資金団体について、提出率100%</p> <p>国会議員関係政治団体について、過去3カ年平均の提出率以上</p> <p>政治団体全体で、過去3カ年平均の提出率以上</p>	—	収支報告書の提出率が高まることは、政治資金の透明性確保につながることから、指標として設定。

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) ※2			関連する 指標 (※3)	達成手段の概要等 ※4	平成27年行政事業 レビュー事業番号	
		25年度	26年度	27年度				
(1)	選挙制度等の整備に必要な経費 (参加・実践等を通じた政治意識向上に要する経費を除く。)	後日記載		52百万円	1~3.6	後日記載	0027	
(2)	参加・実践等を通じた政治意識向上に要する経費(昭和32年度)			134百万円	4.5		0028	
(3)	鹿児島県第2区選出の衆議院議員の補欠選挙に必要な経費 (平成26年度)			—	—		0029	
(4)	衆議院議員総選挙に必要な経費 (平成26年度)			—	—		0030	
(5)	公職選挙法(昭和25年)	—	—	—	1~4	日本国憲法 の精神に則り、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長を公選する選挙制度を確立し、その選挙が選挙人の自由に表明せる意思によつて公明且つ適正に行われることを確保し、もつて民主政治の健全な発達を期する。		
(6)	日本国憲法の改正手続に関する法律(平成19年)	—	—	—	5	日本国憲法第96条に定める日本国憲法の改正について、国民の承認に係る投票に関する手続を定めるとともに、あわせて憲法改正の発議に係る手続の整備を行う。		
(7)	政治資金規正法(昭和23年)	—	—	—	6	議会制民主政治の下における政党その他の政治団体の機能の重要性及び公職の候補者の責務の重要性にかんがみ、政治団体及び公職の候補者により行われる政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるようにするため、政治団体の届出、政治団体に係る政治資金の収支の公開並びに政治団体及び公職の候補者に係る政治資金の授受の規正その他の措置を講ずることにより、政治活動の公明と公正を確保し、もつて民主政治の健全な発達に寄与する。		
政策の予算額・執行額		後日記載			政策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
						—	—	—

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

※2 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※3 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることがある。

※4 達成手段の概要及び平成26年度における成果指標等を記載。

政策評価の事前分析表(平成27年度実施政策)

(総務省27-⑧)

政策(※1)名	政策8:電子政府・電子自治体の推進		担当部局課室名	大臣官房(企画課個人番号企画室)、行政管理局(行政情報システム企画課)、自治行政局(住民制度課、地域政策課地域情報政策室)		作成責任者名	大臣官房企画課個人番号企画室長 望月 明雄 行政情報システム企画課長 橋本 敏 住民制度課長 篠原 俊博 地域情報政策室長 増田 直樹	
	政策の概要	国民の利便性向上や行政の効率化等を図るため、オンラインによる行政サービスの提供、自治体クラウドの推進等の取組を実施。					分野【政策体系上の位置付け】	電子政府・電子自治体
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	国民の利便性の向上と行政運営の合理化、効率化及び透明性の向上等を図るため、ICTを活用した電子行政を推進する。						政策評価実施予定時期	平成28年8月
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値)	目標(値)		年度ごとの目標(値)		測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠	
			基準年度	目標年度	26年度	27年度		
総務省所管府省共通情報システム等の適切な構築・運用等を通じた電子政府の推進を図ること	1	国際連合「電子政府ランキング」における行政オンラインサービスの充実度ランキング<アウトカム指標>	9位	24年度	平成26年度値以上	28年度	平成24年度値以上 4位	・ICTの利活用による各国における成熟度を測る国連の電子政府ランキングの指標のうち、市民と政府の双方向性の確保や手続きのオンライン化等、中央政府における行政オンラインサービスの充実度を測るランキングを目標に設定。 ・目標(値)としては、2年に一度実施される国際ランキングを目標指標と置くことにより、電子政府の取組の実施状況を包括的に捉え、平成28年度においては、平成26年度実施のランキングを上回ることを目指すとして設定。
	2	電子政府の総合窓口(e-Gov)へのアクセス件数<アウトプット指標>	261,414千件	25年度	316,311千件	27年度	287,555千件 319,631千件	・行政の総合的なポータルサイトである「電子政府の総合窓口(e-Gov)」へのアクセス件数は、国民のe-Gov活用状況を表し、アクセス件数の増加は、オンラインによる行政サービスの質の向上を測るのに適切であるため、測定指標として設定。 ・目標(値)は、e-Govの掲載内容の充実等を行うことで、平成27年度におけるアクセス件数3億1,631万件(平成25年度比5,490万件増)以上を目指すとして設定。
	3	総務省所管府省共通情報システムの運用コスト<アウトプット指標>	853百万円未満(政府共通プラットフォーム移行等前のシステム運用コスト)	24年度	600百万円未満(政府共通プラットフォーム移行後のシステム運用コスト(対24年度3割減))	27年度	円滑なシステム移行に係る対応(並行運用等)を実施 システム更改に伴う政府共通プラットフォームへの移行を完了するなど、システム移行に係る対応を実施した。	・一元的な文書管理システム等政府全体で共用する情報システムを一元的に管理・運営することにより、政府全体として情報システム経費の削減を図り、ICTを活用した行政の合理化・効率化を図ってきたところ、現在の厳しい財政状況を踏まえれば、行政運営の更なる効率化が必要であることから、これらの総務省所管府省共通情報システムの運用コストを測定指標として設定。 ・システム更改を機に政府共通プラットフォームへの移行やシステム構成の見直し等を行い、運用コストを削減することにより、平成27年度を目標年度として、対24年度3割減を目指す。
	4	情報システム統一研修の受講者数<アウトプット指標>	7,516人	25年度	10,000人	27年度	8,000人 8,862人	・情報システムを活用した業務改革・サービス向上等が行える人材を多数育成するためには、まずは情報システム統一研修の受講者を増加させることが重要であることから、同研修の受講者数を測定指標として設定。 ・ICT人材の育成・活用に当たっては、職員のICT能力、情報システムのマネジメント力を育成し、電子行政推進の担い手を輩出するために、情報システム統一研修の研修プログラムの見直し(コースの新設)を検討するなどし、26年度8,000人以上、27年度10,000人以上を目指す。
	⑤	電子決裁率<アウトプット指標>	10%	24年度	60%	27年度	50% 61.9%(26年度上半期) ※26年度下半期実績は27年度前半に取りまとめ予定	60%(本府省部局80%) —

地方公共団体の情報化を推進し、 便利な行政サービスを提供するとともに、 効率的で災害に強い電子自治体を実現すること	6	自治体クラウドの全国的展開 ＜アウトプット指標＞	地方公共団体における自治体クラウドの取組の更なる加速の要因となる事柄について調査研究を実施すること等により、各地方公共団体の主体的な取組を支援し、自治体クラウドの全国的展開を推進。	25年度	地方公共団体における自治体クラウドの取組が加速するよう、平成26年3月に公表した新たな電子自治体推進指針のフォローアップ等により、各地方公共団体の主体的な取組を支援し、自治体クラウドの全国的展開を推進。	27年度	地方公共団体における自治体クラウドの取組の更なる加速の要因となる事柄について調査研究を実施すること等により、各地方公共団体の主体的な取組を支援し、自治体クラウドの全国的展開を推進。	地方公共団体における自治体クラウドの取組が加速するよう、平成26年3月に公表した新たな電子自治体推進指針のフォローアップ等により、各地方公共団体の主体的な取組を支援し、自治体クラウドの全国的展開を推進。	—	「世界最先端IT国家創造宣言」を受けて全面改訂した電子自治体推進指針に沿って、各地方公共団体が自治体クラウドの導入に主体的に取り組むことで、財政面等の負担軽減、行政事務の効率化、住民サービスの向上、行政情報の保水性や業務継続性の確保等につながると考えられることから、指標として設定。 【参考（平成25年度実績）】 「電子自治体の取組みを加速するための10の指針」を地方公共団体へ通知、公表した。（平成26年3月24日）
	7	地方行税政統計等・災害時等における情報通信メディアの活用 ＜アウトプット指標＞	・地方行税政の施策に係る基礎データベースの作成・管理・統計処理等の実施。 ・地方公共団体及び防災関係機関等における、通信衛星を利用した防災情報及び行政情報の伝達等を行うネットワークの安定的な運用を実施。	25年度	・地方行税政の施策に係る基礎データベースの作成・管理・統計処理等の実施。 ・地方公共団体及び防災関係機関等における、通信衛星を利用した防災情報及び行政情報の伝達等を行うネットワークの安定的な運用の実施。	27年度	・地方行税政の施策に係る基礎データベースの作成・管理・統計処理等を実施。 ・地方公共団体及び防災関係機関等において、通信衛星を利用することによって、防災情報及び行政情報の伝達等を行うネットワークの安定的な運用を実施。	・地方行税政の施策に係る基礎データベースの作成・管理・統計処理等を実施。 ・地方公共団体及び防災関係機関等において、通信衛星を利用することによって、防災情報及び行政情報の伝達等を行うネットワークの安定的な運用を実施。	—	地方行税政の施策に係る基礎データの収集・分析を行い、各種業務の遂行、各種施策の立案及び統計データの作成等を行うことにより、地方行税政の施策の安定的な運用に寄与し、また、全国の地方公共団体及び防災関係機関等において、通信衛星を利用することによって、防災情報及び行政情報の伝達等を行うネットワークの安定的な運用を実施することにより、地域社会における情報通信の高度化及び地域振興に寄与すると考えられることから、指標として設定。
	8	個人番号付番等システムの構築 ＜アウトプット指標＞	個人番号付番等システムの構築に関する設計・開発等を開始	24年度	個人番号付番等システムの稼働	27年度	個人番号付番等システムの構築 個人番号の生成、本人確認情報への個人番号の追加及び情報提供ネットワークへの住民票コードの提供等を行う個人番号付番等システムについて開発を実施	個人番号付番等システムの稼働	—	番号制度の導入に向け、当該制度の目標とする社会の実現に当たり、関係システムの整備が必要となることから、指標として設定。
番号制度を導入し、国民の給付と負担の公平性を確保するとともに、国民の利便性の向上、行政運営の効率化を図ること	9	情報提供ネットワークシステムの運用に向けた準備 ＜アウトプット指標＞	情報提供ネットワークシステムに係る調査等、運用に向けた準備を開始	25年度	情報提供ネットワークシステムに係る調査等、運用に向けた準備を実施	27年度	情報提供ネットワークシステムに係る調査等、運用に向けた準備を実施	情報提供ネットワークシステムに係る調査等、運用に向けた準備を実施	—	番号制度の円滑な導入に向けて、情報提供ネットワークシステムの円滑かつ効率的・安定的な運用を行うため、課題の分析や必要な対策等につき所要の検討を実施し、情報連携を開始するための準備が必要となることから、目標として設定。なお、情報提供ネットワークシステムの設計・開発・テストは内閣官房にて実施。平成29年1月に総務省に移管される予定となっている。 ※情報提供ネットワークシステム：行政機関等間の情報連携を行う基盤のシステムであり、総務大臣が設置・管理を行うもの。
	10	地方公共団体における情報システムの整備を推進 ＜アウトプット指標＞	地方公共団体における中間サーバーの整備を実施	25年度	地方公共団体における中間サーバーの整備を推進	27年度	地方公共団体で整備する中間サーバーのソフトウェアの開発 システムの要件定義・設計など、地方公共団体で整備する中間サーバーのソフトウェアの開発を実施	地方公共団体における中間サーバーの整備を推進	—	地方公共団体において、番号制度の導入に当たり関係情報システムの整備を行う中で、中間サーバーの整備が必要となることから、指標として設定。

	11	電子行政サービスの改善方策に関する調査研究 ＜アウトプット指標＞	電子行政サービスのあり方について調査研究を実施すること等により、各地方公共団体の主体的な取り組みを支援し、電子行政の推進を加速。	25年度	地方公共団体における情報システムを活用した行政サービスの改善方策について調査研究を行い、各地方公共団体が効率的な行政運営、住民サービスの向上を行うことを推進。	27年度	地方公共団体が効率的な行政運営、住民サービスの向上を行うことを推進。 オンライン申請等のICTを活用した行政サービスについて、現状や課題を把握し、行政サービスの質及び住民満足度の向上に繋がる改善方策を検討するための調査研究を実施。	—	地方公共団体が、自らの事務がどのように効率化され、住民満足度の向上に繋がるのかを認識した上で行政サービスを展開することで、行政事務の効率化、住民サービスの向上等につながると考えられることから、指標として設定。
達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) (※2)			関連する 指標(※3)	達成手段の概要等 (※4)	平成27年行政事業 レビュー事業番号		
		25年度	26年度	27年度					
(1)	電子入札システム運用事業(平成14年度)	後日記載		-	—	後日記載	0031		
(2)	情報システム高度化等推進事業(平成16年度)		214百万円	—	—		0032		
(3)	総務省LAN整備・運用事業(平成12年度)		2343百万円	—	—		0033		
(4)	総務省共通基盤支援設備・運用等事業(平成14年度)		99百万円	—	—		0034		
(5)	総務省ホームページ運営事業(平成12年度)		72百万円	—	—		0035		
(6)	電子政府関連事業(政府情報システム基盤整備)(平成15年度)		10,800百万円	—	—		0036		
(7)	総務省所管省共通情報システムの一元的な管理・運営(平成15年度)		386百万円	1,3,5	—		0037		
(8)	電子政府関連事業(ICT人材育成)(昭和35年度)		89百万円	4	—		0038		
(9)	電子政府関連事業(国民利便生向上・行政透明化)(平成13年度)		576百万円	1,2	—		0039		
(10)	住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ対策経費(平成15年度)		5百万円	—	—		0040		

(11)	地方行政統計等・災害時等における情報通信メディアの活用 に要する経費(○年度)	後日記載	110百万円	7	後日記載	0041
(12)	電磁的記録式投票導入支援経費(平成14年度)		9百万円	—		0042
(13)	政治資金・政党助成関係申請・届出オンラインシステム運営等 経費(平成16年度)		197百万円	—		0043
(14)	地方財政決算情報管理システム運営等経費(平成13年度)		188百万円	—		0044
(15)	自治体クラウドの取組の加速に向けた調査研究等(平成23年 度)		41百万円	6		0045
(16)	社会保障・税番号制度の導入及び利活用の検討に要する経費 (個人番号カードの普及・利活用に要する経費)(平成24年度)		45百万円	8		0046
(17)	社会保障・税番号制度の導入及び利活用の検討に要する経費 (携帯電話を利用した公的個人認証サービスに係る調査研究に 要する経費)(平成24年度)		48百万円	8		0047
(18)	社会保障・税番号制度の導入及び利活用の検討に要する経費 (個人番号を活用した今後の行政サービスのあり方に関する研 究会)(平成24年度)		19百万円	8		0048
(19)	電子調達システムの維持運用(平成23年度)		611百万円	—		0049
(20)	社会保障・税に関わる番号制度に関するシステム構築等に要す る経費(平成25年度)		50,508百万円	8		0050
(21)	番号制度の実施に必要なシステム整備等事業(平成24年度)		12,871百万円	9.10		0051
(22)	地方税務システムの社会保障・税に関わる番号制度との連携・ 活用のための検討に要する経費(平成23年度)		0.8百万円	—		0052
(23)	公共クラウド構築事業(平成25年度)		-	—		0053
(24)	電子行政サービスの改善方策に関する調査研究(平成25年度)		10百万円	11		0054
(25)	人事・給与関係業務情報システムの運用支援業務(平成25年 度)		11百万円	—		0055
(26)	不在者投票の投票用紙等のオンライン請求(平成27年度)		22百万円	—		新27-0005

政策の予算額・執行額	後日記載	政策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
			東日本大震災からの復興の基本方針(東日本大震災復興対策本部)	平成23年7月29日	5 復興施策 (3)地域経済活動の再生 ⑨交通・物流、情報通信 (iii)次世代の発展につながるよう、地方公共団体をはじめ幅広い分野へのクラウドサービスの導入推進など情報通信技術の利活用促進を行う。
			新たなオンライン利用に関する計画	平成23年8月3日	II オンライン利用の範囲 5 電子政府の総合窓口(e-Gov)の役割の見直し
			電子行政推進に関する基本方針	平成23年8月3日	第4 重要施策の推進 1. 政府におけるITガバナンス確立・強化 (1)IT投資管理の確立・強化 (4)情報システムの運用継続 5. オープンガバメント (2)行政情報の公開・提供
			日本再生の基本戦略	平成23年12月24日	・被災地で新成長戦略を先進的に取り組む主な施策例 ○ 情報通信技術の活用による地域の情報化 災害に強い情報通信インフラの整備や地域クラウドの導入により、安全・快適な地域の情報化と地方自治体の業務効率化を進める。 ・各分野において当面、重点的に取り組む施策 (2)分厚い中間層の復活(社会のフロンティアの開拓) ③持続可能で活力ある国土・地域の形成 ○ 都市・農山漁村の交流促進、地域資源の活用と域内循環等を通じた地域力の向上 クラウド等の情報通信技術の活用や、地域の自給力・創富力の向上、知の蓄積・連携等を通じた自立的な地域づくり等を進め、地域力の向上を図る。
世界最先端IT国家創造宣言	平成25年6月14日(平成26年6月24日改定)	III. 目指すべき社会・姿を実現するための取組 1. 革新的な新産業・新サービスの創出と全産業の成長を促進する社会の実現 (4)IT・データを活用した地域(離島を含む。)の活性化 スマートフォンやタブレット端末等の活用による効率化やサービス向上を図ることなどにより、魅力ある地域の元気を創造する取組を促すとともに、センサー、クラウド、災害時にも活用可能な情報通信基盤等のIT や地理空間情報(G空間情報)等、各種データの活用を組み合わせることにより、新たな街づくりモデルや離島におけるビジネスモデルを構築する。 3. 公共サービスがワンストップで誰でもどこでもいつでも受けられる社会の実現 (2)国・地方を通じた行政情報システムの改革 自治体クラウドについても、番号制度導入までの今後4年間を集中取り組み期間と位置づけ、番号制度の導入とあわせて共通化・標準			
経済財政運営と改革の基本方針	平成25年6月14日	第2章 強い日本、強い経済、豊かで安全・安心な生活の実現 4. 地域・農林水産業・中小企業等の再生なくして、日本の再生なし (1)特色を活かした地域づくり 「地域の元気創造プラン」を通じて、産・学・官・金の連携のもと、民間の資金を活用して、地域のイノベーションサイクルを構築し、雇用の拡大を図るとともに、エネルギー・インフラや公共クラウドなどの地域の基盤整備を進める。 6. 強い経済、豊かな生活を支える公的部門の改革 (4)世界最高水準の電子政府の実現 IT本部を中心に、関係府省と連携して、世界最高水準の電子政府・電子自治体を早期に実現する。 ・政府CIOの下での政府業務の徹底的な見直し、政府行政システムのクラウド化や自治体クラウドの推進、府省共通業務・システムの着実な開発・導入によるバック・オフィス業務の効率化により、行政コストの削減とサービスの質の向上を図る。 第3章 経済再生と財政健全化の両立 3. 主な歳出分野における重点化・効率化の考え方 (3)地方行財政制度の再構築に向けて (地方における公共サービスの「可視化」の推進) ・地域レベルの身近なデータの利活用を促すとともに、自治体クラウドの取組を加速させ、地方自治体のオープンガバメント化を進める。			

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

※2 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※3 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「-」となることがある。

※4 達成手段の概要及び平成26年度における成果指標等を記載。

政策評価の事前分析表(平成27年度実施政策)

(総務省27-⑨)

政策 ^(※1) 名	政策9:情報通信技術の研究開発・標準化の推進		担当部局課室名	情報通信国際戦略局 技術政策課 他3課室 総合通信基盤局 データ通信課 他1課室 情報流通行政局 情報セキュリティ対策室		作成責任者名	情報通信国際戦略局 技術政策課長 野崎 雅稔	
政策の概要	我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けて、情報通信技術の研究開発及び標準化を積極的に推進する。			分野【政策体系上の位置付け】	情報通信 (ICT政策)			
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	情報通信技術 (ICT) によるイノベーションを創出し、我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けて必要な技術を確立するため、ICTの研究開発・標準化を推進する。		政策評価実施 予定時期	平成28年8月				
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値)	基準年度	目標(値)	目標年度	年度ごとの目標(値)		測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績(値)		
						26年度	27年度	
我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けて必要な、情報通信技術の研究開発課題及び研究開発目標を適切に設定し、着実に研究開発を推進するとともに、研究開発目標を達成すること	① 外部専門家による評価において、当初の見込みどおりかそれを上回る成果があったと判定された課題の割合 ＜アウトプット指標＞	91%	25年度	90%	27年度	90%	90%	<p>研究開発の進捗及び目標達成度を客観的に評価・把握するため、研究開発課題の終了時における外部専門家による評価(研究開発期間終了年度の翌年度に実施)を指標として設定。基準値は平成23年度～平成25年度の実績値の平均値。</p> <p>《各年度の測定指標の実績値》 平成23年度: 88% 平成24年度: 93% 平成25年度: 93% 平成26年度: 評価未実施</p> <p>目標値の設定にあたっては、本政策で行う研究開発が、民間のみでは取り組むことが困難なハイリスクな研究開発課題について諸外国に先んじて取り組み、我が国の国際競争力の強化を目指すものであることから、「科学技術イノベーション総合戦略」(平成25年6月7日閣議決定)において「新たな価値創造は多くの失敗の上に成り立つ」とあるように、一定程度の失敗がやむを得ないものであることを踏まえて定めている。なお、研究開発の実施にあたっては、日頃からの調整や研究開発評価等のマネジメントを通じ、高い実績値を得られるよう取り組んでいるところ。</p>
	2 適切なPDCAサイクルのもとで研究開発施策を実施するための研究開発評価の着実な実施 ＜アウトプット指標＞	平成15年4月に外部専門家等による第1回情報通信技術の研究開発の評価に関する会合を開催し評価を実施	15年度	研究開発フェーズごとにおける研究開発評価の着実な実施	27年度	研究開発フェーズごとにおける研究開発評価の着実な実施	研究開発フェーズごとにおける研究開発評価の着実な実施	<p>国の研究開発評価に関する大綱的指針(内閣総理大臣決定)により、研究開発を効果的・効率的に推進するため研究開発評価を実施することが定められていることから指標として設定。</p> <p>《各年度の情報通信技術の研究開発の評価に関する会合の開催数》 平成23年度: 6回 平成24年度: 5回 平成25年度: 8回 平成26年度: 6回</p>

	3	競争的資金における研究開発課題の提案状況 ＜アウトプット指標＞	提案時における競争性の確保	25年度	提案時における競争性の確保	27年度	提案時における競争性の確保	提案時における競争性の確保	ICTにおけるイノベーションの創出、研究者や研究機関における研究開発力の向上等に資する独創性や新規性に富む研究開発課題の設定をどの程度喚起したかを把握するため、提案状況を指標として設定。基準及び目標については、よりよい課題を採択するために、提案時における競争性の確保としている。 《各年度の競争率(提案数/採択数)の実績値》 平成23年度：4.9倍 平成24年度：3.2倍 平成25年度：3.3倍 平成26年度：4.2倍 ※競争的資金：資源配分主体が広く研究開発課題等を募り、提案された課題の中から、専門家を含む複数の者による科学的・技術的な観点を中心とした評価に基づいて実施すべき課題を採択し、研究者等に配分する研究開発資金
							提案時における競争性を確保 (競争率(提案数/採択数) 4.2倍)	—	
我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現のために必要な技術を確立するため、研究開発の成果を展開するとともに、戦略的に標準化活動を推進し、「グローバルスタンダード」策定に貢献すること	4	研究開発成果の普及状況（標準化、実用化又は特許を取得した課題の割合） ＜アウトカム指標＞	100%	25年度	90%	27年度	90%	90%	研究開発成果の普及状況を定量的に評価・把握するため、各年度の追跡評価課題における追跡調査結果（標準化、実用化又は特許取得の状況）を指標として設定。基準値は平成23年度以降の実績値の平均値。 《各年度の測定指標の実績値》 平成23年度：100% 平成24年度：100% 平成25年度：100% 平成26年度：86% 目標値の設定にあたっては、標準の獲得、研究開発成果の実用化および特許の取得等の成果を得るためには、研究開発終了後、相応の時間を要する場合が一般的であることを踏まえて定めている。なお、研究開発の実施にあたっては、日頃からの調整や研究開発評価等のマネジメントを通じ、高い実績値を得られるよう取り組んでいるところ。 ※追跡調査：研究開発成果に関する状況調査 (研究開発終了年度の翌々年度より毎年実施) ※追跡評価：研究開発成果の展開状況等を評価 (研究開発終了後5年を目途に実施)
							86%	—	
	⑤	標準化提案の検討における規格等の策定支援件数 ＜アウトプット指標＞	6件	25年度	6件以上	27年度	6件以上	6件以上	情報通信技術の標準化の推進状況を定量的に把握するため、標準化提案の検討における規格等の策定支援件数を指標として設定。 《各年度の測定指標の実績値》 平成23年度：5件 平成24年度：5件 平成25年度：6件 平成26年度：6件
							6件	—	

達成手段 (開始年度)	予算額(執行額) (※2)			関連する 指標 (※3)	達成手段の概要等 (※4)	平成27年行政事業 レビュー事業番号
	25年度	26年度	27年度			
※達成手段は精査中です。						
(1) 準天頂衛星時刻管理系設備の運用に必要な経費 (平成24年度)			64百万円	—		0056
(2) 戦略的情報通信研究開発推進事業 (平成14年度)			1,956百万円	1,3		0057
(3) ビッグデータ時代に対応するネットワーク基盤技術の確立等(平成26年度事業名:ネットワーク仮想化技術の研究開発) (平成24年度)			600百万円	1,4		0058
(4) 情報通信分野の研究開発に関する調査研究 (平成4年度)			32百万円	2		0059
(5) 情報通信分野における戦略的な標準化活動の推進 (平成16年度)			141百万円	5		0060
(6) 先進的ICT国際標準化推進事業 (平成24年度)			—	1,4		0061
(7) ICT環境の変化に対応した情報セキュリティ対応方策の推進事業 (平成23年度)			405百万円	1,4		0062
(8) 国際連携によるサイバー攻撃予知・即応技術の研究開発 (平成23年度)			198百万円	1,4		0063
(9) 脳の仕組みを活かしたイノベーション創成型研究開発 (平成23年度)			—	1,4		0064
(10) 小型航空機搭載用高分解能合成開口レーダーの研究開発 (平成24年度)			—	1,4		0065
(11) 超高速・低消費電力光ネットワーク技術の研究開発 (平成24年度)			—	1,4		0066
(12) ICTイノベーション創出チャレンジプログラム (平成26年度)			537百万円	1,3		0067
(13) G空間プラットフォーム構築事業(G空間プラットフォームにおけるリアルタイム情報の利活用技術に関する研究開発) (平成26年度)			125百万円	1,4		0068
(14) 海洋資源調査のための次世代衛星通信技術に関する研究開発 (平成26年度)			81百万円	1,4		0069
(15) スマートなインフラ維持管理に向けたICT基盤の確立 (平成26年度)			153百万円	1,4		0070
(16) 巨大データ流通を支える次世代光ネットワーク技術の研究開発 (平成27年度)			600百万円	1,4		新27-0004
(17) グローバルコミュニケーション計画の推進-多言語音声翻訳技術の研究開発及び社会実証- (平成27年度)			1,383百万円	1,4		新27-0005

後日記載

後日記載

(18)	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充(所得税、法人税) (昭和42年度)	—	—	—	後日記載	—
(19)	技術研究組合の所得計算の特例(法人税) (昭和36年度)	—	—	—		—
(20)	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置(法人住民税) (昭和60年度)	—	—	—		—

政策の予算額・執行額	後日記載	政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
			(1) 科学技術イノベーション総合戦略2014	(1) 平成26年6月24日	(1) 第2章 科学技術イノベーションが取り組むべき課題 第3章 科学技術イノベーションに適した環境創出
			(2) 第4期科学技術基本計画	(2) 平成23年8月19日	(2) II. 将来にわたる持続的な成長と社会の発展の実現 III. 我が国が直面する重要課題への対応 V. 社会とともに創り進める政策の展開
			(3) 世界最先端IT国家創造宣言	(3) 平成25年6月14日 (平成26年6月24日改定)	(3) III. 目指すべき社会・姿を実現するための取組 IV. 利活用の裾野拡大を推進するための基盤の強化 V. 戦略の推進体制・推進方策
			(4) 日本再興戦略	(4) 平成25年6月14日 (平成26年6月24日改訂)	(4) 第二 3つのアクションプラン
			(5) 知的財産推進計画2014	(5) 平成26年6月20日	(5) 第1. 産業競争力強化のためのグローバル知財システムの構築 第3. デジタル・ネットワーク社会に対応した環境整備
			(6) サイバーセキュリティ戦略	(6) 平成25年6月10日	(6) 3. 取組分野

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

※2 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※3 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を測定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることもある。

※4 達成手段の概要及び平成27年度における成果指標等を記載。

政策評価の事前分析表(平成27年度実施政策)

(総務省27-⑩)

政策 ^(※1) 名	政策10:情報通信技術高度活用の推進				担当部局課室名	情報流通行政局 情報流通振興課 他5課 情報通信国際戦略局 情報通信政策課 総合通信基盤局 消費者行政課	作成責任者名	情報流通行政局 情報流通振興課 岡崎 毅	
政策の概要	ICTによる生産性向上・国際競争力の強化、ICTによる地域の活性化、誰もが安心してICTを利用できる環境の整備、先進的社会的システムの構築を図り、ICTの高度利活用を推進することで、世界最高水準の情報通信技術利活用社会を実現する。						分野【政策体系上の位置付け】	情報通信(ICT政策)	
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	世界最高水準の情報通信技術利活用社会の実現のため、国民生活・企業活動に必要な不可欠となっているICTの高度活用の推進により、ICTによる新たな産業・市場を創出すること、社会課題の解決を推進すること及びICT利活用のための基盤整備を実施する。						政策評価実施 予定時期	平成28年8月	
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標 は、主要な測定指標)	基準(値)	目標(値)		年度ごとの目標(値)		測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の 設定の根拠		
			基準年度	目標年度	年度ごとの実績(値)				
					26年度	27年度			
①	国内生産額に占めるICT産業の割合 <アウトカム指標>	全産業中最大規模 (平成25年版情報通信白書)	25年度	全産業中最大規模を維持	27年度	全産業中最大規模を維持	全産業中最大規模を維持	全産業中最大規模を維持	情報通信技術(ICT)は、あらゆる領域に活用される万能ツールとして、経済再生や社会的課題の解決に大きく貢献するものであるため、国内生産額に占めるICT産業の割合を指標と設定。 【参考】 「ICTの経済分析に関する調査」 ・平成26年版 81.8兆円/924.0兆円 8.9% ・平成25年版 82.7兆円/918.6兆円 9.0%
2	分野を超えたデータの流通・連携・利活用を効果的に行うためのオープンデータ基盤の実現に向けた取組状況 <アウトプット指標>	・公共データについて「各府省ホームページにおける利用ルールの見直し」の検討を実施。 ・公共データの利用ルール等を解説した「オープンデータガイド」の作成に向けた検討を実施。 ・7本の実証実験を実施し、情報流通連携基盤共通API等の適用性の検証及び仕様の精査を実施。 ・オープンデータ化されたデータを活用したアプリケーションの開発を一般公募により実施し、優秀なものを表彰。	25年度	・公共データの自由な二次利用(編集・加工等)を認める利用ルールの見直しに関して検討の実施。 ・「オープンデータガイド」の策定に向けて検討を実施し、「二次利用の促進のための府省のデータ公開に関する基本的考え方(ガイドライン)」の改訂に貢献。 ・実証実験を通じて、情報流通連携基盤共通APIの改訂を実施。 ・オープンデータ化されたデータ等を活用したアイデアソン・ハッカソン※等によりオープンデータ化のメリットの可視化、普及・啓発を実施。 ・「オープンデータガイド」の改訂に向けて検討を実施。 ・データ活用によるビジネス事例集の策定や、データ活用人材の育成に資する研修体制のあり方に関する検討等を通じ、オープンデータ化のメリットの可視化、普及・啓発を実施。 ※グループにおいてアイデア出し、ソフト開発等を行うイベント	27年度	・公共データの自由な二次利用(編集・加工等)を認める利用ルールの見直しに関して検討の実施。 ・「オープンデータガイド」の改訂に向けて検討を実施。 ・実証実験等を通じて、情報流通連携基盤共通APIの改訂を実施。 ・データ利活用によるビジネス事例集の策定や、データ活用人材の育成に資する研修体制のあり方に関する検討等を通じ、オープンデータ化のメリットの可視化、普及・啓発を実施。 ・公共データの自由な二次利用(編集・加工等)を認める利用ルールの見直しに関して検討の実施。 ・「オープンデータガイド」の策定に向けて検討を実施し、「二次利用の促進のための府省のデータ公開に関する基本的考え方(ガイドライン)」の改訂に貢献。 ・実証実験を通じて、情報流通連携基盤共通APIの改訂を実施。 ・オープンデータ化されたデータ等を活用したアプリケーションの開発や、アイデアソン、ハッカソン等によるオープンデータ化のメリットの可視化、普及・啓発を実施。	・公共データの自由な二次利用(編集・加工等)を認める利用ルールの見直しに関して検討の実施。 ・「オープンデータガイド」の改訂に向けて検討を実施。 ・実証実験等を通じて、情報流通連携基盤共通APIの改訂を実施。 ・データ利活用によるビジネス事例集の策定や、データ活用人材の育成に資する研修体制のあり方に関する検討等を通じ、オープンデータ化のメリットの可視化、普及・啓発を実施。	・公共データの自由な二次利用を認める利用ルールの見直しについて、オープンデータ流通推進コンソーシアム及び一般社団法人オープン&ビッグデータ活用・地方創生推進機構と連携し検討を実施した。 ・オープンデータ流通推進コンソーシアムと連携し、利用ルール及び技術的事項について解説した「オープンデータガイド」を作成・公表した。 ・実証実験を通じて、情報流通連携基盤共通APIの改訂を実施した。 ・実証実験でオープンデータ化されたデータを活用したアプリケーションの開発を一般公募により実施、24件のアプリケーションが開発され、優秀なものについて表彰した。また、Web開発者が自ら開発したWebサイトやスマートフォンアプリ等を通して技術、デザイン、アイデアを競い合うコンテスト(MashupAwards)において、オープンデータを活用したビジネスを広く募集し、優秀なものについて内閣官房等と連携し表彰するなど、普及・啓発を実施した。	分野を超えたデータの流通・連携・利活用を効果的に行うためのオープンデータ基盤の実現は、価値あるデータの連携による創造的新事業・新サービスの創出促進に資することから指標として設定。 平成26年度までに当初目標としていた成果を上げ、平成27年度さらに取組を推進することとしたため、目標年度を変更し、目標値を追加修正。 ※呼称を「オープンデータ化ガイド」から「オープンデータガイド」に変更
ICTによる新たな産業・市場を創出すること									

3	4K・8K等の次世代放送・通信サービスの早期実現 ＜アウトカム指標＞	・4K・8K等のサービス実用化・普及に向けて、放送事業者、メーカー等が取り組む、具体的なロードマップを策定・公表。 ・4K・8K等のサービス実用化のための、圧縮符号化技術をはじめとする技術の検証、伝送・制作環境の整備等。	25年度	・2014年(H26年)に、衛星放送等において4Kの試験的放送の開始。 ・2016年(H28年)に、衛星放送等において4Kの本放送、8Kの試験的放送の開始。	28年度	4Kの試験的放送を実施し、技術検証等を実施。	4Kの本放送、8Kの試験的放送に向けた技術検証等を実施。	世界最先端の標準化技術を使用し、実証等を行うことで、我が国が次世代放送・通信サービスを世界に先駆けて実現し、新たな市場の創出を図るため、4K及びスマートテレビに対応した放送については2014年から、8Kについては2016年から、衛星放送等における試験的放送の開始を目指すことを指標として設定。
						4Kの試験的放送を平成26年6月に124/128度CSIにおいて開始し、技術的要素について技術検証等を実施した。	—	
④	日本コンテンツの海外における効果的な放送に向けた取組の実施 ＜アウトプット指標＞	地上波放送等の効果的なメディアでの継続的な放送の実現に向けた検討。	25年度	実証実験を行うことにより、海外(特にアジア諸国)の地上波放送等の効果的なメディアでの継続的な放送を実施。	27年度	海外(特にアジア諸国)の地上波等の効果的なメディアでの継続的な放送を実施。	引き続き、海外(特にアジア諸国)の地上波等の効果的なメディアでの継続的な放送を実施。	海外における効果的な放送を実現するための諸施策を実施することにより、我が国のコンテンツ海外展開が促進されることと期待されるため、指標として設定。 平成26年度までに当初目標としていた成果を上げ、平成27年度さらに取組を推進することとしたため、目標年度を変更し、目標値を追加修正。
						・ASEAN諸国等13カ国における地上波テレビ等の効果的なメディアで、日本の魅力ある放送コンテンツを継続的に発信する事業を実施。(41事業) ・ASEANで展開する日本番組専門チャンネルにおいて、地域活性化に資する放送コンテンツを計125時間(程度)放送。さらに2回の再放送を実施。	—	
5	デジタルサイネージを活用した効果的・効率的な一斉情報配信方法の確立に向けた技術要件等の策定 ＜アウトプット指標＞	デジタルサイネージを活用した効果的・効率的な一斉情報配信方法の確立に向けた検討を実施。	26年度	デジタルサイネージを活用した効果的・効率的な一斉情報配信の実現に向けた課題の整理及び検証。	27年度		デジタルサイネージを活用した効果的・効率的な一斉情報配信の実現に向けた課題の整理及び検証。	平成26年度から「2020年に向けた社会全体のICT化推進に関する懇談会 幹事会 デジタルサイネージWG」において、「デジタルサイネージに期待される役割等」について検討し、「2020デジタルサイネージ基本方針」を取りまとめているところであり、デジタルサイネージを活用した効果的・効率的な一斉情報配信方法の確立に向けた技術要件等の策定は、ICTによる新たな産業・市場を創出することにつながるため、指標として設定。
							—	
6	自治体業務の連携に必要な業務プロセス改革等のモデルを策定、公表 ＜アウトプット指標＞	自治体業務の連携に必要な業務プロセス改革等のモデルを策定。	25年度	・自治体業務の連携に必要な業務プロセス改革等のモデルの公表・改訂、並びに自治体からの問い合わせ対応。 ・自庁とクラウド間やクラウド間における自治体業務システムの情報連携等に係る情報連携に係る標準仕様の策定。	27年度	自治体業務の連携に必要な業務プロセス改革等のモデルを公表。	・自治体業務の連携に必要な業務プロセス改革等のモデルの改訂、並びに自治体からの問い合わせ対応。 ・自庁とクラウド間やクラウド間における自治体業務システムの情報連携等に係る情報連携に係る標準仕様の策定。	自治体における効果的・効率的なバックオフィス連携を実現するため、自治体業務の連携に必要な業務プロセス改革等のモデルの策定、公表を目標として設定。 平成26年度までに当初目標としていた成果を上げ、平成27年度さらに取組を推進することとしたため、目標年度を修正。
						自治体業務の連携に必要な業務プロセス改革等のモデルを公表。 自治体業務の連携に必要な業務プロセス改革等のモデルを、内閣官房社会保障改革担当室所管の社会保障・税番号制度共有ツール「デジタルPMO(※)」へ掲載することで公表。 ※社会保障・税番号制度の運用開始に向け、国・地方自治体・各データ保有機関の連携を図るため、番号制度に関する情報共有を目的としたコミュニケーションツール	—	
7	全省庁統一参加資格審査のためのシステム及び、電気通信行政情報システムの稼働率 ＜アウトプット指標＞ ※稼働率=(サービス提供時間-障害停止時間)/サービス提供時間	いずれも99.5%以上	25年度	いずれも99.5%以上	27年度	いずれも99.5%以上	いずれも99.5%以上	全省庁統一資格審査及び調達情報の提供を円滑に行うため、当該事務処理を行うシステムが安定的に稼働する必要があるため、指標として設定。 システムの運用上設定している目標稼働率99.5%を目標値として設定。
						・全省庁統一参加資格審査のためのシステム 官側:99.86% 民側:100% ・電気通信行政情報システム 99.99%	—	

8	ICTを活用した街づくりの普及展開に向けた取組状況 ＜アウトプット指標＞	(1)「ICT街づくり推進会議」を開催し、ICTスマートタウンの普及展開方策について検討。 (2)ICTスマートタウンの普及展開のための成功モデルや「ICT街づくりプラットフォーム」(※)構築に向けた地域実証プロジェクトを実施。 ※これまでの地域実証プロジェクトで得られた成果を、他の地域において、それぞれのニーズに応じて安価かつ容易に再利用することを可能とする仕組み	25年度	これまで実施した地域実証プロジェクトの成果(成功モデル及びプラットフォーム)を基に、ICT街づくりの普及展開を推進。	27年度 「ICT街づくり推進会議」における検討を踏まえ、 ・これまで実施した地域実証プロジェクトの成果に関する分析を行い、技術仕様等を策定・公開。 ・ICTスマートタウンの普及展開のための成功モデルや「ICT街づくりプラットフォーム」構築に向けた地域実証プロジェクトを実施。 27年度 ・これまでに実施した地域実証プロジェクトの成果を整理し、「ICTによる地方創生の成功事例」を策定、平成27年4月に公表。 ・ICT街づくりの普及展開のための成功モデルやプラットフォーム構築に向けた地域実証プロジェクトを5件実施し、平成27年度の目標値としていた成功モデルやプラットフォーム構築を実現。	これまで実施した地域実証プロジェクトの成果(成功モデル及びプラットフォーム)を基に、ICT街づくりの普及展開を推進。 —	当初、平成27年度目標としていた成功モデル及びプラットフォーム構築を前倒して実施するとともに、「ICT街づくり推進会議(第9回)」(平成27年4月6日)における議論を踏まえ、ICTスマートタウンの呼称及び目標値を修正。 【参考】 (平成26年度値)地域実証プロジェクト実施 5件 (平成25年度値)地域実証プロジェクト実施 23件 (平成24年度値)地域実証プロジェクト実施 5件
9	対象の放送番組(※1)の放送時間に占める (1)字幕放送時間の割合 (2)解説放送(※2)時間の割合 ＜アウトカム指標＞ ※1 7時から24時までの間に放送される番組のうち、(1)字幕放送については、技術的に字幕を付すことができない放送番組等を除く全ての放送番組 (2)解説放送については、権利処理上の理由等により解説を付すことができない放送番組を除く全ての放送番組 ※2 視覚障害者が番組を理解できるように、画面の内容や場面の状況を説明する解説音声を追加するサービス。	(1)77% (2)1%	20年度	(1)100% (2)10%	29年度 (1)92.6% (2)5.7% (1)(平成27年10月頃公表予定) (2)同上	(1)94.8% (2)6.8% —	「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針」において、字幕放送及び解説放送の普及目標(目標期間:平成20年度から平成29年度まで)として定められていることから、指標として設定(ただし、年度ごとの目標値は定めていないため、年度ごとの目標値欄には、NHK(総合)及び在京キー5局が定めている拡充計画の平均値を記載)。 【参考】 (1)字幕放送 平成25年度: 92% 平成24年度: 90% 平成23年度: 87% 平成22年度: 82% (2)解説放送 平成25年度: 6% 平成24年度: 5% 平成23年度: 4% 平成22年度: 2%
10	医療・介護・健康分野におけるICTの利活用を促進するためのICTシステムに関する技術仕様等の策定、モデルの確立 ＜アウトプット指標＞	実証実験を行うことにより、医療情報連携基盤の有効性の検証及び課題の整理等を実施。	24年度	医療・介護・健康分野における情報連携基盤等のICTシステムに関する技術仕様等の策定、モデルの確立。	28年度 在宅医療・介護分野における情報連携基盤のICTシステムに関する更なる検証、技術仕様等の策定・公表。 また、医療・介護・健康分野における情報連携基盤等のICTシステムに関する技術仕様等の策定に向けた課題の整理。 在宅医療・介護分野における情報連携のための技術文書を平成27年3月に公表。 また、医療・介護・健康分野における情報連携基盤等のICTシステムの在り方について検討を実施。	医療・介護・健康分野における情報連携基盤等のICTシステムに関する技術仕様等の検討・作成。 —	「世界最先端IT 国家創造宣言 工程表(IT総合戦略本部決定)」において、「確立した仕様の普及や運用ルールの普及等を通じて、2018年度までに医療情報連携ネットワークの全国的な展開を行う」、「地域包括ケアに関わる多様な主体の情報共有・連携の仕組みを確立し、成果の推進・普及を行う」、「国民の健康増進・健康管理に有効な方策を確立し、成果の全国的な展開を図る」等とされている。 医療・介護・健康分野における情報連携基盤等のICTシステムを普及・展開することにより、医療の質の向上、医療費の適正化及び健康寿命の延伸等、超高齢社会における課題の解決が図られるため、指標として設定。

ICT利活用により社会課題の解決を推進すること

11	<p>教育分野におけるクラウド※導入を促進するための導入手法の確立と普及 ＜アウトプット指標＞</p> <p>※自分のコンピュータでデータを加工・保存することなく、「どこからでも、必要な時に、必要な機能だけ」利用することができる新しいコンピュータ・ネットワークの利用形態</p>	<p>クラウド等の最新の情報通信技術を教育現場で活用するにあたり、導入手法を検討するための調査研究を実施。</p>	25年度	<p>クラウド等の最先端の情報通信技術を活用した教育ICTシステムに関する実証成果を踏まえて、教育分野におけるクラウド導入・活用を促進するための手引書を策定・公表。実証を終った教育ICTシステムは、普及モデルとして技術仕様を策定・公表。</p>	28年度	<p>クラウド等の最先端の情報通信技術を活用した教育ICTシステムに関する実証成果を踏まえて、教育分野におけるクラウド導入・活用を促進するための手引書「クラウド導入ガイドブック2015」を平成27年3月に策定、5月に公表(予定)。</p> <p>クラウド等の最先端の情報通信技術を活用した教育ICTシステムの普及・促進のため、更なる実証及び調査研究を踏まえ、教育分野におけるクラウド導入・活用を促進するための手引書「クラウド導入ガイドブック2015」を見直す。</p> <p>—</p>	<p>教育分野におけるICTの利活用は、児童生徒の学習・授業参加意欲等の向上につながるものであることから、普及展開を図るため、文部科学省と連携して、クラウド等の最先端の情報通信技術を活用した、多種多様な端末に対応した低コストの教育ICTシステムの実証を行う。その成果を踏まえ、教育ICTシステムの普及モデルとして技術仕様を策定するとともに、教育分野におけるクラウド導入を促進するための手引書を策定することから、指標として設定。</p>
12	<p>(1)ICTIによる地球温暖化対策に関するITU-T※(電気通信標準化部門)の今期研究会期(25年度～28年度)標準化活動における勧告等 (2)ITU-Tの今期研究会期(25年度～28年度)標準化活動における我が国側からの寄書提案数 ＜アウトプット指標＞</p> <p>※基準(値)は25年度の件数、目標(値)は25年度～28年度の合計件数 ※ITU(国際電気通信連合)の部門の一つで、通信分野の標準策定を担当</p>	<p>(1)ITU-Tに寄書提案を行うとともに、会合等において我が国の考え方を主張し、各国との調整等を行うことで、我が国の意見が勧告案に反映。 (2)7件</p>	25年度	<p>(1)勧告化に向けた標準化活動を実施。 (2)25件以上</p>	28年度	<p>(1)勧告化に向けた標準化活動を実施。 (2)–</p> <p>(1)勧告化に向けた標準化活動として、ITU-T会合において、我が国の意見を勧告案に反映させるため寄書提案等を実施。 (2)8件</p> <p>—</p>	<p>国内におけるICT利活用による環境負荷軽減に向けた先進的な取組事例等の成果から得られたベストプラクティスやICT利活用による環境影響評価手法等について国際標準化を図ることで、ICT利活用による環境負荷軽減の取組を促進するとともに、本分野での国際競争力強化を図るため、ITU-Tの活動に積極的に関与・貢献する必要があることから、指標として設定。</p>
⑬	<p>(1)テレワーク導入企業の割合(常用雇用者100人以上の企業) (2)全労働者に占める週1日以上終日在宅で就業する雇用型在宅型テレワーカー数の割合 ＜アウトカム指標＞</p>	<p>(1)11.5% 【24年末】 (2)4.5% 【25年度】</p>	24年度	<p>(1)19%以上 (2)10%以上</p>	32年度	<p>—</p> <p>(1) P (平成27年6月末追記予定) (2)3.9%</p> <p>—</p>	<p>「世界最先端IT国家創造宣言」(閣議決定)において、雇用形態の多様化とワーク・ライフ・バランスの実現への取組としてテレワークの普及・促進等が明記されている。同工程表の目標達成に向けて施策の進捗状況を計測するため、導入企業の割合及び雇用型在宅型テレワーカー数の割合を指標として設定。 (上記を踏まえ、平成26年度からは、多様で柔軟な働き方が可能となる新たなテレワークモデルを確立するための実証等を実施。)</p>
14	<p>我が国が直面する経済・社会の様々な課題に対するICTの果たすべき役割についての総合的な観点からの調査分析の実施 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>情報通信政策の立案・遂行のための調査分析を実施・公表(ICTの経済分析に関する調査、ビッグデータの情報流通に関する調査等)。</p>	25年度	<p>適時適切な情報通信政策の立案・遂行のための調査分析の継続的実施・公表。</p>	27年度	<p>適時適切な情報通信政策の立案・遂行のための調査分析の継続的実施・公表。</p> <p>情報通信政策の立案・遂行のための調査分析を実施・公表(ICTの経済分析に関する調査、ビッグデータの情報流通に関する調査等)。</p> <p>—</p>	<p>市場実態の変化や国際競争力の動向を把握し、経済・社会の課題解決に果たすICTの役割を総合的に分析することは、情報通信政策の立案・遂行の基礎資料となる。また、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法第14条(統計等の作成及び公表)において、政府が高度情報通信ネットワーク社会の形成に資する資料を作成し、公表しなければならないとされていることから、指標として設定。</p>
15	<p>高齢者のICTリテラシー※向上に資する講習会の普及展開にむけたガイドライン(手引書)等を公表 ＜アウトプット指標＞</p> <p>※単なるICTの活用・操作能力のみならず、メディアの特性を理解する能力、メディアにおける送り手の意図を読み解く能力、メディアを通じたコミュニケーション能力までを含む概念</p>	<p>「ICT超高齢社会構想会議」を開催し、コミュニケーションツールとしてのICTの有効性、ICTリテラシー向上に係る取組等を検討。</p>	25年度	<p>高齢者がICTの恩恵を享受できるようにするため、公民館等でタブレットPC等を使った講習会の実証を行い、成果をガイドライン(手引書)等に取りまとめ、公表。</p>	26年度	<p>高齢者がICTの恩恵を享受できるようにするため、公民館等でタブレットPC等を使った講習会の実証を行い、成果をガイドライン(手引書)等に取りまとめ、公表。</p> <p>高齢者がICTの恩恵を享受できるようにするため、全国(11地域×3カ所)の公民館等でタブレットを使った講習会の実証を行い、その成果を「高齢者のICTリテラシー向上に資する講習会に関する手引書」等に取りまとめ、平成27年5月に公表予定。</p>	<p>「創造的IT人材育成方針」(平成25年12月IT総合戦略本部決定)において、高齢者のITリテラシーを向上させることで、社会参加の促進や豊かな生活の実現が期待されると指摘されているほか、「ICT超高齢社会構想会議報告書」(平成25年5月公表)において、今後の具体的なプロジェクトとして、高齢者が地域でICTの使い方をともに学ぶためのカリキュラム整備等の必要性が示されていることから、指標として設定。</p>

16	障害者・高齢者向けのICTサービスの充実 ＜アウトプット指標＞	障害者・高齢者向けのICTサービスの提供や開発等を行う者に対して助成等を実施。	25年度	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き助成を実施し、民間企業等の積極的な取組を支援することで、障害者・高齢者向けのICTサービスの充実を推進。 ・情報アクセシビリティに配慮した電子書籍の規格標準化等の推進、ガイドラインの策定・拡充。 	27年度	<ul style="list-style-type: none"> ・民間企業等の積極的な取組を着実に支援。 ・情報アクセシビリティに配慮した電子書籍の規格標準化等の推進、ガイドラインの策定。 ・「身体障害者向け通信・放送役務の提供・開発等の推進」のために7者、「デジタル・ディバイド解消に向けた技術等研究開発」のために4者へそれぞれ助成し、障害者向けICTサービスに係る民間における取組を支援。 ・情報アクセシビリティに配慮した電子書籍の規格標準化等を推進し、ガイドライン「音声読み上げによるアクセシビリティに対応した電子書籍制作ガイドライン」を策定。 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間企業等の積極的な取組を着実に支援。 ・情報アクセシビリティに配慮した電子書籍の規格標準化等の推進、ガイドラインの策定・拡充。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者基本計画（平成25年9月閣議決定）において、国が取り組むべき施策分野として「情報アクセシビリティ」が掲げられ、電子書籍等ICTを活用したサービスの充実は、障害者や高齢者の自立・社会参加を支援するとともに、デジタル・ディバイドの解消に寄与するため、指標として設定。
17	ビッグデータを活用した路面管理及び農業の高度化の実現に向けた取組状況 ＜アウトプット指標＞	「ICT生活資源対策会議」を開催し、ビッグデータを活用した路面管理及び農業の高度化の実現等について検討。	25年度	<ul style="list-style-type: none"> ・農業分野等の高度化に資するICTシステムに関する技術仕様の策定、モデルの確立。 ・農業の生産性向上のため、篤農家の暗黙知や栽培に関するデータの蓄積・分析を実施。 ・消費者のニーズに対応した農作物の生産や付加価値の向上のため、生産から消費までの情報連携を実施。 ・舗装路面の計画的な維持管理のため、劣化・損傷状況を継続的かつ簡易的・低コストで把握する技術の確立。 	27年度	<ul style="list-style-type: none"> 「ICT生活資源対策会議」の検討を踏まえ、 ・農業の生産性向上のため、篤農家の暗黙知や栽培に関するデータの蓄積・分析を実施。 ・消費者のニーズに対応した農作物の生産や付加価値の向上のため、生産から消費までの情報連携を実施。 ・舗装路面の計画的な維持管理のため、劣化・損傷状況を継続的かつ簡易的・低コストで把握する技術の確立。 	<ul style="list-style-type: none"> 農業分野等の高度化に資するICTシステムに関する技術仕様の策定、モデルの確立。 	<ul style="list-style-type: none"> ビッグデータを活用した路面管理及び農業の高度化を実現することはICT活用により社会課題の解決を推進することにつながるため指標として設定。 平成26年度までに当初目標としていた成果を上げ、平成27年度さらに取組を推進することとしたため、目標年度を変更し、目標値を追加修正。
18	G空間情報（地理空間情報）を円滑に組み合わせて活用できるプラットフォームの構築のための取組状況 ＜アウトプット指標＞	「G空間×ICT推進会議」を開催し、G空間情報を円滑に組み合わせて活用できるプラットフォームの構築、G空間情報の活用による新サービスの創出、防災・地域活性化等について検討。	25年度	<ul style="list-style-type: none"> 「G空間×ICT推進会議」の検討を踏まえ、 ・G空間情報を取り扱うためのG空間プラットフォームの実現に必要な機能を抽出・整理した上で、機能の開発を行い、G空間プラットフォームとして実装。 ・構築したG空間プラットフォームを活用したG空間情報活用サービスの実証を実施。 	27年度	<ul style="list-style-type: none"> 「G空間×ICT推進会議」の検討を踏まえ、 ・G空間情報を取り扱うためのG空間プラットフォームの実現に必要な機能を抽出・整理した上で、機能の開発を行い、G空間プラットフォームとして実装。 ・構築したG空間プラットフォームを活用したG空間情報活用サービスの実証を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・実証結果等を踏まえ、G空間プラットフォームの高度化を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> G空間情報（地理空間情報）を円滑に組み合わせて活用できるプラットフォームの構築はICT活用のための基盤を整備することにつながるため指標として設定。 なお、当初27年度の目標値としていた「構築したG空間プラットフォームを活用したG空間情報活用サービスの実証」については、26年度前倒しで達成したため、年度ごとの目標値（27年度）を修正。 ※呼称を「G空間プラットフォームシステム」から「G空間プラットフォーム」に変更

ICT活用のための基盤を整備すること

19	<p>Lアラート(※)とG空間情報の連携推進や自治体の防災情報システムへの実装の促進のための取組状況 ＜アウトプット指標＞</p> <p>※自治体が発する地域(ローカル)の災害情報を集約し、テレビやネット等の多様なメディアを通して一括配信する共通基盤。</p>	<p>G空間シティ構築事業における実証プロジェクトを実施し、G空間防災システム(※)による災害情報の迅速かつ的確な予測等を実現。</p> <p>※地震・津波等による広域災害や緊急性を要する大規模災害に対して、準天頂衛星等を活用して構築する先端的な防災システム。</p>	26年度	<p>Lアラートにおける自治体等による位置情報等の入力支援やメディアによる災害情報の視覚化等の実証、自治体の防災情報システムにおけるLアラートやG空間情報の標準仕様策定に向けた実証等を実施。</p>	27年度	<p>Lアラートにおける自治体等による位置情報等の入力支援やメディアによる災害情報の視覚化等の実証、自治体の防災情報システムにおけるLアラートやG空間情報の標準仕様策定に向けた実証等を実施。</p> <p>—</p>	<p>「G空間防災システム」の効果的な成果展開に向けて、LアラートとG空間情報の連携推進や自治体の防災情報システムへの実装の促進等を図ることは、ICT活用のための基盤を整備することにつながるため指標として設定。</p>
20	<p>産学連携による実践的ICT人材育成に有用な方策等の確立と普及 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>産学連携による実践的ICT人材育成に有用な人材の育成方策、有効性等について調査研究等を実施。</p>	25年度	<p>実践的ICT人材を効果的、継続的に育成するための仕組みを検討、検証の上、モデル化し、公表。</p>	26年度	<p>実践的ICT人材を効果的、継続的に育成するための仕組みを検討、検証の上、モデル化し、その成果を平成27年5月に公表。</p>	<p>産学連携による実践的ICT人材の育成を促進するため、求められる人材の育成に有用な方策を探るとともに、その有効性やインセンティブ等につながる仕組みの策定を指標として設定。</p>
21	<p>(1)電子署名及び認証業務に係る技術的課題の分析 (2)電子署名に関する技術の最新情報を周知するセミナーの開催 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>(1)RSA暗号の脆弱性及び認定認証事業者が生成する鍵対の安全性評価に係る調査を実施。 (2)電子署名の普及啓発のために最新情報を周知するセミナーを開催。</p>	25年度	<p>(1)電子署名及び認証業務に係る技術調査の適切な実施。 (2)電子署名の普及啓発のために最新情報を周知するセミナーを開催。</p>	27年度	<p>(1)適時適切な電子署名及び認証業務に係る技術調査の実施。 (2)電子署名の普及啓発のために最新情報を周知するセミナーを開催。 (1)利用者端末から電子証明書を取得するマルウェア等の技術調査及び電子証明書の安全な配布方法に関する検討を実施。 (2)セミナーを1回開催。</p> <p>—</p>	<p>認定制度の円滑な実施を図るため、電子署名及び認証業務に関する法律第33条及び第34条に基づき、電子署名及び認証業務に係る技術の評価に関する調査及び最新の技術動向を含めた情報について普及啓発活動の適切な実施を指標として設定。</p> <p>(セミナー開催回数) 平成23年度:3回 平成24年度:3回 平成25年度:1回 平成26年度:1回</p>
22	<p>スマートフォン上の個々のアプリにおける利用者情報の取扱いについてアプリ開発者以外の第三者が検証する仕組みの構築に向けた取組状況 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>・アプリにおける利用者情報の取扱いが適切かどうかについて、第三者が検証する仕組みを推進する「スマートフォン プライバシー イニシアティブ II」を取りまとめ。 ・第三者検証を推進するに当たっての諸課題を検討するタスクフォースを設置。</p>	25年度	<p>個々のアプリについて、利用者情報の適切な取扱いが行われているかどうかをアプリ開発者以外の第三者が検証する仕組みについて、その実施手法である「申請型」と「非申請型」に関し、技術面、制度面及び運用面から検討を行い、第三者検証の実運用に向けた環境を整備する。</p>	28年度	<p>・第三者検証主体が、アプリ開発者から検証対象となるアプリを募る「申請型」について実証を行い、当該検証においてルール化すべき評価基準や検証結果の表示等について検討。 ・第三者検証主体が、アプリ開発者から検証対象となるアプリを募る「申請型」について、プロトタイプシステムの開発及び小規模フィールドでの実証を行い、当該検証においてルール化すべき評価基準や検証結果の表示等必要な技術的課題等の検討を実施。</p> <p>「申請型」に加え、アプリマーケットからアプリを抽出して解析を行う「非申請型」についても実証を行い、プライバシーの自動化・効率化や検証結果の表示等について検討。</p> <p>—</p>	<p>個々のアプリケーション等について、利用者情報の適切な取扱いがアプリのプライバシーポリシーに記載に従ったものであるかを運用面、制度面及び技術面から第三者が検証する仕組みを整備することは、スマートフォンプライバシーの保護等に配慮したスマートフォンの安全・安心な利用環境を実現することにつながるため指標として設定。</p> <p>※「クローリング型」から「非申請型」へ呼称変更</p>
23	<p>サイバー攻撃に対する我が国のインシデントレスポンス※能力の向上のための取組状況 ＜アウトプット指標＞</p> <p>※ 事案への対処</p>	<p>標的型攻撃等の巧妙化・複雑化するサイバー攻撃に対する我が国のインシデントレスポンス能力の向上に向けた検討を実施。</p>	25年度	<p>標的型攻撃等の巧妙化・複雑化するサイバー攻撃に対する我が国のインシデントレスポンス能力の向上に向けた以下の取り組みを推進。 ・標的型攻撃の解析手法の確立 ・解析結果を踏まえた防御モデルの確立 ・インシデントレスポンス向上のための実践的な防御演習の実施</p>	27年度	<p>我が国のインシデントレスポンス能力の向上に向けた以下の取り組みを推進。 ・標的型攻撃の解析環境の構築 ・解析結果を踏まえた防御モデルの検討 ・インシデントレスポンス向上のための実践的な防御演習の実施 ・標的型攻撃の解析環境を構築し、実際に組織に対して行われた標的型攻撃の解析することで攻撃の特徴を一部捕捉 ・防御モデルについて、標的型攻撃を予防・検知する手法のモデル化を実施 ・水飲み場攻撃に対する実践的なサイバー防御演習を7回実施</p> <p>—</p>	<p>引き続き我が国のインシデントレスポンス能力の向上に向けた以下の取り組みを推進。 ・標的型攻撃の解析環境の高度化 ・解析結果を踏まえた防御モデルの検討 ・インシデントレスポンス向上のための実践的な防御演習の実施</p> <p>サイバー攻撃の解析、防御モデルの検討及び実践的なサイバー防御演習の実施は、我が国におけるインシデントレスポンス能力の向上につながるため指標として設定。</p>

24	地域活性化に資する、観光拠点及び防災拠点のWi-Fi環境 ＜アウトプット指標＞	観光拠点及び防災拠点においてWi-Fiの整備を行う地方自治体等に対して補助を実施。	26年度 引き続き補助を実施し、主要な観光拠点及び防災拠点においてWi-Fiを利用可能にする。	32年度	引き続き補助を実施し、主要な観光拠点及び防災拠点におけるWi-Fi環境の整備を推進。	—	「地方のポテンシャルを引き出すテレワークやWi-Fi等の活用に関する研究会」の最終報告(平成27年5月)において、2020年に向けて東京周辺のみならず地方にも訪日外国人を呼び込むために、国としても自治体Wi-Fi環境の整備を推進する必要がある旨が掲げられている。 国として自治体Wi-Fiの整備を推進することは、訪日外国人や住民等が広く情報・防災情報を収集・配信できる情報通信基盤の整備に資するため、指標として設定。
25	自然災害の被害を受けやすい場所(ハザードマップ等)に立地する全てのラジオ親局の移転・FM補完局等の整備 ＜アウトプット指標＞	自然災害の被害を受けやすい場所(ハザードマップ等)に立地する全てのラジオ親局の移転・FM補完局等の整備率 19%	26年度 自然災害の被害を受けやすい場所(ハザードマップ等)に立地する全てのラジオ親局の移転・FM補完局等の整備率 100%	30年度	自然災害の被害を受けやすい場所(ハザードマップ等)に立地する全てのラジオ親局の移転・FM補完局等の整備率 30%	—	「国土強靱化アクションプラン2014(平成26年6月3日国土強靱化推進本部決定)」では、平成30年度を目処として、自然災害の被害を受ける可能性が高く、災害発生時に放送の継続が困難となる可能性が高い送信所を保有しているラジオ放送事業者において、FM補完局の整備等の取組を進めていくこととしている。 当該取組により、放送ネットワーク基盤の整備が促進され、災害放送としての利活用に資することとなるため、全てのラジオ親局の移転・FM補完局等の整備を指標として設定。 (参考値) 平成26年度 P(平成27年6月上旬把握予定) 平成25年度 19%
26	個人番号カードを普及させるための公的個人認証サービス利活用推進の取組状況 ＜アウトプット指標＞	実証事業を行うことにより、個人番号カードの公的個人認証サービスを活用したユースケースを具体化、共通プラットフォームの有効性の検証、課題の整理等を実施。	26年度 「ICT街づくり推進会議」における検討を踏まえ、国民生活に密着した活用事例を可視化するとともに、実現に必要なルール等の基盤を整備。	27年度	「ICT街づくり推進会議」における検討を踏まえ、国民生活に密着した活用事例を可視化するとともに、実現に必要なルール等の基盤を整備。	—	「ICT街づくり推進会議 共通ID利活用WG」における検討を踏まえ、個人番号カードを「使うメリット」と「使いやすさ」の視点から国民ニーズに応えた具体的な事例を示し、ルール等の基盤を整備することが個人番号カードの普及促進に貢献し、ICT利活用のための基盤を整備することに資するため指標として設定

達成手段 (開始年度)	予算額(執行額) (※2)			関連する指標 (※3)	達成手段の概要等 (※4)	平成27年行政事業 レビュー事業番号
	25年度	26年度	27年度			
※達成手段は精査中です。						
(1)	地域情報化の推進(本省) (平成20年度)	後日記載	100百万円	1	後日記載	0071
(2)	遠隔地間における実践的ICT人材育成推進事業 (平成24年度)		—	1.20		0072
(3)	通信・放送分野における情報バリアフリー促進支援 事業 (平成13年度)		95百万円	1.16		0073
(4)	字幕番組・解説番組等の制作促進 (平成9年度)		350百万円	1.9		0074
(5)	クラウド時代に対応したコンテンツ流通環境整備推 進事業 (平成25年度)		—	1		0075
(6)	全省庁的統一資格審査実施経費 (平成13年度)		306百万円	1.7		0076
(7)	電気通信行政情報システムの維持運用 (昭和49年度)		245百万円	1.7		0077
(8)	グリーンICT推進事業 (平成23年度)		—	1.12		0078
(9)	情報通信政策のための総合的な調査研究 (昭和60年度)		98百万円	1.14		0079
(10)	情報流通連携基盤構築事業 (平成24年度)		—	1.2		0080
(11)	スマートプラナ社会構築事業 (平成25年度)		—	1,10,13, 15		0081
(12)	情報通信技術の利活用に関する調査研究 (平成16年度)		32百万円	1.21		0082
(13)	ICTを活用した新たな街づくり実現のための実証事 業 (平成24年度)		—	1.8		0083
(14)	ビッグデータ・オープンデータの活用の促進 (平成25年度)		—	1.17		0084
(15)	災害に強いG空間シティの構築等新成長領域開拓 のための実証事業 (平成25年度)		—	1.19		0085
(16)	我が国のICT産業の国際競争力強化に向けたグ ローバル展開の推進 (平成25年度)		—	1		0086
(17)	放送コンテンツ海外展開強化促進モデル事業 (平成25年度)		—	1.4		0087
(18)	地域ICT強靱化事業 (平成25年度)		124百万円	1		0088
(19)	4K・8Kを活用した放送・通信分野の新事業支援 (平成25年度)		—	1.3		0089
(20)	地域公共ネットワーク等強じん化事業 (平成24年度)		—	-		0090
(21)	地域情報化の推進(地方) (平成18年度)		37百万円	1		0091
(22)	先導的教育システム実証事業 (平成26年度)	450百万円	11	0092		

(23)	サイバー攻撃複合防御モデル・実践演習 (平成26年度)	後日記載	400百万円	1.23	後日記載	0093
(24)	G空間プラットフォーム構築事業(G空間プラットフォームの構築に係る実証) (平成26年度)		400百万円	1.18		0094
(25)	G空間プラットフォーム構築事業(官民連携型共通空間基盤データベースの開発・実証) (平成26年度)		100百万円	1.18		0095
(26)	スマートフォン上のアプリケーションにおける利用者情報の取扱いに係る技術的検証等に係る実証実験 (平成26年度事業名:パーソナルデータの適正な利活用を促進するための環境整備に係る実証実験) (平成26年度)		90百万円	1.22		0096
(27)	ふるさとテレワーク推進事業 (平成26年度)		1,000百万円	1.13		0097
(28)	G空間防災システムとLアラートの連携推進事業 (平成26年度)		400百万円	1.19		0098
(29)	地域経済活性化に資する放送コンテンツ等海外展開支援事業 (平成26年度)		1,650百万円	1.4		0099
(30)	ICTまち・ひと・しごと創生推進事業 (平成26年度)		498百万円	1.8		0100
(31)	ウェブアクセシビリティに関する調査研究 (平成27年度)		25百万円	1.16		新27-0006
(32)	多様なクラウド環境下における情報連携基盤構築事業 (平成27年度)		30百万円	6		新27-0007
(33)	次世代医療・介護・健康ICT基盤高度化事業 (平成27年度)		470百万円	1.10		新27-0008
(34)	ICTを活用した新たなワークスタイルの実現 (平成27年度)		150百万円	1.13		新27-0009
(35)	オープンデータ・ビッグデータ利活用推進事業 (平成27年度)		300百万円	1.2,17		新27-0010
(36)	M2Mセキュリティ実証事業 (平成27年度)		150百万円	1.23		新27-0011
(37)	公的個人認証サービス利活用推進事業 (平成27年度)		498百万円	26		新27-0012
(38)	デジタルサイネージ相互運用性検証事業 (平成27年度)		40百万円	1.5		新27-0013
(39)	観光・防災Wi-Fiステーション整備事業 (平成26年度)		1,050百万円	1.24		新27-0014
(40)	放送ネットワーク整備支援事業 (平成26年度)		429百万円	1.25		新27-0015
(41)	4K・8K等最先端技術を活用した放送・通信分野の事業支援 (平成27年度)		400百万円	3		新27-0016

(42)	電子署名及び認証業務に関する法律 (平成12年)	-	-	-	21	電子署名に関し、電子署名の円滑な利用の確保による情報の電磁的方式による流通及び情報処理の促進を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与するため、当該法第4条に基づき、安全性等に関する一定の基準に適合した特定認証業務の認定を実施。	-
(43)	身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律 (平成5年)	-	-	-	9 16	社会経済の情報化の進展に伴い身体障害者の電気通信の利用の機会を確保することの必要性が増大していることにかんがみ、通信・放送身体障害者利用円滑化事業を推進するための措置を講ずることにより、通信・放送役務の利用に関する身体障害者の利便の増進を図り、もって情報化の均衡ある発展に資する。 当該法第4条に基づき、身体障害者の利便の増進に資する通信・放送役務の提供、又は開発を行う者に対し、国立研究開発法人情報通信研究機構(NICT)を通じて、その経費の2分の1を上限に助成を実施。	-
(44)	特定通信・放送開発事業実施円滑化法 (平成2年)	-	-	-	1	社会経済の情報化の進展に伴い国民経済及び国民生活における情報の流通の重要性が増大していることにかんがみ、特定通信・放送開発事業の実施の円滑化に必要な措置を講ずること等により、新たな通信・放送事業分野の開拓等を通じて電気通信による情報の円滑な流通の促進を図り、もって我が国における情報化の均衡ある発展に資する。	-
(45)	産業競争力強化法関連税制(法人税、登録免許税) (平成26年度)	-	-	-	1	・特定事業再編計画の認定を受けた事業者が、特定会社の株式若しくは出資の価格の低落又は債権の貸倒れによる損失に備えるため、特定株式等の取得価額の100分の70以下の金額を準備金として積み立てた場合、当該事業年度の所得の計算上、損金に算入することが可能 ・事業再編計画、特定事業再編計画の認定を受けた事業者が、認定計画に従って行う合併、会社の分割、事業若しくは事業に必要な資産の譲受け、出資の受入れ、会社の設立等について、登録免許税の軽減	-
(46)	中小企業投資促進税制(所得税、法人税) (平成10年度)	-	-	-	1	中小企業者等が特定機械装置等を取得した場合には、基準取得価額の即時償却又は10%の税額控除(資本金3,000万円超1億円以下の法人7%)。 ※ただし、旧モデルと比較し生産性が年平均1%以上向上しているものに限る(ソフトウェアを除く)。 なお、上記設備に該当しない場合は、基準取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除(税額控除については、個人又は資本金3,000万円以下の法人に限る。)	-
(47)	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例(所得税、法人税) (平成15年度)	-	-	-	1	中小企業者が取得価額30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の年間取得価額の合計額300万円を限度として、全額損金算入(即時償却)を認める。	-
(48)	沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除(法人税) (平成10年度)	-	-	-	1	情報通信産業振興地域として定められた地区において、工業用機械等の取得をして電気通信業等の事業の用に供した場合には、初年度において取得価額の15%(建物等については8%)の法人税額控除	-

(49)	沖縄の情報通信産業特別地区における認定法人の所得の特別控除(法人税) (平成10年度)	-	-	-	1	情報通信産業特別地区として定められた地区において新設された法人のうち認定を受けた法人について、設立後10年間、40%の所得控除	-
(50)	エンジェル税制(所得税) (平成9年度)	-	-	-	1	特定中小会社が発行した株式取得に要した金額の控除、未上場ベンチャー企業株式売買に係る損失の繰越控除	-
(51)	産業競争力強化法関連税制(法人事業税) (平成26年度)	-	-	-	1	特定事業再編計画の認定を受けた事業者が、特定会社の株式若しくは出資の価格の低落又は債権の貸倒れによる損失に備えるため、特定株式等の取得価額の100分の70以下の金額を準備金として積み立てた場合、当該事業年度の所得の計算上、損金に算入することが可能	-
(52)	中小企業投資促進税制(法人住民税、事業税) (平成10年度)	-	-	-	1	中小企業者等が特定機械装置等を取得した場合には、基準取得価額の即時償却又は10%の税額控除(資本金3,000万円超1億円以下の法人7%)。 ※ただし、旧モデルと比較し生産性が年平均1%以上向上しているものに限る(ソフトウェアを除く)。 なお、上記設備に該当しない場合は、基準取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除(税額控除については、個人又は資本金3,000万円以下の法人に限る。)	-
(53)	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例(個人住民税、法人住民税、事業税) (平成15年度)	-	-	-	1	中小企業者が取得価額30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の年間取得価額の合計額300万円を限度として、全額損金算入(即時償却)を認める	-
(54)	沖縄情報通信産業振興税制(事業所税、減収補填措置) (平成10年度)	-	-	-	1	(1)1千万円以上の機械等及び1億円以上の建物等に係る情報通信産業等の事業の用に供する施設を新増築した場合に事業所税(資産割)課税標準を2分の1とする (2)事業の用に供する設備・不動産を新増設した者について、地方公共団体が事業税等を課さなかった場合又は不均一課税をした場合、地方交付税による減収補填	-
(55)	エンジェル税制(個人住民税) (平成9年度)	-	-	-	1	特定中小会社が発行した株式取得に要した金額の控除、未上場ベンチャー企業株式売買に係る損失の繰越控除	-

(56)	コンテンツ海外展開等促進基金 (平成24年度)	-	-	-	<p>4</p> <p>①ローカライズ支援 経済産業省と総務省で共同で、公募による法人を通じ、クールジャパン戦略に役立つ放送コンテンツ、映画等の映像コンテンツに対する現地語字幕の付与・吹き替え等(ローカライズ)に対して、1/2補助を実施する。 対象者:民間企業</p> <p>②プロモーション支援 経済産業省が、公募により選定する法人を通じ、クールジャパン戦略に役立つプロモーションにつき、その活動費の一部を補助する。 対象者:民間企業</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・補助事業者への交付決定額 【成果指標(アウトカム)】 ・本施策のローカライズ支援を受けたコンテンツの量(時間)/本施策の支援を受けたプロモーション件数</p>	-		
政策の予算額・執行額		後日記載			政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
						日本再興戦略	平成25年6月14日 (平成26年6月24日改訂)	第一 総論 第二 3つのアクションプラン
						世界最先端IT国家創造宣言	平成25年6月14日 (平成26年6月24日改定)	Ⅲ. 目指すべき社会・姿を実現するための取組 Ⅳ. 利活用の裾野拡大を推進するための基盤の強化 等

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

※2 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※3 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を測定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「-」となることもある。

※4 達成手段の概要及び平成27年度における成果指標等を記載。

政策評価の事前分析表(平成27年度実施政策)

(総務省27-①)

政策 ^(※1) 名	政策11:放送分野における利用環境の整備				担当部局課室名	情報流通行政局 総務課 他5課室			作成責任者名	情報流通行政局 総務課長 椿 泰文	
政策の概要	メディアの多様化や、放送サービスの高度化等を踏まえ、多様な国民視聴者のニーズに応えるための放送政策に資する放送制度の在り方について検討・実施する。								分野【政策体系上の位置付け】	情報通信 (ICT政策)	
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	国民生活の利便性等の向上を図るため、放送を取り巻く社会経済状況の変化や、メディアの多様化、技術の進展に伴う放送サービスの多様化に対応し、放送制度の必要な見直しを検討・実施する。また、日本のプレゼンス、国際世論形成力を向上させるため、国として必要な国際放送の実施を日本放送協会(NHK)へ要請し、我が国の対外情報発信力を強化する。								政策評価実施予定時期	平成30年8月	
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値)		目標(値)		年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠		
		基準年度	目標年度	27年度	28年度	29年度					
放送が基幹メディアとしての公共的役割を適切に果たしつつ国民視聴者の多様なニーズに応えるために必要な制度整備・運用等を図り、国民生活の利便性の向上等に寄与すること	① 施策目標を達成するための放送制度の在り方等についての検討 <アウトプット指標>	・経営基盤強化計画の認定に係る制度の創設、認定放送持株会社の認定要件の緩和及び、日本放送協会(NHK)による国際放送の番組の国内提供やインターネット活用業務に係る規制緩和を内容とした「放送法及び電波法の一部を改正する法律」の施行に伴う政省令の改正。 ・有料放送サービスの受信者保護について、契約締結書面の交付の義務付け、初期契約解除制度の導入、不実広告や事実不告知の禁止等を内容とする「電気通信事業法等の一部を改正する法律案」を国会へ提出(平成27年4月3日)。	26年度	社会経済状況等の変化を踏まえ、国民視聴者の多様なニーズに応えるため、必要な制度整備を行う。	29年度	社会経済状況等の変化等に対応するために、有料放送サービスの受信者保護等に関し、必要な制度整備を行う。	社会経済状況等の変化を踏まえ、国民視聴者の多様なニーズに応えるため、必要な制度整備を行う。	社会経済状況等の変化を踏まえ、国民視聴者の多様なニーズに応えるため、必要な制度整備を行う。	放送を取り巻く社会経済状況の変化や、メディアの多様化、技術の進展に伴う放送サービスの多様化等を踏まえ、放送制度の在り方等の検討、必要な制度整備・運用等を図ることにより、国民生活の利便性の向上等に寄与することから、指標として設定。		
総合通信局等に、臨時災害放送局用の送信機等を配備し、平時においては自治体等が行う送信点調査や運用訓練等に活用し、災害時には自治体に対して貸し出すことにより、災害時における迅速な開設を図ること	2 臨時災害放送局の開設の円滑化を図るための送信点調査や運用訓練等の実施 <アウトプット指標>	大規模災害の発生時において自治体が迅速に臨時災害放送局(※)を開設できるよう、平時からの送信点の調査や運用訓練等の実施について検討。 ※ 暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生した場合に、その被害を軽減するために役立つことを目的に地方公共団体を免許人として臨時に開設される超短波(FM)放送局。東日本大震災に際しては、28の市町において開設された。	26年度	機器配備の総合通信局(4局)において、少なくとも各年度2回の送信点調査、運用訓練等の実施。	29年度	送信点調査、運用訓練等の実施回数 8回 (4局×2回)	送信点調査、運用訓練等の実施回数 8回 (4局×2回)	送信点調査、運用訓練等の実施回数 8回 (4局×2回)	東日本大震災に際しては、被害情報、避難情報等の提供手段として各自治体が臨時災害放送局を開設し、被災者の生活安定等に大きく寄与したところであるが、大規模災害時において避難情報等一刻を争う情報などの迅速な提供のためには、平時において事態を想定した訓練や効率的な運用を可能とする送信設備の設置場所等の選定が重要であることから、調査及び訓練等の実施について指標として設定。		

我が国の対外情報発信力を強化するため、テレビ国際放送の充実を図ること	3	テレビ国際放送の受信環境整備状況 <アウトプット指標>	放送法第65条第1項の規定に基づきNHKに対しテレビ国際放送の実施を要請し、同法第67条第1項の規定により実施に必要な費用を要請放送交付金として交付。NHKにおいてテレビ国際放送の受信環境を整備。	26年度	引き続きNHKに対しテレビ国際放送の実施を要請し、ケーブルテレビのチャンネル確保等、きめ細やかな受信環境の整備を一層推進する。	29年度	ケーブルテレビのチャンネル確保等、きめ細やかな受信環境の整備を一層推進する	ケーブルテレビのチャンネル確保等、きめ細やかな受信環境の整備を一層推進する	ケーブルテレビのチャンネル確保等、きめ細やかな受信環境の整備を一層推進する	NHKが平成21年2月から新たな外国人向けテレビ国際放送を開始し、我が国の対外情報発信力を強化したところであるが、海外視聴者を増やして外国人向けテレビ国際放送の充実を図るためには、その受信環境整備（現地の衛星放送やケーブルテレビにおけるチャンネルの確保等）を推進することが重要であることから、指標として設定。 【参考】各年度の受信可能世帯数 平成26年度：約2億世帯 平成25年度：約1億9000万世帯 平成24年度：約1億6000万世帯 【参考】各年度のNHKの国際放送実施経費 平成27年度：約279.3億円（予算額） 平成26年度：約214.4億円（予算額） 平成25年度：約205.0億円（決算額）
被災情報や避難情報など、国民に対する放送による迅速かつ適切な情報提供手段を確保すること	4	自然災害の被害を受けやすい場所（ハザードマップ等）に立地する全てのラジオ親局の移転・FM補完局等の整備率 <アウトプット指標>	自然災害の被害を受けやすい場所（ハザードマップ等）に立地する全てのラジオ親局の移転・FM補完局等の整備率 19%	25年度	自然災害の被害を受けやすい場所（ハザードマップ等）に立地する全てのラジオ親局の移転・FM補完局等の整備率 100%	30年度	自然災害の被害を受けやすい場所（ハザードマップ等）に立地する全てのラジオ親局の移転・FM補完局等の整備率 30%	自然災害の被害を受けやすい場所（ハザードマップ等）に立地する全てのラジオ親局の移転・FM補完局等の整備率 60%	自然災害の被害を受けやすい場所（ハザードマップ等）に立地する全てのラジオ親局の移転・FM補完局等の整備率 80%	平成30年度を目処として、自然災害の被害を受ける可能性が高く、災害発生時に放送の継続が困難となる可能性が高い送信所を保有しているラジオ放送事業者において、FM補完中継局の整備、送信所の移転又は予備送信所の整備を進めていくこととしており、全てのラジオ親局の移転・FM補完局等の整備を指標として設定。 （参考値） 平成26年度 P(平成27年6月上旬把握予定) 平成25年度 19%
達成手段 (開始年度)			予算額(執行額) (※2)			関連する 指標	達成手段の概要等			平成27年行政事業 レビュー事業番号
※達成手段は精査中です。			25年度	26年度	27年度					
(1)	放送政策に関する調査研究 (平成19年度)	後日記載			450万円	1	後日記載			0101
(2)	国際放送の実施 (昭和26年度)				3,934百万円	3				0102
(3)	地域ICT強靱化事業(地方) (平成26年度)				300万円	2				0103

	放送法 (昭和25年)	-	-	-	<p>次に掲げる原則に従って、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図る。</p> <p>一 放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること。</p> <p>二 放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによって、放送による表現の自由を確保すること。</p> <p>三 放送に携わる者の職責を明らかにすることによって、放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること。</p> <p>当該法律に基づき、国民生活の利便性等の向上を図ることを目的に、放送制度の必要な見直しを検討・実施。</p>	-		
	放送ネットワーク災害対策促進税制(法人税) (平成26年)	-	-	-	<p>ラジオ放送事業者が災害対策のために予備送信設備等(送信機、電源設備、アンテナ等)を取得した場合における取得価額の15%の特別償却 ※自然災害の可能性の高い場所にある送信所について、新たに一体的に整備する場合に限る。</p>	-		
	放送ネットワーク災害対策用設備等に係る課税標準の特例措置(固定資産税) (平成26年)	-	-	-	<p>(1)ラジオ放送事業者が災害対策のために取得した予備送信設備等(送信機、電源設備、アンテナ等)(償却資産に限る。)について、取得後3年度分、課税標準を3/4とする。*自然災害の可能性の高い場所にある送信所について、新たに一体的に整備する場合に限る。</p> <p>(2)法人住民税・事業税についても国税に準じた扱いとする。</p>	-		
政策の予算額・執行額		<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;">後日記載</div>			政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称 -	年月日 -	関係部分(抜粋) -

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

※2 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※3 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「-」となることがある。

※4 達成手段の概要及び平成27年度における成果指標等を記載。

政策評価の事前分析表(平成27年度実施政策)

(総務省27-⑫)

<p>政策^(※1)名</p>	<p>政策12:情報通信技術利用環境の整備</p>				<p>担当部局課室名</p>	<p>総合通信基盤局 電気通信事業部 事業政策課 他5課室 電波部 電波政策課 他3課</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>総合通信基盤局 電気通信事業部事業政策課長 吉田 博史 電波部電波政策課長 田原 康生</p>		
<p>政策の概要</p>	<p>電気通信事業分野における公正競争ルールの整備等により、一層の競争促進及び利用者利益を確保することでICT利用者の利便性向上を促進するとともに、引き続きブロードバンドの整備促進、無線システムの高度化や新規導入のニーズへの対応により情報通信基盤の利用環境の確保を図る。 また、利用者からの苦情・相談、迷惑メール対策やインターネット上の児童ポルノ等の違法・有害情報対策の促進、ネットワークの安全・信頼性の向上等の推進により、安心・安全な利用環境の確保を図る。 これらにより、世界最高水準の情報通信技術インフラ環境の更なる普及・発展を実現する。</p>						<p>分野【政策体系上の位置付け】</p>	<p>情報通信 (ICT政策)</p>		
<p>基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】</p>	<p>世界最高水準の情報通信技術インフラ環境の更なる普及・発展を実現するため、ICT利用環境の整備が経済活性化や国民生活の向上に資するという考え方の下、ブロードバンド化、IP化の進展による市場環境の変化を踏まえ、電気通信市場の一層の競争促進を図ることによる料金の低廉化・サービスの多様化など利用者の利便性の向上の実現、ブロードバンド基盤の整備促進による誰もがICTの恩恵を享受できる環境の実現、無線システムの高度化や新規導入のニーズへの対応、利用者からの苦情・相談等への対応、ネットワークの安全・信頼性の向上等による安心・安全なインターネット環境等を実現する。</p>				<p>政策評価実施予定時期</p>	<p>平成30年8月</p>				
<p>施策目標</p>	<p>測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)</p>	<p>基準(値)</p>	<p>目標(値)</p>	<p>年度ごとの目標(値)</p>			<p>測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠</p>			
				<p>年度ごとの実績(値)</p>						
				<p>基準年度</p>	<p>目標年度</p>	<p>27年度</p>	<p>28年度</p>	<p>29年度</p>		
<p>①</p>	<p>OECD加盟国におけるブロードバンド料金(単位速度当たり料金)のランキング <アウトカム指標></p>	<p>1位(2012年9月時点。2013年7月公表)</p>	<p>25年度</p>	<p>1位を引き続き維持</p>	<p>29年度</p>	<p>1位を引き続き維持</p>	<p>1位を引き続き維持</p>	<p>1位を引き続き維持</p>	<p>公正な競争条件の確保等の競争政策の推進により、料金の低廉化・サービスの多様化が一層進展すると期待されることから、指標として設定。 (参考) OECD加盟国におけるブロードバンド料金(単位速度当たり): 1位(2012年9月時点。OECD白書2013)</p>	
<p>2</p> <p>電気通信事業者間の公正な競争条件の確保等、競争政策を推進することにより、低廉かつ高速のブロードバンド環境や電気通信サービスの健全な発展の促進を実現すること</p>	<p>公正な競争促進に向けた取組状況 <アウトプット指標></p>	<p>・平成26年10月、「電気通信事業分野における競争状況の評価2013」を公表。 ・平成26年12月、「2020年代に向けた情報通信政策の在り方―世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けて―」答申。 ・光回線の卸売サービス等に関する制度整備、禁止行為規制の緩和、携帯電話網の接続ルールの充実、電気通信事業の登録の更新性の導入等(合併・株式取得等の審査)を内容とする「電気通信事業法等の一部を改正する法律案」を国会へ提出(平成27年4月3日)。</p>	<p>26年度</p>	<p>29年度</p>	<p>・電気通信事業分野における毎年度の市場動向等を分析・検証し、電気通信事業の制度・運用の改善を図る。 ・電気通信事業における料金政策等の調査研究を実施し、当該成果を審議会等の基礎資料等として活用するとともに、制度見直し等を検討。 ・「電気通信事業法等の一部を改正する法律」(平成27年5月成立)の施行に向け、電気通信事業の公正な競争の促進のための制度整備を行う。</p>	<p>・電気通信事業分野における毎年度の市場動向等を分析・検証し、電気通信事業の制度・運用の改善を図る。 ・電気通信事業における料金政策等の調査研究を実施し、当該成果を審議会等の基礎資料等として活用するとともに、制度見直し等を検討。</p>	<p>・電気通信事業分野における毎年度の市場動向等を分析・検証し、電気通信事業の制度・運用の改善を図る。 ・電気通信事業における料金政策等の調査研究を実施し、当該成果を審議会等の基礎資料等として活用するとともに、制度見直し等を検討。</p>	<p>電気通信市場の動向調査等の結果を踏まえ電気通信事業分野の競争状況の評価を行い、競争環境の変化に応じて制度改正を行う等の公正な競争促進に向けた取組により、利用者の利便性向上の実現等が期待されることから、指標として設定。</p>		

	③	訪日外国人にとっても使いやすいICT基盤環境の実現に向けた取組状況 ＜アウトプット指標＞	<p>・平成26年6月、「SAQ² JAPAN Project」※を公表。 ※2020年オリンピック・パラリンピック東京大会以降の我が国の持続的成長も見据え、訪日外国人にとって「選べて」「使いやすい」「日本の魅力が伝わる高品質な」ICT利用環境を実現するためのアクションプラン。</p> <p>・総務省、観光庁が連携して、自治体、関係事業者等から構成される「無料公衆無線LAN整備促進協議会」を設立。</p>	26年度	<p>・無料公衆無線LAN環境整備促進に向け、利用開始手続きの簡素化・一元化、海外向け周知・広報の推進等、外国人旅行者の多様なニーズを踏まえた通信環境の改善に取り組む。</p>	29年度	<p>・無料公衆無線LAN環境整備促進に向け、利用開始手続きの簡素化・一元化、海外向け周知・広報の推進等、外国人旅行者の多様なニーズを踏まえた通信環境の改善を図る。</p>	<p>・無料公衆無線LAN環境整備促進に向け、利用開始手続きの簡素化・一元化、海外向け周知・広報の推進等、外国人旅行者の多様なニーズを踏まえた通信環境の改善を図る。</p>	<p>・無料公衆無線LAN環境整備促進に向け、利用開始手続きの簡素化・一元化、海外向け周知・広報の推進等、外国人旅行者の多様なニーズを踏まえた通信環境の改善を図る。</p>	<p>低廉かつ高速のブロードバンド環境を実現することは世界最高水準のICTインフラを実現することであり、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催を見据え、外国人旅行者にとっても使いやすい通信環境を整備することは世界最高水準のインフラの実現につながることから、指標として設定。</p>
	4	情報システムのIPv6対応に係る普及啓発活動の実施箇所数 ＜アウトプット指標＞	年7箇所	26年度	前年と同規模（年7箇所）	29年度	前年と同規模（年7箇所）	前年と同規模（年7箇所）	前年と同規模（年7箇所）	<p>情報システムのIPv6対応に係る普及啓発活動は、IPv6に対応した通信環境の適正かつ安全な発展に寄与し、電気通信サービスの健全な発展の促進に資することから、同活動の実施回数を測定指標として設定。</p>
地域の特性を踏まえた高速のブロードバンド環境の整備・確保を図ること	⑤	超高速ブロードバンドサービスの世帯カバー率 ＜アウトカム指標＞	99.9% （平成26年3月末時点。平成26年度値は9月頃公表予定）	26年度	対前年度増	29年度	対前年度増	対前年度増	対前年度増	<p>超高速ブロードバンドサービスの世帯カバー率及び利用率は、高速ブロードバンド環境の整備・確保の進捗を測定できるため、指標として設定。</p> <p>【参考】 （平成25年度値） 超高速ブロードバンドサービス世帯カバー率：約99.9% 固定系超高速ブロードバンドサービス利用率：約51.1% 移動系超高速ブロードバンドサービス利用率：約42.6%</p>
	6	超高速ブロードバンドサービスの利用率 ＜アウトカム指標＞	固定系：51.1% 移動系：42.6% （平成26年3月末時点。平成26年度値は9月頃公表予定）	26年度	対前年度増	29年度	対前年度増	対前年度増	対前年度増	<p>（平成24年度値） 超高速ブロードバンドサービス世帯カバー率：約99.4% 固定系超高速ブロードバンドサービス利用率：約48.1% 移動系超高速ブロードバンドサービス利用率：約20.3%</p> <p>（平成23年度値） 超高速ブロードバンドサービス世帯カバー率：約97.3% 超高速ブロードバンドサービス利用率：約44.7% 移動系超高速ブロードバンドサービス利用率：約3.6%</p>

	7	<p>特定電子メール法に基づく迷惑メール対策への取組状況 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>特定電子メール法に基づく迷惑メールについて収集・分析を行い、同法に違反する疑いのある送信者に対し、行政指導等を実施。</p>	<p>26年度</p>	<p>特定電子メール法に基づく迷惑メールについて収集・分析を行い、同法に違反する疑いのある送信者に対し、行政指導等を実施。</p>	<p>29年度</p>	<p>特定電子メール法に基づく迷惑メールについて収集・分析を行い、同法に違反する疑いのある送信者に対し、行政指導等を実施。</p>	<p>特定電子メール法に基づく迷惑メールについて収集・分析を行い、同法に違反する疑いのある送信者に対し、行政指導等を実施。</p>	<p>特定電子メール法に基づく迷惑メールについての収集・分析及び同法に基づく事業者への指導等を行うことは、電子メールの送受信上の支障を防止し、電気通信サービスである電子メールを安心・安全に利用できる環境の実現に資するため、指標として設定。</p> <p>【参考】 （平成26年度値） 行政指導（警告メール） 約3,600通 報告徴収 約30件 行政処分（措置命令） 7件</p> <p>（平成25年度値） 行政指導（警告メール） 約4,000通 報告徴収 約30件 行政処分（措置命令） 7件</p> <p>（平成24年度値） 行政指導（警告メール） 約5,500通 報告徴収 50件 行政処分（措置命令） 8件</p>
<p>電気通信サービスの安心・安全な利用環境を実現すること</p>	<p>⑧</p> <p>電気通信サービスを安心・安全に利用する環境を実現するための取組状況 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>・電気通信サービス利用者の苦情・相談に対応するとともに、相談内容等から課題を抽出・分析し、政策の見直し等を実施。 ・特に、スマートフォン等の利用に関する課題について研究会で検討し、提言として「スマートフォン安心安全強化戦略」を平成25年9月に公表。 ・本提言を踏まえ、平成26年2月、新たに研究会を立上げ、ICTの安心・安全な利用環境を整備するための検討を開始。 ・電気通信サービスにおける消費者保護について、書面の交付・初期契約解除制度の導入、不実告知・勧誘継続行為の禁止等、代理店に対する指導等の措置を内容とする「電気通信事業法等の一部を改正する法律案」を国会へ提出（平成27年4月3日）。 ・スマートフォン等の利用者に係る情報について、プライバシーを適切に保護しつつ、適正に利活用される環境を整備。</p>	<p>26年度</p>	<p>電気通信サービス利用者の苦情・相談に対応するとともに、相談内容等から電気通信サービス利用に係る課題を抽出・分析し、電気通信サービスにおける消費者利益確保のための政策の見直し等を実施。</p>	<p>29年度</p>	<p>電気通信サービス利用者の苦情・相談に対応するとともに、相談内容等から電気通信サービス利用に係る課題を抽出・分析し、電気通信サービスにおける消費者利益確保のための政策の見直し等を実施。 ・「電気通信事業法等の一部を改正する法律」（平成27年5月成立）の施行に向け、電気通信サービスの利用者保護のための制度整備を行う。 ・スマートフォン等の利用者に係る情報について、プライバシーを適切に保護しつつ、適正に利活用される環境を整備。</p>	<p>電気通信サービス利用者の苦情・相談に対応するとともに、相談内容等から電気通信サービス利用に係る課題を抽出・分析し、電気通信サービスにおける消費者利益確保のための政策の見直し等を実施。</p>	<p>電気通信サービス利用者の苦情・相談対応、相談内容等からの課題の抽出・分析、電気通信サービスにおける消費者利益確保のための政策の見直し・検討等の取組は、電気通信サービスの利用者が安心・安全に利用する環境の実現に資するため、指標として設定。</p> <p>【参考（各年度の相談件数）】 平成26年度：（平成27年9月頃公表予定） 平成25年度：7,012件 平成24年度：6,811件 平成23年度：7,873件</p>	

9	大規模な異常トラヒック遮断の仕組みを確立するための実証結果を活用する延べ事業者数 ＜アウトプット指標＞	大規模な異常トラヒックを迅速かつ効果的に遮断する仕組みの確立に向けた検討を実施	26年度	実証の結果を活用する延べ事業者数 10者	29年度	大規模な異常トラヒック遮断の仕組みを確立するための実証を実施	実証の結果を活用する延べ事業者数 8者	実証の結果を活用する延べ事業者数 10者	大規模な異常トラヒック遮断の仕組みを確立するための実証を実施し、自動遮断を行うための基準を策定することにより、本基準を活用する事業者が出てくることは、大規模な異常トラヒックの発生によるネットワークへの支障を最小限に抑え、電気通信サービスの安心・安全な利用環境の実現に資するため、指標として設定。
⑩	電気通信ネットワークの安全・信頼性向上のための制度見直し等の検討 ＜アウトプット指標＞	電気通信事業法の改正を踏まえ、「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」等の見直しを実施	26年度	「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」等の見直しを実施	29年度	「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」等の見直しを実施	「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」等の見直しを実施	「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」等の見直しを実施	事業者の自主的な取組による対策を基本としつつ、その取組を適切に確保する制度的枠組みを整備することは、電気通信ネットワークの安全・信頼性向上に資するため、指標として設定。
11	市場調査を行う特定無線設備等の台数 ＜アウトプット指標＞	83台 (平成26年度値)	26年度	60台	29年度	60台	60台	60台	市場調査を行う特定無線設備等の台数、MRA国際研修会（我が国で開催される通信機器等の相互承認協定に関する研修会）の参加者数は、通信機器の技術基準の適合性を確保することに資するため、指標として設定。 なお、「市場調査を行う特定無線設備等の台数」の平成27年度以降の目標値は、平成26年度実績値を元に技術基準の適合性を効率的に調査する方法（対象設備、測定項目）を再考し、設定。
12	MRA国際研修会の参加者数 ＜アウトプット指標＞ ※MRA (Mutual Recognition Agreement) : 相手国（欧州等の外国）向けの機器の認証（機器が技術上の要件を満たしていることの検査・確認）を自国（日本）で実施することを可能とする二国間の協定	208人 (平成26年度値)	26年度	145人	29年度	145人	145人	145人	【参考】 (平成25年度値) 市場調査機器台数：108台 ・ M R A 国際研修会参加者数：159人 (平成24年度値) 市場調査機器台数：127台 ・ M R A 国際研修会参加者数：121人 (平成23年度値) 市場調査機器台数：83台 ・ M R A 国際研修会参加者数：93人

通信機器の技術基準の適合性を確保すること等により、電気通信事業分野の安全・信頼性の向上を実現すること	13	ドメイン名の名前解決サービスに係る信頼性等の確保のための取組状況 ＜アウトプット指標＞	従来、電気通信事業法の適用除外とされていたため、ドメイン名の名前解決サービスを提供する電気通信事業については、制度上、信頼性等の確保のための規律が存在していなかった。 ・ドメイン名の名前解決サービスに関する信頼性等の確保等を内容とする「電気通信事業法等の一部を改正する法律案」を国会へ提出（平成27年4月3日）。	26年度	電気通信事業の届出や、管理規程の作成・届出等の制度の運用を通じ、公共性の高い、又は大規模な（契約数が数十万以上）ドメイン名の名前解決サービスに係る信頼性等の確保を図る。	29年度	電気通信事業の届出や、管理規程の作成・届出等の制度の運用を通じ、公共性の高い、又は大規模な（契約数が数十万以上）ドメイン名の名前解決サービスに関する信頼性等の確保のための制度整備を行う。	電気通信事業の届出や、管理規程の作成・届出等の制度の運用を通じ、公共性の高い、又は大規模な（契約数が数十万以上）ドメイン名の名前解決サービスに係る信頼性等の確保を図る。	電気通信事業の届出や、管理規程の作成・届出等の制度の運用を通じ、公共性の高い、又は大規模な（契約数が数十万以上）ドメイン名の名前解決サービスに係る信頼性等の確保を図る。	インターネットが民間主導で発展してきた経緯や国境を越えたグローバルなものであることを踏まえ、インターネットを利用する上での基盤であるドメイン名の名前解決サービスについて、必要最小限の規律を課すことは、電気通信事業分野の安全・信頼性等の向上に資するため、指標として設定。
	14	データセンターの地域分散化・活性化について事業者への周知・啓発活動の年間の実施回数 ＜アウトプット指標＞	年2件	26年度	年2件	29年度	前年と同規模 (年2件)	前年と同規模 (年2件)	前年と同規模 (年2件)	データセンターを運営・管理する事業者やデータセンター利用企業等に周知・啓発を行うことは、データセンターの地域分散化・活性化を実現し、電気通信事業分野の安全・信頼性の向上を実現することに資するため、指標として設定。なお、周知・啓発活動10件（H26～30年度の5カ年計）で150者以上に周知・啓発する予定。
安全な道路交通社会の実現に資するITインフラ環境実現に必要な情報通信技術を実現すること	15	安全運転支援のための通信の信頼性、相互接続、セキュリティ機能を確保・考慮した通信プロトコルの策定 ＜アウトプット指標＞ ※通信プロトコル：通信を行う際の約束事や手順	安全運転支援のための車車間通信について、電波の周波数・出力等の技術基準は策定したが、上のレイヤーの通信プロトコルである通信セキュリティ等については未検証。 (なお、平成25年までの状況を踏まえ、平成26年度より関連事業を実施)	25年度	安全運転支援のための車車間通信に係る通信セキュリティを検証。	28年度	通信セキュリティの高度化機能の検証	通信セキュリティの高度化機能の検証		安全運転支援のための車車間通信等の相互接続、セキュリティ機能を確保・考慮した通信プロトコルを策定することは、安全な道路交通社会の実現に資するITインフラ環境を実現することになるため、指標として設定。 【参考】 平成26年度は、通信セキュリティの基本機能の検証を実施。

無線システムの高度化や新規導入のニーズに適切に対応し、情報通信基盤の利用環境を維持・改善すること	16	<p>移動通信システム用の周波数帯域幅の確保 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>約500MHz幅（携帯電話等） 約350MHz幅（無線LAN）</p>	22年度	約2700MHz幅（全体）	32年度	<p>国際電気通信連合の2015年世界無線通信会議（WRC-15）における国際周波数調整等を実施し、今後の我が国の新たな移動通信システム用周波数の確保方針を検討する。</p>	<p>WRC-15の結果等を踏まえ、新たな移動通信システム用の周波数確保に向けた無線設備の技術的条件の具体的検討を実施。</p>	<p>・新たな移動通信システム用周波数の確保を開始。 ・対平成26年度増。</p>	<p>携帯電話、BWAや無線LAN等、移動通信システム用の周波数帯域幅の増加は、情報通信基盤の利用環境の維持・改善に寄与することから、「新サービス創出等による経済成長」、「利用者利便の増進」、「国際競争力の強化」の視点を総合的に判断等して設定。 【参考】 携帯電話用約740MHz幅（平成26年度値） 無線LAN用約350MHz幅（平成26年度値）</p>
	⑰	<p>新たな電波利用システムの実用化 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>電波利用ニーズに対応した新たな電波利用システムの実現に必要な制度整備を実施。</p>	26年度	<p>電波利用ニーズに対応した新たな電波利用システムの実現に必要な制度整備を実施。</p>	29年度	<p>電波利用ニーズに対応した新たな電波利用システムの実現に必要な制度整備を実施。</p>	<p>電波利用ニーズに対応した新たな電波利用システムの実現に必要な制度整備を実施。</p>	<p>電波利用ニーズに対応した新たな電波利用システムの実現に必要な制度整備を実施。</p>	<p>通信速度の高速化や高機能化等の電波利用ニーズに対応した新たな電波利用システムの実用化は、情報通信基盤の利用環境を維持・改善に寄与することから、指標として設定。 【参考】 12件（平成26年度値）</p>
	18	<p>訪日観光客等が我が国に持ち込む端末の円滑な利用を可能とする制度整備 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>訪日観光客等が我が国に持ち込む端末の円滑な利用を可能とする制度を整備するため「電気通信事業法等の一部を改正する法律案」を国会へ提出（平成27年4月3日）。</p>	26年度	<p>訪日観光客等が我が国に持ち込む端末の円滑な利用を可能とする制度整備</p>	28年度	<p>訪日観光客等が我が国に持ち込む端末の円滑な利用を可能とするための必要な制度整備を実施</p>			

達成手段 (開始年度)	予算額(執行額) ※2			関連する 指標 (※3)	達成手段の概要等	平成27年行政事業 レビュー事業番号
	25年度	26年度	27年度			
※達成手段は精査中です。						
(1)	電気通信事業分野における事業環境の整備のための調査研究 (昭和62年度)	後日記載	110百万円	1,2,3	後日記載	0104
(2)	電気通信事業分野における消費者利益確保のための事務経費 (平成6年度)		321百万円	7,8		0105
(3)	電気通信事業分野における安全・信頼性確保のための事務経費 (平成12年度)		37百万円	10,11,12		0106
(4)	情報通信利用環境整備推進事業 (平成23年度)		890百万円	5,6		0107
(5)	離島海底光ファイバ等整備事業 (平成25年度)		—	5,6		0108
(6)	電気通信消費者権利の保障等推進経費(地方) (平成22年度)		9百万円	7,8		0109
(7)	次世代ITSの確立に向けた通信技術の実証 (平成26年度)		100百万円	15		0110
(8)	無料公衆無線LANの利用開始手続き等の簡素化・一元化に係る実証実験 (平成27年度)		30百万円	3		新27-0017
(9)	パーソナルデータ利活用のための安全確保技術の実証 (平成27年度)		50百万円	8		新27-0018

(10)	異常トラフィックの自動遮断実現のための検証 (平成27年度)	後日記載		30百万円	9	後日記載		新27-0019
(11)	電気通信事業法 (昭和59年)	-	-	-	①、2、 ③、⑧、 ⑩、12	電気通信事業の公共性にかんがみ、その運営を適正かつ合理的なものとするともに、その公正な競争を促進することにより、電気通信役務の円滑な提供を確保するとともにその利用者の利益を保護し、もって電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保を図り、公共の福祉を増進する。		-
(12)	有線電気通信法 (昭和28年)	-	-	-	⑩	有線電気通信設備の設置及び使用を規律し、有線電気通信に関する秩序を確立することによつて、公共の福祉の増進に寄与する。		-
(13)	日本電信電話株式会社等に関する法律 (昭和59年)	-	-	-	2	1 日本電信電話株式会社(以下「会社」という。)は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社がそれぞれ発行する株式の総数を保有し、これらの株式会社による適切かつ安定的な電気通信役務の提供の確保を図ること並びに電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究を行うことを目的とする株式会社とする。 2 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「地域会社」という。)は、地域電気通信事業を営営することを目的とする株式会社とする。		-
(14)	特定電子メールの送信の適正化等に関する法律 (平成14年)	-	-	-	7	一時に多数の者に対してされる特定電子メールの送信等による電子メールの送受信上の支障を防止する必要性が生じていることにかんがみ、特定電子メールの送信の適正化のための措置等を定めることにより、電子メールの利用についての良好な環境の整備を図り、もって高度情報通信社会の健全な発展に寄与する。		-

(15)	携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律 (平成17年)	-	-	-	⑧	携帯音声通信事業者による携帯音声通信役務の提供を内容とする契約の締結時等における本人確認に関する措置、通話可能端末設備等の譲渡等に関する措置等を定めることにより、携帯音声通信事業者による契約者の管理体制の整備の促進及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止を図る。	-
(16)	特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律 (平成13年)	-	-	-	11,12	相互承認協定の適確な実施を確保するため、国外適合性評価事業の実施に必要な事項を定めるほか、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）、電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）及び電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）の特例を定める等の措置を講じ、もって特定機器に係る製造、輸出入、販売その他の事業活動の円滑化に資する。	-
(17)	電波法 (昭和25年)	-	-	-	16	電波の公平且つ能率的な利用を確保することによつて、公共の福祉を増進する。 当該法律に基づき、周波数割当て等を実施。	-
(18)	電気通信基盤充実臨時措置法 (平成3年)	-	-	-	⑤	高度通信施設、信頼性向上施設及び高度有線テレビジョン放送施設の整備を促進する措置を講ずることにより、電気通信による情報の流通の円滑化のための基盤の充実に資し、もって高度情報通信ネットワーク社会の形成に寄与する。	-
(19)	データセンター地域分散化促進税制（法人税） (平成22年度)	-	-	-	14	電気通信事業者が対象設備（サーバー、ルーター又はスイッチ、無停電電源装置(UPS)及び非常用発電機）を取得した場合における取得価額の10%の特別償却	-
(20)	固定系電気通信事業者に係る事業所税の特例措置（事業所税） (平成22年度)	-	-	-	2	固定系電気通信事業用に供する施設のうち、事務所、研究施設、研修施設以外の施設に係る事業所税を非課税	-

政策の予算額・執行額	後日記載	政策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
			経済財政運営と改革の基本方針2014	平成26年6月24日	第2章 経済再生の進展と中長期の発展に向けた重点課題 3. 魅力ある地域づくり、農林水産業・中小企業等の再生 (2)2020オリンピック・パラリンピック東京大会等の開催に向けた取組
			日本再興戦略	平成25年6月14日	第Ⅱ. 3つのアクションプラン 一. 日本産業再興プラン 4. 世界最高水準のIT社会の実現 ④ 世界最高水準の通信インフラの整備 ○ 世界最高水準の通信インフラの実用化 ○ 料金低廉化・サービス多様化のための競争政策の見直し 二. 戦略市場創造プラン テーマ3: 安全・便利で経済的な次世代インフラの構築 (2) 個別の社会像と実現に向けた取組 ② ヒトやモノが安全・快適に移動することのできる社会 ○ 安全運転支援システム、自動走行システムの開発・環境整備
				平成26年6月24日改訂	第二 3つのアクションプラン 一. 日本産業再興プラン 4. 世界最高水準のIT社会の実現 (3)新たに講ずべき具体的施策 ④新たなイノベーションの基盤となる無料公衆無線LAN環境の整備等
			世界最先端IT国家創造宣言	平成25年6月14日 (平成26年6月24日改定)	Ⅲ. 目指すべき社会・姿を実現するための取組 2. 健康で安心して快適に生活できる、世界一安全で災害に強い社会 (4) 世界で最も安全で環境にやさしく経済的な道路交通社会の実現 Ⅳ. 利活用の裾野拡大を推進するための基盤の強化 2. 世界最高水準のITインフラ環境の確保
	観光立国実現に向けたアクション・プログラム 2014	平成26年6月17日	1. 「2020年オリンピック・パラリンピック」を見据えた観光振興 (2)オリンピック・パラリンピックを機に訪日する外国人旅行者の受入環境整備		

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

※2 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※3 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることもある。

※4 達成手段の概要及び平成27年度における成果指標等を記載。

政策評価の事前分析表(平成27年度実施政策)

(総務省27-13)

政策 ^(※1) 名	政策13: 電波利用料財源による電波監視等の実施					担当部局課室名	総合通信基盤局 電波部 電波政策課 電波利用料企画室 他6課室	作成責任者名	総合通信基盤局 電波部 電波政策課 電波利用料企画室長 越後 和徳		
政策の概要	電波利用共益事務は、電波法第103条の2第4項に規定されているが、その実施により、電波法全体の目的である「電波の公平かつ能率的な利用を確保することによって公共の福祉を増進すること」に資するもの。また、電波利用料の予算額については、3年毎の電波利用料の見直しの際、公開による研究会の開催や、パブリックコメントの募集など、電波利用共益事務として適切なものについてオープンなプロセスを経ているなど、効率性、有効性等について事前の検討を実施。							分野【政策体系上の位置付け】	情報通信 (ICT政策)		
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	電波の公平かつ能率的な利用を確保することによって公共の福祉を増進することに資するため、電波監視等無線局全体の受益を直接の目的として行う事務(電波利用共益事務)の確実な実施を推進し、電波の適正な利用を確保する。					政策評価実施予定時期	平成29年8月				
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)		基準(値)		目標(値)		年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠	
							年度ごとの実績(値)				
				基準年度			目標年度	26年度	27年度	28年度	
①	重要無線通信妨害への措置率 <アウトプット指標>	100%	25年度	100%	28年度	100%	100%	100%	電波の適正利用及び電波利用環境維持に向け、国民生活や社会活動の安心・安全に大きく関わる航空・海上無線、消防無線、携帯電話など重要無線通信への妨害を防止することは電波監視業務において根幹であるため、重要無線通信妨害への措置率を指標として設定。 【参考】 平成24年度実績 100% 平成23年度実績 100%		
						100%	—	—			
②	総合無線局監視システムの稼働率(計画停止を除く。) <アウトプット指標>	99%	25年度	無線局数の増加に影響されることなく99%以上確保	28年度	無線局数の増加に影響されることなく99%以上確保。			無線局数が年々増加する中、無線局の免許申請処理、周波数管理等の電波監理事務の迅速かつ効率的な実施を支援する全国規模の業務処理システムである総合無線局監視システムの予期せぬシステム停止は、無線局監視に重大な影響を及ぼすため、システム稼働率を指標として設定。 また、国民のオンライン利用及びユーザビリティのさらなる向上を図ることを目的として、電子申請の申請率を併せて指標として設定。 【参考】 総合無線局監視システムの稼働率(計画停止を除く。) 平成24年度実績 99%以上 平成23年度実績 99%以上 無線局免許申請等及び無線局再免許申請等における電子申請率 平成24年度実績 65% 平成23年度実績 57%		
						99.8%(2月時点暫定値) 【6月】	—	—			
3	無線局免許申請等及び無線局再免許申請等における電子申請率 <アウトプット指標>	70%	25年度	73% (平成26年度から平成28年度の平均)	28年度	73%(3カ年平均)					
						67.8%(2月時点暫定値) 【6月】	—	—			
4	電波が人体等への影響に関する調査について、外部専門家による評価における、研究成果の評価点の平均点 <アウトプット指標>	8.0 (最大10.0)	25年度	7.5 (最大10.0)	28年度	7.5点	7.5点	7.5点	研究の進捗及び目標達成度を客観的に評価・把握するため、外部専門家による評価を指標として設定。 【参考】 平成24年度実績 7.7 平成23年度実績 7.9		
						【6月上旬】	—	—			
5	標準周波数の精度(周波数標準値に対する偏差) <アウトプット指標>	1.0×10 ⁻¹³ (10兆分の1)以内	25年度	1.0×10 ⁻¹² (1兆分の1)以内	28年度	1.0×10 ⁻¹² (1兆分の1)以内	1.0×10 ⁻¹² (1兆分の1)以内	1.0×10 ⁻¹² (1兆分の1)以内	良好な電波利用環境の整備・維持を図ることを目的として、平成11年郵政省告示第382号に規定されている標準周波数の精度を指標として設定。 【参考】 平成24年度実績 10兆分の1以内 平成23年度実績 10兆分の1以内 ※標準周波数とは無線局が発射する電波の基準となる正確な周波数である。		
						1.0×10 ⁻¹³ (10兆分の1)以内	—	—			

不法電波の監視、無線局監理事務の迅速化・効率化、電波の人体への影響調査、標準電波の発射、周知啓発等を通じ、良好な電波利用環境の整備・維持を図ること

	6	電波の能率的な利用や安全性に関する全国各地での説明会の開催回数 ＜アウトプット指標＞	電波の安全性に関する説明会を各地方局で1回以上かつ全国で15回開催	25年度	電波の安全性に関する説明会を各地方局で1回以上かつ全国で15回以上開催	28年度	各地方局で1回以上かつ全国で15回以上	各地方局で1回以上かつ全国で15回以上	各地方局で1回以上かつ全国で15回以上	電波の公平かつ能率的な利用の確保や電波の安全性に関する国民のリテラシー向上を図るため、説明会の開催回数を指標として設定。 【参考】 平成24年度実績 1回以上かつ全国で21回 平成23年度実績 1回以上かつ全国で22回
	7	電波の能率的な利用の確保等に関する周知啓発活動の実施件数 ＜アウトプット指標＞	3,312件	25年度	周知啓発活動の実施件数を3,000件以上	28年度	3,000件以上	3,000件以上	3,000件以上	電波の公平かつ能率的な利用の確保を図る必要があることから、周知啓発活動の実施件数を指標とし、設定。 【参考】 平成24年度実績 3,137件 平成23年度実績 2,810件
	8	安全な無線LANの利用及び設置に関する説明会等の実施回数及び参加人数 ＜アウトプット指標＞	5回 500名	25年度	5回以上 500名以上	28年度	5回以上 500名以上	5回以上 500名以上	5回以上 500名以上	無線LANの安全な利用及び設置に関する国民のリテラシーを高めることにより、電波の有効利用の促進を図るため、安全な無線LANの利用及び設置に関する説明会等の実施回数及び参加人数を指標として設定。 【参考】 平成25年度開始事業
電波有効利用技術の研究開発、周波数移行・再編の促進、条件不利地域における電波の有効利用の促進等を通じ、電波の適正かつ能率的な利用を推進すること	⑨	電波有効利用技術の研究開発等における、外部専門家による評価点数の平均 ＜アウトプット指標＞	課題設定型：4.2(最大5.0) 課題提案型：- (最大30.0)	25年度	課題設定型：3.5(最大5.0) 課題提案型：18.0(最大30.0)	28年度	課題設定型：3.5 課題提案型：18.0	課題設定型：3.5 課題提案型：18.0	課題設定型：3.5 課題提案型：18.0	電波有効利用技術の研究開発等において、研究開発等の進捗及び目標達成度を客観的に評価・把握するため、外部専門家による評価を指標として設定。 【参考】 課題設定型 平成24年度実績 4.1 平成23年度実績 4.2 課題提案型については、平成26年度以降に評価実施予定
	10	パーソナル無線の廃止局数(特定周波数終了対策業務によるもの及び当該業務によらないものの合計) ＜アウトプット指標＞	1,363局	25年度	パーソナル無線の廃止	27年度	1,600局	1,600局		パーソナル無線の終了期限である平成27年11月30日に向けて、特定周波数終了対策業務の活用によるパーソナル無線の廃止を推進するため、廃止局数を指標として設定。 【参考】 平成24年度実績 1,211局 平成23年度実績 918局
	11	消防・救急無線のデジタル化を実施した市町村数(消防に関する事務を処理する地方公共団体を含む。)の割合 ＜アウトプット指標＞	72.6%	25年度	100%	28年度	—	—	100%	消防・救急無線のデジタル化による周波数移行の期限が平成28年5月末であることを踏まえ、市町村が整備するアナログ方式の消防・救急無線及び市町村防災行政無線のデジタル化の進捗度を評価の指標として設定。 【参考】 平成24年度実績 消防・救急無線：40.6% 市町村防災行政無線：37.6%
	12	市町村防災行政無線のデジタル化を実施した市町村数の割合 ＜アウトプット指標＞	43.7%	25年度	50%以上	28年度	—	—	50%以上	平成23年度実績 消防・救急無線：11.6%、 市町村防災行政無線：30.3%
	13	携帯電話サービスエリア外地域に居住する人口(整備要望がない地域の人口を除く。) ＜アウトカム指標＞	3.4万人	25年度	1.7万人	28年度	—	—	1.7万人	「携帯電話の基地局整備の在り方に関する研究会」を開催し、携帯電話サービスエリア外地域に居住する人口(整備要望がない地域の人口を除く。)を指標として設定(平成26年度から平成28年度までの間に半減し、1.7万人まで解消する。) 【参考】 平成25年度に開催した「携帯電話の基地局整備の在り方に関する研究会」において、測定指標である、携帯電話サービスエリア外地域に居住する人口(整備要望がない地域の人口を除く。)の集計基準を変更したため、単純に過去の実績と比較することができない。

14	地上デジタル放送の難視対策世帯数 ＜アウトカム指標＞	1.3万世帯	25年度	0世帯 (難視解消後の世帯数)	26年度	0世帯 (難視解消後の世帯数)			地上デジタル放送への移行に伴い、暫定衛星対策となった世帯については、地上系による恒久対策を暫定衛星対策が終了する平成26年度末までに行う必要があるため、難視対策世帯数を指標として設定。 【参考】 平成24年度実績 8.0万世帯 平成23年度実績 16.1万世帯
						0世帯 (ただし7世帯については、4月中に工事完了。)			
15	AM放送局(親局)に係る難聴対策としてのFM中継局整備率 ＜アウトプット指標＞	0%	25年度	100%	30年度	5%	30%	60%	今後5年程度を目途として、AM放送等において生じている難聴(都市型難聴、地理的・地形的難聴、外国波混信による難聴)を解消するためのFM中継局の整備を進めていくこととしており、AM放送局(親局)に係る難聴対策としてのFM中継局の整備率を指標として設定。 【参考】 平成26年度開始事業
						9%	—	—	

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) (※2)			関連する 指標 (※3)	達成手段の概要等 (※4)	平成27年行政事業 レビュー事業番号
		25年度	26年度	27年度			
※達成手段は精査中です。							
(1)	電波の監視等に必要経費 (平成5年度)	後日記載		6,300百万円	1	後日記載	0111
(2)	総合無線局監視システムの構築と運用 (平成5年度)			7,349百万円	2,3		0112
(3)	電波の安全性に関する調査及び評価技術 (平成9年度)			647百万円	4		0113
(4)	電波再配分対策 (平成23年度)			23百万円	10		0114
(5)	無線システム普及支援事業(周波数有効利用促進事業) (平成25年度)			3,868百万円	11,12		0115
(6)	無線システム普及支援事業(携帯電話等エリア整備事業) (平成17年度)			2,301百万円	13		0116
(7)	無線システム普及支援事業(地上デジタル放送への円滑な移行のための環境整備・支援) (平成20年度)			30,249百万円	14		0117
(8)	電波遮へい対策事業(トンネル) (平成11年度)			3,818百万円	13		0118
(9)	周波数の使用等に関するリテラシーの向上 (平成21年度)			158百万円	6,7,8		0119

(10)	電波資源拡大のための研究開発等 (平成8年度)	後日記載	10,395百万円	9	後日記載	120	
(11)	標準電波による無線局への高精度周波数の提供 (平成9年度)		430百万円	5		0121	
(12)	無線システム普及支援事業(民放ラジオ難聴解消支援事業) (平成26年度)		2,623百万円	15		0122	
(13)	電波法 (昭和25年度)	-	-	-	1~15	電波の公平且つ能率的な利用を確保することによって、公共の福祉を増進する。 当該法律に基づき、電波監視等電波の適正な利用の確保に関し無線局全体の受益を直接の目的として行う事務(電波利用共益事務)の確実な実施を推進することにより、電波の適正な利用を確保する。	-
政策の予算額・執行額		後日記載	政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
					世界最先端IT国家 創造宣言	平成25年6月 14日 (平成26年6月 24日改定)	・ITインフラに関しては、2000年以降、我が国が推し進めてきた施策により、モバイル通信や光ファイバーなどにおいてブロードバンド環境が整備されている。今後、世界最高水準のブロードバンド環境を確保し、正確な位置情報、時刻情報等を伴う膨大なデータを利活用でき、かつIPv6にも対応した環境を、適正かつ安全に発展させていく必要がある。(P26)
					日本再興戦略	平成25年6月 14日 (平成26年6月 24日改訂)	・圧倒的に速く、限りなく安く、多様なサービスを提供可能でオープンな通信インフラを有線・無線の両面で我が国に整備することで、そのインフラを利用するあらゆる産業の競争力強化を図る。(平成25年6月14日版 P44)

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

※2 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※3 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を測定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「-」となることもある。

※4 達成手段の概要及び平成27年度における成果指標等を記載。

政策評価の事前分析表(平成27年度実施政策)

(総務省27-14)

<p>政策(※1)名</p>	<p>政策14:ICT分野における国際戦略の推進</p>				<p>担当部局課室名</p>	<p>情報通信国際戦略局 国際政策課他5課室</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>情報通信国際戦略局 国際政策課長 佐々木 祐二</p>		
<p>政策の概要</p>	<p>政策の基本目標達成に向けて、二国間・多国間等の枠組みによる協議等を通じて円滑な情報流通等国際的な政策協調に貢献するとともに、トップセールスによる官民ミッション団の派遣、国内外におけるセミナーの実施、要人の招へい等を通じて我が国ICT企業の海外展開を支援し、各国の課題解決に貢献する。</p>						<p>分野【政策体系上の位置付け】</p>	<p>情報通信 (ICT政策)</p>		
<p>基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】</p>	<p>我が国の経済成長の促進と国際社会への貢献に資するため、二国間・多国間等の枠組みによる協議等を通じて円滑な情報流通等国際的な政策協調に貢献するとともに、国内外におけるセミナーの実施、官民ミッション団の派遣、要人の招へい、モデルシステムの構築等を通じて我が国ICT企業の海外展開を支援し、各国の課題解決に貢献する。</p>						<p>政策評価実施予定時期</p>	<p>平成30年8月</p>		
<p>施策目標</p>	<p>測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)</p>	<p>基準(値)</p>	<p>基準年度</p>	<p>目標(値)</p>	<p>目標年度</p>	<p>年度ごとの目標(値)</p>			<p>測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠</p>	
						<p>年度ごとの実績(値)</p>				
						<p>27年度</p>	<p>28年度</p>	<p>29年度</p>		
<p>二国間・多国間等の枠組みによる協議等を通じて、円滑な情報流通等、我が国ICT企業の海外展開に貢献すること</p>	<p>① 二国間での定期協議、政策協議、国際機関等における会議への参画及び意見交換の実施状況 <アウトプット指標></p>	<p>38回</p>	<p>22年度～26年度</p>	<p>国際会議への参画及び2国間での意見交換の実施(38回程度)。</p>	<p>29年度</p>	<p>38回程度</p>	<p>38回程度</p>	<p>38回程度</p>	<p>二国間の協議や国際機関等の会議への参画・意見交換を通じて、我が国ICTシステムを活用した課題解決手法の紹介や諸外国と政策的協調を図ることは、円滑な情報流通や我が国ICT企業の海外展開のための環境整備に資することとなるため、指標として設定。 過去5年間の実績値及びその平均で基準値を設定。 【参考】 平成26年度:45回 平成25年度:42回 平成24年度:43回 平成23年度:35回 平成22年度:26回</p>	
						<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>		
						<p>27件程度 (政務レベル13件程度)</p>	<p>27件程度 (政務レベル13件程度)</p>	<p>27件程度 (政務レベル13件程度)</p>	<p>ICT分野における諸外国との協力関係を構築・強化し、我が国ICTシステムを活用した課題解決手法を紹介することは、我が国ICT企業の海外展開のための環境整備に資することとなるため、指標として設定。 過去5年間の実績値及びその平均で基準値を設定。 【参考】 平成26年度:22回(政務レベル11回) 平成25年度:29回(政務レベル20回) 平成24年度:21回(政務レベル12回) 平成23年度:38回(政務レベル11回) 平成22年度:27回(政務レベル13回)</p>	
						<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>		
						<p>12回程度 (セミナー等) 5回程度 (ミッション団)</p>	<p>12回程度 (セミナー等) 5回程度 (ミッション団)</p>	<p>12回程度 (セミナー等) 5回程度 (ミッション団)</p>	<p>国内外におけるセミナー・シンポジウム等の開催、官民ミッション団派遣等の実施により、その実施国に対して官民一体となって我が国ICTの強みをアピールすることができ、我が国ICT企業の国際展開の支援や各国の課題解決への貢献に資するため、指標として設定。 過去5年間の実績値及びその平均で基準値を設定。 【参考】 平成26年度:セミナー19回、ミッション団5回 平成25年度:セミナー18回、ミッション団4回 平成24年度:セミナー5回、ミッション団3回 平成23年度:セミナー9回、ミッション団6回 平成22年度:セミナー7回、ミッション団5回</p>	
						<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>		

諸外国への我が国ICT企業の海外展開を支援し、各国の課題解決に貢献すること

4	ICT海外展開の推進の実施状況 <アウトプット指標>	政府の経協インフラ戦略会議の方針等を踏まえた、ICT国際展開プロジェクトの推進。	22年度～26年度	モデルシステム（地デジ、ICT防災システム等）の構築・運営等 9回程度	32年度	9回程度	9回程度	9回程度	<p>モデルシステムの構築・運営により、各国の政府・事業者に対して我が国ICTの強みを具体的・詳細に理解させることができ、また当該システムの構築・運営事業者と当該国との関係を構築・強化することができ、我が国ICT企業の国際展開の支援や各国の課題解決への貢献に資するため、指標として設定。</p> <p>過去5年間の実績値及びその平均で基準値を設定。</p> <p>【参考】 平成26年度：9回 平成25年度：8回 平成24年度：6回 平成23年度：7回 平成22年度：12回</p>
5	ICT国際展開に資する新たな資金供給等の仕組みの整備 <アウトプット指標>	<p>・我が国のICT国際競争力の強化及び国際展開に関する方策等を検討し、ICTによる経済成長と国際社会への貢献を実現するため、平成25年12月より、「ICT国際競争力強化・国際展開に関する懇談会」を開催。</p> <p>・上記懇談会における議論を踏まえ、同懇談会の提言として、国際展開に資する資金供給等の仕組みの整備を含む「ICT国際競争力強化・国際展開イニシアティブ」がとりまとめられ、平成26年6月に公表。</p> <p>・上記提言を受け、海外において電気通信事業、放送事業若しくは郵便事業又はこれらの関連事業を行う者に対して資金供給等の支援を行うことを目的とする機構の設立、業務の範囲等について定める「株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法案」を国会へ提出（平成27年3月3日）。</p>	26年度	ICT国際展開に資する新たな資金供給等の仕組みとして、「株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構」を設立。	27年度	<p>「株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法」（平成27年6月成立）施行のための政省令制定等を行うとともに、平成27年秋頃を目的に、ICT国際展開に資する新たな資金供給等の仕組みとして、「株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構」を設立。</p> <p>（注）現在法案が国会審議中であり、6月末までに法案が成立した場合の書きぶりを参考に入れております。</p>	—	—	<p>株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構は、ICT国際展開に資する新たな資金供給等の仕組みとして設立するものであり、同機構による出資や事業参画・運営支援等の支援は、我が国ICT企業の国際展開や各国の課題解決への貢献に資するため、同機構の設立を指標として設定。</p>

達成手段 (開始年度)	予算額(執行額) (※2)			関連する 指標	達成手段の概要等	平成27年行政事業 レビュー事業番号
	25年度	26年度	27年度			
※達成手段は精査中です。						
(1)	国際会議への対応 (平成17年度)	後日記載	167百万円	1.2	後日記載	0123
(2)	国際電気通信連合 (ITU) 分担金・拠出金 (昭和24年度)		694百万円	1		0124
(3)	経済協力開発機構 (OECD) への拠出 (平成13年度)		38百万円	1		0125
(4)	アジア・太平洋電気通信共同体 (APT) 分担金・拠 出金 (昭和54年度)		225百万円	1		0126
(5)	ICT発展に向けた日ASEAN共同調査・研究事業 (平成21年度)		11百万円	2		0127
(6)	ICT海外展開の推進 (平成21年度)		—	3.4		0128

(7)	国際情報収集・分析、戦略的な国際情報発信等の実施 (平成11年度)	後日記載		92百万円	1.4	後日記載			0129
(8)	ICT国際競争力強化パッケージ支援事業 (平成27年度)	後日記載		1,145百万円	3.4	後日記載			新27-0020
(9)	株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法 (平成27年度)	-	-	-	5	我が国の事業者に蓄積された知識、技術及び経験を活用して海外において通信・放送・郵便事業を行う者等に対し資金の供給、専門家の派遣その他の支援を行う枠組み(支援機構の設立、業務の範囲等)を定める。			-
(10)	株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構への出資(財政投融資)等 (平成27年度)	-	-	産投出資: 20,000百万円 政府保証: 7,000百万円	5	株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構が、海外において通信・放送・郵便事業を行う者等を支援するために必要となる産投出資金及び政府保証枠を確保する。			-
政策の予算額・執行額		後日記載			政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)	
						世界最先端IT国家創造宣言	平成25年6月14日 (平成26年6月24日改定)	I. 基本理念 2 世界最高水準のIT活用社会の実現に向けて	
						日本再興戦略	平成25年6月14日 (平成26年6月24日改訂)	第二 3つのアクションプラン 三. 国際展開戦略	

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

※2 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※3 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「-」となることがある。

※4 達成手段の概要及び平成27年度における成果指標等を記載。

政策評価の事前分析表(平成27年度実施政策)

(総務省27-15)

政策 ^(※1) 名	政策15: 郵政民営化の確実な推進	担当部局課室名	情報流通行政局 郵政行政部 企画課他6課室	作成責任者名	情報流通行政局 郵政行政部 企画課 長 齋藤 晴加
政策の概要	郵政民営化法等の一部を改正する等の法律に基づき、民営化の成果を国民が実感できる新たな事業の展開及び郵政三事業のユニバーサルサービスの確保を図るため、日本郵政グループ各社等に対する必要な監督を行う。信書便事業については、民間事業者による信書の送達に関する法律に基づき、民間信書便事業者に対する必要な監督を行うとともに、新規参入の促進及び信書便に関する利用者の認知度の向上を図るため、周知・広報活動を推進する。さらに、万国郵便連合(UPU)への人的貢献や我が国提出の議案の採択に努めるほか、参加各国と意見・情報交換を行うなど国際郵便サービスにおける利用者利便の向上やサービスの多様化を図る。また、多国間・二国間で政策協議を行うと共に、新興国、途上国における郵便事業の近代化等に関する協力・支援を進める。			分野【政策体系上の位置付け】	郵政行政
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	利用者利便の向上を図るため、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律に基づき、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務を利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的に、かつ将来にわたりあまねく全国において公平に利用できることを確保する。国際分野においては、利用者利便の向上及びグローバルな郵便業務の向上を図るため、多国間・二国間協議・協調等を通じ、新たな制度環境整備への取組等、積極的な対応を推進する。		政策評価実施 予定時期	平成28年8月	

施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値)	目標(値)		年度ごとの目標(値)		測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠		
			基準年度	目標年度	年度ごとの実績(値)				
					26年度	27年度			
① 郵政民営化の着実な推進 <アウトプット指標>	郵政民営化法等の一部を改正する等の法律(平成24年4月27日法律第30号)成立	24年度	上場に向けた日本郵政グループの事業展開の促進	27年度	上場に向けた日本郵政グループの事業展開の促進	上場に向けた日本郵政グループの事業展開の促進	郵政民営化法等の一部を改正する等の法律に基づき、郵政民営化が多様で良質なサービスの提供を通じ国民の利便の向上に資することから、郵政民営化の着実な推進を指標として設定。また、郵政民営化の成果を国民が実感できるように、上場に向けた日本郵政グループの事業展開の促進を目標として設定。		
					<ul style="list-style-type: none"> 日本郵便株式会社の増資の認可を行い、同社の経営基盤が強化されたことにより、郵便局における郵政三事業のユニバーサルサービスの安定的提供の確保を図った。 日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社の平成27事業年度事業計画の認可を行い、郵政事業の確実かつ適正な実施の確保を図った。 	—			
郵政民営化法等の一部を改正する等の法律に基づき、日本郵政グループ各社等に対し必要な監督を行い、健全な業務運営、事業展開を確保することにより、利用者利便の向上を図ること	日本郵政グループの健全な業務運営等 <アウトカム指標>	約24,000局 (郵便局数)	24年度	郵便局ネットワーク水準の維持	27年度	郵便局ネットワーク水準の維持	郵便局ネットワーク水準の維持	郵政事業の確実かつ適正な実施が確保されているかという観点から、健全な業務運営等を指標として設定。 <ul style="list-style-type: none"> 郵便局数(国会附帯決議) 郵便差出箱の本数(郵便法第70条、郵便法施行規則第30条) 郵便物の配達(郵便法第70条、郵便法施行規則第30条) 送達日数達成率(日本郵便株式会社 平成26事業年度 事業計画) 【参考】 (平成26年度値) 郵便局数 約24,000局 郵便差出箱の本数 約 万本 送達日数達成率 % ※日本郵便における集計完了次第記載(6月中旬目途)	
		約18万本 (郵便差出箱の本数)	19年度	郵便サービス水準の維持	27年度	郵便サービス水準の維持	郵便サービス水準の維持		
		月曜から土曜までの6日間において、1日に1回以上郵便物の配達を行う。 (国民の祝日に関する法律に規定する休日及び1月2日を除く。)(郵便物の配達)	19年度	郵便サービス水準の維持	27年度	郵便サービス水準の維持	郵便サービス水準の維持		(平成25年度値) 郵便局数 約24,000局 郵便差出箱の本数 約18万本 送達日数達成率 98.6%
		98.6% (送達日数達成率)	25年度	97%以上	27年度	97%以上	97%以上		(平成24年度) 郵便局数 約24,000局 郵便差出箱の本数 約18万本 送達日数達成率 98.6%
							(平成23年度) 郵便局数 約24,000局 郵便差出箱の本数 約18万本 送達日数達成率 98.6%		
							※日本郵便における集計完了次第記載(6月中旬目途)		

<p>信書便事業分野において健全な競争環境が整備されることにより、新規参入が活発になり、同分野におけるサービスの多様化が図られ、利用者利便の向上を図ること</p>	3	<p>信書便事業への新規参入者数 ＜アウトカム指標＞</p>	30者	25年度	<p>郵便・信書便分野における規制の合理化による増加を含めた信書便事業者の参入者数の増加</p>	27年度	<p>信書便事業者の参入者数の増加</p>	<p>郵便・信書便分野における規制の合理化による増加を含めた信書便事業者の参入者数の増加</p>	<p>民間参入の状況が進展することにより、利用者の選択の機会の拡大が図られ、利用者利便の向上に資することから、信書便事業への新規参入及び市場の拡大を指標として設定。</p> <p>【参考】 (平成26年度値) 新規参入者数 29者 (平成25年度値) 新規参入者数 30者 市場規模 115億円</p>
	④	<p>信書便事業市場の規模 ＜アウトカム指標＞</p>	約100億円	24年度	<p>郵便・信書便分野における規制の合理化による拡大を含めた信書便事業市場の拡大</p>	27年度	<p>信書便事業市場の拡大</p>	<p>郵便・信書便分野における規制の合理化による拡大を含めた信書便事業市場の拡大</p>	<p>(平成24年度値) 新規参入者数 27者 市場規模 106億円 (平成23年度値) 新規参入者数 30者 市場規模 91億円</p> <p>※修正理由：郵便・信書便分野における規制の合理化を図り、サービスの多様化・高度化等による郵便・信書便市場の活性化を図るための法案を提出していることに伴い、これを含めた目標（値）に修正</p>
<p>郵便・信書便分野における規制の合理化を図り、サービスの多様化・高度化等による郵便・信書便市場の活性化を図ること</p>	⑤	<p>郵便・信書便制度の在り方についての検討 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>郵便・信書便分野における規制の合理化を図り、サービスの多様化・高度化等による郵便・信書便市場の活性化を図るため、郵便及び信書便に関する料金の届出手続を緩和するとともに、特定信書便役務の範囲を拡大し、特定信書便役務に係る信書便約款の認可手続きを簡素化することを内容とした「郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案」を国会に提出。</p>	26年度	<p>郵便・信書便分野における規制の合理化を図り、サービスの多様化・高度化等による郵便・信書便市場の活性化を図るため、必要な制度整備を行う。</p>	27年度	<p>「郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案」を国会に提出。</p>	<p>郵便・信書便分野における規制の合理化を図り、サービスの多様化・高度化等による郵便・信書便市場の活性化を図るため、必要な制度整備を行う。</p>	<p>規制制度改革実施計画（平成25年6月14日閣議決定）及び情報通信審議会答申（平成26年3月中間答申・12月第2次中間答申）を踏まえ、郵便・信書便市場の更なる活性化のための規制緩和を行う必要があることから、指標として設定。</p>

各国との政策協議等の実施及び郵便業務の近代化に関する協議を推進することより、グローバルレベルでの郵便業務の改善を図ること	⑥ 二国間・多国間政策協議等への参画 ＜アウトプット指標＞	4回	25年度	4回以上	27年度	4回以上	4回以上	環境変化に応じて郵便業務の制度改善を行うためには、政策協議を通じて定期的に各国の制度等に関する情報を収集する必要があることから、指標として設定。 【参考】 (平成26年度値) 参画回数 5回 (平成25年度値) 参画回数 4回 (平成24年度値) 参画回数 0回 (平成23年度値) 参画回数 0回
						5回	—	
	7 郵便業務の近代化に関する協力に向けた協議を行っている国数 ＜アウトプット指標＞	1か国	25年度	1か国以上	27年度	1か国以上	1か国以上	グローバルレベルでの郵便業務の改善を図るためには、郵便業務の近代化を進めようとする新興国・途上国との具体的な関係構築が必要となることから、指標として設定。 【参考】 (平成26年度値) 協議国数 2カ国（ミャンマー、ベトナム） (平成25年度値) 協議国数 1カ国（ミャンマー） (平成24年度値) 協議国数 0カ国 (平成23年度値) 協議国数 0カ国
						2か国	—	
万国郵便連合（UPU）における災害・環境対策の強化及び条約の法的安定性の確保により、利用者利便の向上を図ること	8 UPU活動への人的貢献（職員の派遣数） ＜アウトプット指標＞	2名	25年度	2名以上	27年度	2名以上	2名以上	UPUにおいて我が国の施策を反映し、利用者利便の向上及びグローバルレベルでの郵便業務の改善を図る観点から、UPU事務局への派遣職員数及び重要議案における我が国方針の達成率を指標として設定。 【参考】 (平成26年度値) 職員派遣数 2名 重要議案における我が国方針の達成率 100%
						2名	—	
	⑨ 重要議案における我が国方針の達成率 ＜アウトプット指標＞	95.57%	25年度	重要議案における我が国方針の達成率75%以上	27年度	重要議案における我が国方針の達成率75%以上	重要議案における我が国方針の達成率75%以上	重要議案における我が国方針の達成率 95.57%
						100%	—	(平成25年度値) 職員派遣数 2名 重要議案における我が国方針の達成率 95.57% (平成24年度値) 職員派遣数 2名 (平成23年度値) 職員派遣数 2名

達成手段 (開始年度)	予算額(執行額) (※2)			関連する 指標 (※3)	達成手段の概要等 (※4)	平成27年行政事業 レビュー事業番号
	25年度	26年度	27年度			
※達成手段は精査中です。						
(1)	郵政行政における適正な監督 (平成15年度)	後日記載	52百万円	1~4	後日記載	0130
(2)	郵政行政に係る国際政策の推進に必要な情報収集 (平成15年度)		40百万円	5,6		0131
(3)	国際機関への貢献 (平成15年度)		291百万円	7,8		0132
(4)	日本型郵便インフラシステムの海外展開事業 (平成25年度)		—	6		0133
(5)	郵政民営化法 (平成17年)		—	—		1, 2

(6)	郵便法 (昭和22年)	-	-	-	2	郵便の役務をなるべく安い料金で、あまねく、公平に提供することによって、公共の福祉を増進することを目的として、日本郵便株式会社が行う郵便の業務について定めるもの。	-	
(7)	民間事業者による信書の送達に関する法律 (平成14年)	-	-	-	3	信書の送達の役務について、あまねく公平な提供を確保しつつ、利用者の選択の機会の拡大を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的として、民間事業者による信書の送達の事業の許可制度を実施し、その業務の適正な運営を確保するための措置について定めるもの。	-	
(8)	日本郵政株式会社法 (平成17年)	-	-	-	1	日本郵政株式会社を、日本郵便株式会社の発行済株式の総数を保有し、日本郵便株式会社の経営管理を行うこと及び日本郵便株式会社の業務の支援を行うこと目的とする株式会社とし、日本郵政株式会社業務等について定めるもの。	-	
(9)	日本郵便株式会社法 (平成17年)	-	-	-	1, 2	日本郵便株式会社を、郵便の業務、銀行窓口業務及び保険窓口業務並びに郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務を営むことを目的とする株式会社とし、日本郵便株式会社の業務等について定めるもの。	-	
政策の予算額・執行額		後日記載			政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
					第189回国会(常会)における総務大臣所信表明	(衆議院総務委員会 平成27年3月3日 (参議院総務委員会 平成27年3月11日)	郵政事業については、ユニバーサルサービスを引き続き確保するとともに、郵政民営化の成果を国民の皆様に一層実感していただけるよう、日本郵政グループ三社の上場に向け、企業価値の向上を促進してまいります。また、郵便・信書便市場の活性化に向け、特定信書便役務の範囲の拡大等を行う郵便法及び信書便法の改正案を今国会に提出いたします。	

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

※2 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※3 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を測定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「-」となることがある。

※4 達成手段の概要及び平成27年度における成果指標等を記載。

政策評価の事前分析表(平成27年度実施政策)

(総務省27-16)

政策 ^(※1) 名	政策16: 一般戦災死没者追悼等の事業の推進					担当部局課室名	大臣官房総務課管理室	作成責任者名	大臣官房総務課管理室長 加瀬徳幸
政策の概要	一般戦災死没者に対して追悼の意を表す事務等を実施すること							分野【政策体系上の位置付け】	国民生活と安心・安全
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	先の大戦における一般戦災死没者の追悼に資するため、一般戦災死没者の慰霊事業を適正に実施するとともに、強制抑留の実態調査等に関する基本的な方針(平成23年8月閣議決定)等を踏まえ、旧独立行政法人平和祈念事業特別基金から承継した兵士、戦後強制抑留者及び引揚者の方々の労苦に関する貴重な所蔵資料を後の世代に確実に引き継いでいくこと及びこれに併せて所蔵資料を展示し、当該労苦について国民の理解を深める機会を提供すること等を推進する。					政策評価実施予定時期	平成29年8月		
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値)	目標(値)		年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠	
			基準年度	目標年度	年度ごとの実績(値)				
					26年度	27年度	28年度		
一般戦災死没者の追悼に資するため、一般戦災死没者の慰霊事業を適正に実施すること	① 戦災に関する展示会の来場者数<アウトプット>	1,222名	20~25年度実績から推計	1,200名	26年度			<p>戦災に関する展示会への来場は、一般戦災死没者の追悼に関する国民の理解を深めることにつながることから、指標として設定(平成20~25年度の傾向から推計した26年度の来場者数を基準として目標値を設定)。</p> <p>【参考:過去の来場者数】 平成20年度:1,084名 平成21年度:1,013名 平成22年度:1,197名 平成23年度:1,271名 平成24年度:3,117名 平成25年度:1,102名 ※24年度は、前年度比約2.5倍と大幅に上回る実績を示したため、推計から除外。 ※戦災に関する展示会は、平成26年度をもって戦災遺族会のある戦災都市を一巡し、一定の成果を挙げることとなるため、当該年度をもって終了。 ※26年度は、広報活動の強化(行政評価事務所への協力依頼等)に伴い、目標値を大きく上回る実績を計上。</p>	
	② 一般戦災死没者の慰霊事業の実施<アウトプット>	一般戦災死没者の慰霊事業の確実な実施	26年度	一般戦災死没者の慰霊事業の確実な実施	28年度		一般戦災死没者の慰霊事業の確実な実施	一般戦災死没者の慰霊事業の確実な実施	<p>一般戦災死没者の慰霊事業(全国戦没者追悼式に参列する一般戦災死没者遺族代表の旅費支給等)の確実な実施は、一般戦災死没者の追悼に資するものであることから、指標として設定。</p> <p>【参考:過去の一般戦災死没者遺族代表の国費参列者数】 平成23年度:219名 平成24年度:204名 平成25年度:189名 平成26年度:195名 ※上記国費参列者数は、都道府県等の推薦によるものである。</p>

旧独立行政法人平和祈念事業特別基金から承継した兵士、戦後強制抑留者及び引揚者の方々の労苦に関する貴重な所蔵資料を後の世代に確実に引き継いでいくこと及びこれに併せて所蔵資料を展示し、当該労苦について国民の理解を深める機会を提供すること	③	所蔵資料の総合的な目録の作成<アウトプット>	所蔵資料の保管・展示	25年度	所蔵資料の総合的な目録の完成	28年度	所蔵資料の総合的な目録の策定	平成26年度に策定した方針を踏まえ、所蔵資料の総合的な目録に掲載する項目を決定	所蔵資料の総合的な目録の完成	所蔵資料の総合的な目録の作成は、関係者の労苦に関する貴重な所蔵資料を後の世代に確実に引き継いでいくことにつながることから、指標として設定。 ※平成26年度に策定した方針を踏まえ、更に有識者にヒアリングを行い、目録に掲載する項目については、平成27年度に決定することとしたことから、同年度の目標を新たに設定したものである。	
	4	平和祈念展示資料館の来館者数<アウトプット>	51,308名	25年度	50,000名	28年度	40,000名	50,000名	50,000名	平和祈念展示資料館への来館は、兵士、戦後強制抑留者及び引揚者の方々の労苦について理解を深める機会を提供することにつながることから、指標として設定。	
							44,147名	—	—	【参考：過去の来館者数】 平成23年度：59,302名 平成24年度：54,132名 平成25年度：51,308名 ※平成26年度については、目標40,000名に対し、常設展示のリニューアルに伴う閉館期間が予定より短かったことなどから、来館者数は44,147名となったが、平成27年度及び平成28年度については、平成25年度と同様、来館者数の目標を50,000名としている。	
達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) ※2			関連する 指標 (※3)	達成手段の概要等 ※4				平成27年行政事業 レビュー事業番号	
		25年度	26年度	27年度							
(1)	引揚者特別交付金支給事務費 (昭和42年度)	後日記載			4百万円	—	後日記載				0134
(2)	旧日本赤十字社救護看護婦等処遇経費 (昭和54年度)				144百万円	—					0135
(3)	不発弾等処理交付金 (昭和48年度)				51百万円	—					0136
(4)	一般戦災死没者の慰霊事業経費 (昭和52年度)				7百万円	1, 2					0137
(5)	平和祈念展示等経費 (平成22年度)				356百万円	3, 4					0139
(6)	引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律 (昭和42年)	—	—	—	—	引揚者及びその遺族並びに引揚前死亡者の遺族に対する特別交付金の支給に関し必要な事項を規定する。					
政策の予算額・執行額		後日記載			政策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)		
							—	—	—		

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

※2 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※3 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることもある。

※4 達成手段の概要及び平成26年度における成果指標等を記載。

政策評価の事前分析表(平成27年度実施政策)

(総務省27-17)

政策 ^(※1) 名	政策17: 恩給行政の推進				担当部局課室名	総務省政策統括官(恩給担当) 付 恩給企画管理官室他2室			作成責任者名	総務省政策統括官(恩給担当) 付 恩給企画管理官 小原 邦彦	
政策の概要	恩給請求の適切・迅速な処理、恩給相談対応の充実等を通じ、高齢化した受給者等に対するサービスの向上を図る。								分野【政策体系上の位置付け】	国民生活と安心・安全	
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	国家のために生命を賭して尽くされた旧軍人等とその遺族の方々の生活を支えるとともに、安心して恩給を受給していただくため、高齢化が進んでいる受給者等に対して、より一層の行政サービスの向上を図る。								政策評価実施予定時期	平成30年8月	
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)		基準(値)		目標(値)		年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠	
			基準年度	目標年度		27年度	28年度	29年度			
恩給請求について、未処理案件比率の低下に努めることを通じ、受給者等に対するサービスの向上を図ること	①	年度末における請求未処理案件比率(年度末における残件数/月間平均処理件数) <アウトプット指標>	0.38か月分 (平成22~26年度の平均値)	26年度	平成24~28年度の平均値以下	29年度	0.38か月分	平成23~27年度の平均値以下	平成24~28年度の平均値以下	請求未処理案件比率の低下に努めることにより、迅速な請求処理を担保できると考えられるため、サービス向上を図るための指標として設定(過去5年間の実績の平均値を基準として目標値を設定)。	
相談対応の充実による恩給相談電話混雑率の低下、相談者の満足度の向上に努めることを通じ、受給者等に対するサービスの向上を図ること	②	恩給相談電話混雑率 <アウトプット指標>	15.4% (平成22~26年度の平均値)	26年度	平成24~28年度の平均値以下	29年度	15.4%	平成23~27年度の平均値以下	平成24~28年度の平均値以下	恩給相談電話の混雑率の緩和に努めることにより、相談者の待ち時間を減らすことができると考えられるため、サービス向上を図るための指標として設定(過去5年間の実績の平均値を基準として目標値を設定)。	
	3	恩給相談者(来訪者)の満足度・納得度 <アウトカム指標>	98.8% (平成22~26年度の平均値)	26年度	平成24~28年度の平均値以上	29年度	98.8%	平成23~27年度の平均値以上	平成24~28年度の平均値以上	(参考) 恩給受給者数(予算人員) 平成22年度: 842千人、平成23年度: 770千人、平成24年度: 698千人、平成25年度: 630千人、平成26年度: 568千人、平成27年度: 508千人 恩給相談のために来庁した方の満足度・納得度は、的確な相談対応に努めることで向上させることができると考えられるため、サービス向上を図るための指標として設定(過去5年間の実績の平均値を基準として目標値を設定)。【計測方法】全来訪者を対象とした記入式アンケート	
達成手段(開始年度)		予算額(執行額) ^(※2)			関連する指標	達成手段の概要等				平成27年行政事業レビュー事業番号	
		25年度	26年度	27年度							
(1)	恩給支給事業(明治8年度)	後日記載		1,916百万円 (372.632百万円)	1~3	後日記載				0140	
(2)	恩給法(大正12年)	-	-	-	1~3	恩給の受給対象者、種類、諸手続等について規定するもの。					
政策の予算額・執行額		後日記載			政策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)			
						-	-	-			

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

※2 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※3 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「-」となることもある。

※4 達成手段の概要及び平成27年度における成果指標等を記載。

政策評価の事前分析表(平成27年度実施政策)

(総務省27-18)

政策 ^(※1) 名	政策18: 公的統計の体系的な整備・提供			担当部局課室名	統計局総務課 他9課室 政策統括官(統計基準担当)付 統計企画管理官室 他5室	作成責任者名	統計局総務課長 井上 卓 政策統括官(統計基準担当)付統計企画管理官 小森 敏也		
政策の概要	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年3月に閣議決定された「公的統計の整備に関する基本的な計画」(以下「第Ⅱ期基本計画」という。)に掲げられた施策を着実に推進・実現することにより、ICT化の進展も勘案しつつ公的統計を体系的かつ効率的に整備し、統計の有用性の向上を図る。 統計制度の企画・立案、基準の設定、統計調査の審査・調整及び社会経済情勢を把握するための基本的かつ重要な統計の作成を行う。 統計ユーザーの利便向上に対応する統計情報の的確な提供を実施する。 			担当部局課室名	統計局総務課 他9課室 政策統括官(統計基準担当)付 統計企画管理官室 他5室	分野【政策体系上の位置付け】	国民生活と安心・安全		
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	国民・企業等の様々な意思決定のための「社会の情報基盤」として、統計需要や調査環境の変化に対応した統計調査を着実に実施し、必要不可欠な公的統計を体系的かつ効率的に整備するとともに、統計情報を的確に提供することで、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与する。					政策評価実施予定時期	平成28年8月		
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)		基準(値)	目標(値)		年度ごとの目標(値)		測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠	
			基準年度			年度ごとの実績(値)			
				目標年度	26年度	27年度			
第Ⅱ期基本計画に掲げられた諸施策の実現に取り組み、国民経済の健全な発展や国民生活の向上に寄与すること	①	第Ⅱ期基本計画 ^(※2) に基づく諸施策の推進状況	公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保を図るため、国民の意見も反映しつつ第Ⅱ期基本計画に盛り込む諸施策を検討・閣議決定	25年度	第Ⅱ期基本計画に掲げられた諸施策の実現に向け、府省横断的な検討・推進体制を構築するとともに、各府省の個別取組状況のフォローアップを実施することにより政府一体的な取組を推進	27年度	第Ⅱ期基本計画に掲げられた諸施策の実現に向け、府省横断的な検討・推進体制を構築するとともに、各府省の個別取組状況のフォローアップを実施することにより政府一体的な取組を推進	第Ⅱ期基本計画に掲げられた諸施策の実現を図ることは、国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報と位置付けられている公的統計の有用性の向上に資することから、指標として設定。 ※第Ⅱ期基本計画は、公的統計の整備に関する目標や具体的取組を政府全体で共有し、総合的かつ計画的な統計整備を推進することを目的として、平成26年度から30年度までの5年間を計画期間として策定されたもの。同計画においては、統計の有用性の確保・向上を目指し、統計の体系的整備を推進するため、統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上、経済・社会の環境変化への的確な対応等の視点に重点を置いた各種施策を政府一体となって推進することとしている。 ※目標のうち、検討・推進体制の構築は、基本的に平成26年度で終了するため、27年度目標からは削除した。	
		第Ⅱ期基本計画の別表に掲げられた具体的な取組の着手率<アウトプット指標>	96%	22年度	96%以上	27年度	88%以上	96%以上	第Ⅱ期基本計画は、正確な統計を効率的に作成するとともに、国民にとって有用性の高い統計を提供する等の諸施策を推進するものであり、計画全体の推進が重要な課題であることから、指標として設定(平成27年度は第Ⅱ期基本計画の計画期間の2年目に当たることから、第Ⅰ期「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成21年3月13日閣議決定)の計画期間の2年目に当たる平成22年度を基準として目標値を設定)。
		基幹統計調査について、統計委員会等からの答申において「今後の課題」を付されているものうち、当該年度に調査計画の変更申請が行われたものにおいて「今後の課題」に対する措置を講じている割合<アウトプット指標>	87.5%	25年度	90%以上	27年度	90%以上	100%	統計委員会等からの答申において示された「今後の課題」に着実に対応することは、統計調査を改善し、必要とされる統計が円滑かつ効率的に作成されることにつながるため、指標として設定(平成25年度実績を基準として、目標値を設定(同程度))。
	2	当該年度に任用された統計調査員に占める登録調査員の割合<アウトプット指標>	75%	23年度	75%以上	27年度	75%以上	75%以上	統計調査員確保対策事業は、統計調査員の任用を希望する者をあらかじめ登録(登録された者を「登録調査員」という。)し、当該登録調査員に対し調査に必要な実務的な知識を付与することで、主に大規模調査(国勢調査を除く。)における統計調査員の円滑な確保を目的として実施されている。このため本事業の量的な測定指標として、当該事業に参画している都道府県及び市町村(東京都の特別区を含む。)において任用された統計調査員に占める登録調査員の割合を指標として設定(直近に経済センサス-活動調査(国勢調査を除く最大規模の調査)が実施された23年度の数値を基準として目標値を設定)。

社会経済情勢を把握するための基本的かつ重要な統計を確実に作成し、国民に提供すること	3	国内機関との協力及び調整を踏まえた上で、国際比較に必要なデータの提供、国際会議での対応、国際機関への協力等を適切に行うとともに、国際的な議論の動向等を国内の公的統計整備に適時適切に反映させるための取組を一層推進する。 ＜アウトプット指標＞	国際機関等へのデータ提供、国際会議での対応等のほか、「国際統計に関する関係府省等連絡会議」等を通じての統計分野における国際的な議論の動向に関する情報共有を実施	25年度	国際協力を一層推進するほか、国内関係者への情報提供の充実を図る等、国際動向を国内に適切に反映させるための取組を強化する。	27年度	国際協力を一層推進するほか、国内関係者への情報提供の充実を図る等、国際動向を国内に適切に反映させるための取組を強化する。 国際協力については、国連が策定する次期長期開発目標を測定するための指標の検討作業において、関係府省との調整を踏まえて積極的にコメントを行うなどの対応を行ったほか、アジア太平洋統計研修所におけるeラーニングの実施支援を新たに開始するなど一層の推進を図った。また、「国際統計に関する関係府省等連絡会議」における検討を踏まえ、国際機関に対するデータ提供実績を関係府省間で把握できる仕組みを構築するなど情報提供の充実にも努めた。	国際協力を一層推進するほか、国内関係者への情報提供の充実を図る等、国際動向を国内に適切に反映させるための取組を強化する。	—	我が国の公的統計の質及び国際比較性を高めるためには、国際会議等への積極的な参加を行う等の国際協力が重要であることはもちろんであるが、国際的な議論の動向を把握し、国内の統計行政により適時適切に反映させる措置を講じることも必要である。これまで統計の国際協力の総合的な推進に資するため「国際統計に関する関係府省等連絡会議」を開催し、情報共有を図ってきたところであるが、同会議の活用方法を含め、情報共有の一層の推進が必要であることから指標として設定。また、統計の国際協力としては、国際会議等への参加のほか、統計関連事業を実施する国際機関への協力も重視していることに鑑み、「国際機関への協力」についても追記することとした。
	④	統計局所管統計について、経済・社会の環境変化に対応した調査を確実に実施し、各年度中に公表が予定されている統計データを遅滞なく公表する ＜アウトプット指標＞	99.7%	25年度	100%	27年度	100%	100%	—	統計作成の最後の工程が公表であり、これが予定どおりに行われていることが、統計の確実な実施につながるため指標として設定（平成25年度実績を基準として、目標値を設定（同程度））。
	5	共管府省と協力・作成している産業連関表について、平成23年（2011年）産業連関表の速報及び確報を遅滞なく公表する ＜アウトプット指標＞	産業連関表を作成するための基礎資料の作成・収集を行った上で、推計作業を開始	25年度	速報を平成26年12月目途、確報を平成27年6月目途でそれぞれ公表する	27年度	速報の公表（平成26年12月目途） 速報の公表（平成26年12月19日）	確報の公表（平成27年6月目途）	—	基幹統計の一つである産業連関表は、10府省庁で共管し、総務省が作成業務の総括等を担っている加工統計であり、国民経済計算の作成や経済波及効果の分析に不可欠とされる重要な統計であるため、予定しているスケジュールどおりの公表を、指標として設定。

大規模周期調査における オンライン調査の推進	⑥	平成27年国勢調査のオンライン調査における回答数 ＜アウトプット指標＞	平成22年国勢調査において試行的に実施したオンライン調査（東京都のみ実施）の世帯総数に対する回答数約53万世帯	22年度	全国規模でオンライン回答を可能とする、また、そのオンライン回答数を約1000万世帯以上とする。	27年度	—	全国規模でオンライン回答を可能とする、また、そのオンライン回答数を約1000万世帯以上とする。	統計局の大規模周期調査については、これまで既にオンライン調査を導入してきたところであるが、特に、国勢調査については、我が国のすべての世帯を対象とする全数調査であり、国勢調査におけるオンライン調査の取組実績を踏まえ、他の調査におけるオンライン調査の検討に生かしていくことから、国勢調査について目標を以下のとおり設定。 平成27年国勢調査は、全国約5100万世帯を対象とする大規模周期調査で、今回全国規模でオンライン回答を可能とする初めての試みであり、平成24年と平成25年に実施した試験調査の結果、平成24年が25%、平成25年が23%と、どちらも20%を超えていることから、目標値を約1000万世帯以上に設定。なお、平成26年度に実施した第3次試験調査においては、オンライン回答率は30%を超えたが、当該試験調査は都市部を対象としていることから、オンライン回答率は高くなる傾向があることを踏まえ、上記目標値を設定。
	7	平成26年経済センサス - 基礎調査のオンライン調査における回答数 ＜アウトプット指標＞	平成24年経済センサス - 活動調査におけるオンライン調査（複数事業所を有する企業のみ実施）の対象数約23万企業 また、そのうちオンライン回答を行った企業の割合約8%	24年度	オンライン調査の対象範囲を、全国すべての事業所・企業（約448万企業）に拡大する。 また、前回と比較可能な、複数事業所を有する企業のオンライン回答割合について、二桁（10%）以上とする。	26年度	—	オンライン調査の対象範囲を、全国すべての事業所・企業に拡大する。 また、前回と比較可能な、複数事業所を有する企業のオンライン回答割合について、二桁（10%）以上とする。 また、前回と比較可能な、複数事業所を有する企業のオンライン回答割合は、10.6%であり、二桁（10%）を達成した。	統計局の大規模周期調査については、これまで既にオンライン調査を導入してきたところであるが、特に、経済センサスについては、我が国の全産業分野における事業所・企業を対象とする全数調査であり、経済センサスにおけるオンライン調査の取組実績を踏まえ、他の調査におけるオンライン調査の検討に生かしていくことから、経済センサスについて目標を以下のとおり設定。 平成26年経済センサス - 基礎調査は、全国約636万事業所（約448万企業）（推計値）を対象とする大規模周期調査で、今回調査で全企業にオンライン回答対象を拡大することで、全面導入を達成する。前回、複数の事業所を有する企業を対象に実施した平成24年経済センサス - 活動調査の結果、オンライン調査の対象企業数に対する回答割合が約8%であったことから、今回はそれを上回り二桁に到達することを目標値に設定。
統計情報を的確に提供することにより統計利用者の利便性の向上を図ること	8	統計局所管統計について主要5紙（朝日、読売、毎日、日経、産経）に掲載された記事数 ＜アウトプット指標＞	864件	25年度	年間870件以上	27年度	年間870件以上 980件	年間870件以上 —	統計調査の実施の広報や結果の公表に当たり、報道機関に分かりやすく正確にその内容が掲載されることにより、調査に関する国民の理解を深めることが期待できることから指標として設定（平成25年度実績を基準として、目標値を設定（同程度））。
	9	統計局所管統計結果について各府省の年次報告書（白書）に掲載された件数 ＜アウトプット指標＞	669件	25年度	年間670件以上	27年度	年間670件以上 470件	年間670件以上 —	統計利用者の利便性の向上を図ることにより、各府省における統計調査結果のより適切な利活用（即ち年次報告書掲載件数の増加）が見込まれることから指標として設定（平成25年度実績を基準として、目標値を設定（同程度））。 【参考（実績件数）】 平成25年度：669件 平成24年度：409件 平成23年度：369件

⑩	「政府統計の総合窓口(e-Stat)」の統計表等統計データの利用件数 ＜アウトプット指標＞	2,292万件	25年度	年間3,000万件以上	27年度	年間2,500万件以上	年間3,000万件以上	・統計利用者の利便性の向上やコンテンツの充実を図ることにより、統計情報の利用の促進が見込まれ、さらに25年度から、機械的に統計データを取得できるAPI機能の試行提供を開始し、飛躍的に統計情報の利用の促進が見込まれることから指標として設定（平成25年度実績を基準として、目標を設定（25年度実績以上））。
						年間2,596万件	—	
⑪	統計局ホームページの総利用件数 ＜アウトプット指標＞	3,997万件	25年度	年間4,500万件以上	27年度	年間4,000万件以上	年間4,500万件以上	・統計利用者の利便性の向上やコンテンツの充実を図ることにより、統計情報の利用の促進が見込まれることから指標として設定（平成25年度実績を基準として、目標を設定（25年度実績以上））。 【参考（実績件数）】 平成25年度：3,997万件 平成24年度：4,470万件 平成23年度：7,499万件（クローラー※等からのアクセス件数を含む） ※クローラーとは、リンクを辿ってウェブコンテンツにアクセスし、各コンテンツの情報を自動収集するシステム。
						4,177万件	—	
12	総合統計書の刊行冊数及び予定のとおり刊行（インターネット等による提供を含む）がなされているか ＜アウトプット指標＞	年刊：8冊 ・日本統計年鑑（11月） ・日本の統計（3月） ・世界の統計（3月） ・Statistical Handbook of Japan（9月） ・PSI（ポケット統計情報）年報（10月） ・社会生活統計指標—都道府県の指標—（2月） ・統計でみる都道府県のすがた（2月） ・統計でみる市区町村のすがた（6月）	25年度	年刊：8冊 ・日本統計年鑑（11月） ・日本の統計（3月） ・世界の統計（3月） ・Statistical Handbook of Japan（9月） ・PSI（ポケット統計情報）年報（10月） ・社会生活統計指標—都道府県の指標—（2月） ・統計でみる都道府県のすがた（2月） ・統計でみる市区町村のすがた（6月）	27年度	年刊：8冊 ・日本統計年鑑（11月） ・日本の統計（3月） ・世界の統計（3月） ・Statistical Handbook of Japan（9月） ・PSI（ポケット統計情報）年報（10月） ・社会生活統計指標—都道府県の指標—（2月） ・統計でみる都道府県のすがた（2月） ・統計でみる市区町村のすがた（6月）	年刊：8冊 ・日本統計年鑑（11月） ・日本の統計（3月） ・世界の統計（3月） ・Statistical Handbook of Japan（9月） ・PSI（ポケット統計情報）年報（10月） ・社会生活統計指標—都道府県の指標—（2月） ・統計でみる都道府県のすがた（2月） ・統計でみる市区町村のすがた（6月）	総合統計書を毎年定期的な期日に確実に刊行することが、総合統計書の利用者の便に寄与するため指標として設定。
						年刊：8冊 ・日本統計年鑑（11月） ・日本の統計（3月） ・世界の統計（3月） ・Statistical Handbook of Japan（9月） ・PSI（ポケット統計情報）年報（10月） ・社会生活統計指標—都道府県の指標—（2月） ・統計でみる都道府県のすがた（2月） ・統計でみる市区町村のすがた（6月）	—	

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) ※2			関連する 指標 ※3	達成手段の概要等 ※4	平成27年行政事業 レビュー事業番号	
		25年度	26年度	27年度				
(1)	統計調査の実施等事業(経常調査等) (昭和21年度)	後日記載		5,742百万円	4、8、9、 11、12	後日記載	0141	
(2)	統計調査の実施等事業(周期調査) (大正9年)			69,899百万円	6～9		0142	
(3)	統計体系整備事業 (昭和22年度)			9,933百万円	1～3、5		0143	
(4)	国連アジア太平洋統計研修所運営事業 (昭和45年度)			304百万円	1～3		0144	
(5)	統計調査等業務の最適化事業 (平成18年度)			957百万円	10、11		0145	
(6)	統計法(平成19年)	-	-	-	1～12	<p>公的統計が国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であることにかんがみ、公的統計の作成及び提供に関し基本となる事項を定めることにより、公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保を図り、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与する。</p>		
政策の予算額・執行額		後日記載	政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)			施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
						公的統計の整備に関する基本的な計画	平成26年3月25日	※全般的に関係
						経済財政運営と改革の基本方針2014	平成26年6月24日	<p>第3章 経済再生と財政健全化の好循環</p> <p>3. 公的部門改革の推進</p> <p>(1) 行政のIT化と業務改革、行政改革、公務員改革</p> <p>① 行政のIT化と業務改革</p> <p>IT総合戦略本部の下、「世界最先端IT国家」の実現に向け、内閣情報通信政策監(政府CIO)を中心に、工程表を取りまとめ、政府情報システムの徹底した運用コスト削減や、国・地方を通じたクラウド化の推進など情報インフラの合理化・再構築、オープンデータの推進等の取組を進める。</p>
						日本再興戦略	平成26年6月24日改訂	<p>第二 3つのアクションプラン</p> <p>一、日本産業再興プラン</p> <p>4. 世界最高水準のIT社会の実現</p> <p>(3) 新たに講ずべき具体的施策</p> <p>③ マイナンバー制度の積極的活用等</p> <p>統計調査のオンライン化を推進し、特に、2015年国勢調査において、調査票の記入や提出における国民の利便性向上、記入チェックの自動化による調査の精度向上等を図るため、パソコンやスマートフォンで回答できるオンライン調査を全面的に導入する。</p>
						<p>III. 目指すべき社会・姿を実現するための取組</p> <p>1. 革新的な新産業・新サービスの創出と全産業の成長を促進する社会の実現</p> <p>(1) オープンデータ・ビッグデータの活用を推進</p> <p>① 公共データの民間開放(オープンデータの推進)</p> <p>電子行政オープンデータ推進のためのロードマップを踏まえ、2013年度から、公共データの自由な二次利用を認める利用ルールの見直しを行うとともに、機械判読に適した国際標準データ形式での公開の拡大に取り組む。</p>		

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

※2 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※3 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「-」となることがある。

※4 達成手段の概要及び平成26年度における成果指標等を記載。

政策評価の事前分析表(平成27年度実施政策)

(総務省27-⑱)

政策 ^(※1) 名	政策19: 消防防災体制の充実強化				担当部局課室名	消防庁総務課 他13課室等		作成責任者名	消防庁総務課長 山口英樹	
政策の概要	国民の生命、身体及び財産を災害から守るため、消防防災・危機管理体制の強化を図るとともに、消防防災・危機管理に対する国民の認識と理解を向上させるための総合的な政策を実施する。							分野【政策体系上の位置付け】	国民生活と安心・安全	
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	社会経済情勢の変化とこれに伴う地域社会の変化による災害の態様の複雑多様化など、消防防災行政を取り巻く状況は大きく変化しており、迅速な対応が求められている。このため、総合的な消防防災行政を積極的に推進し、国民の安心と安全を向上させる。							政策評価実施予定時期	平成29年8月	
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)		基準(値)		目標(値)		年度ごとの目標(値)		測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠	
			基準年度	目標年度		年度ごとの実績(値)				
				27年度	28年度					
緊急消防援助隊の機能を強化すること	①	緊急消防援助隊の登録隊数 <アウトカム指標>	4,984隊 (平成27年4月1日現在)	26年度	6,000隊	30年度	緊急消防援助隊の登録隊数の増加 (対前年度増)		平成26年3月に策定した、消防組織法に基づく「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」において、平成30年度末までに6,000隊規模とされていることから、指標として設定。年度ごとの目標値は、各年における増隊数を平準化して設定。 【参考】 4,694隊(平成26年4月1日現在) 4,594隊(平成25年4月1日現在)	
							—	—		
	2	消防救急無線のデジタル化 整備済率 <アウトカム指標>	63.3% (平成27年4月1日現在)	26年度	100%	28年度	100%		消防救急無線のデジタル化は、大規模災害等が発生した場合の緊急消防援助隊の活動の円滑化に資するため、指標として設定。なお、消防救急無線は電波法に基づく周波数割当計画(平成24年総務省告示第471号)により、平成28年5月末までにデジタル化することとされている。 【参考】 30.9%(平成26年3月31日現在) 14.2%(平成25年3月31日現在)	
							—	—		
	③	消防組織法に基づき広域化が実現した広域化対象市町村の組合せ数(累計値) <アウトカム指標>	35ブロック (平成27年3月31日現在)	26年度	実現ブロック数(累計値)の増加	28年度	実現ブロック数(累計値)の増加		消防の広域化により、行財政上の様々なスケールメリットを実現し、消防体制の充実強化を図ることは消防防災体制の充実強化につながることから、指標として設定。 【参考】 27ブロック(平成26年3月31日現在) 18ブロック(平成25年3月31日現在)	
							—	—		
	4	耐震性貯水槽の整備数(累計値) <アウトカム指標>	100,085基 (平成26年4月1日現在)	26年度	整備数(累計値)の増加	28年度	整備数(累計値)の増加		大規模災害や特殊災害から、住民生活の安心・安全を確保するため、消防防災施設の整備を促進することが重要であることから、指標として設定。 【参考】 96,457基(平成25年4月1日現在) 94,959基(平成24年4月1日現在)	
							—	—		

常備消防力の強化などにより、地方公共団体における消防防災体制を充実強化すること	5	受入医療機関の選定困難事案（受入照会回数4回以上の重症以上傷病者搬送事案）の割合 ＜アウトカム指標＞	3.4% （平成25年中）	26年度	事案の割合の減少 （対前年度減）	28年度	事案の割合の減少 （対前年度減）		改正消防法による実施基準に基づく救急業務の実施等、救急救命体制の充実により、受入医療機関の選定困難事案（例として、受入照会回数4回以上の搬送事案）の割合の低下につながると考えられることから、指標として設定（消防庁では、各都道府県の取組状況や課題の把握、効果的な運用を図っている地域の取組事例等の把握・紹介などにより、上記実施基準のフォローアップに取り組むなど、選定困難事案の解消を図っている。）。 【参考】 （平成24年中） 重症以上傷病者搬送事案 3.8% 産科・周産期傷病者搬送事案 3.6% 小児傷病者搬送事案 3.0% 救命救急センター等搬送事案 3.9% （平成23年中） 重症以上傷病者搬送事案 3.9% 産科・周産期傷病者搬送事案 3.7% 小児傷病者搬送事案 3.1% 救命救急センター等搬送事案 4.0%
		受入医療機関の選定困難事案（受入照会回数4回以上の産科・周産期傷病者搬送事案）の割合 ＜アウトカム指標＞	4.3% （平成25年中）	26年度	事案の割合の減少 （対前年度減）	28年度	事案の割合の減少 （対前年度減）		
		受入医療機関の選定困難事案（受入照会回数4回以上の小児傷病者搬送事案）の割合 ＜アウトカム指標＞	2.7% （平成25年中）	26年度	事案の割合の減少 （対前年度減）	28年度	事案の割合の減少 （対前年度減）		
		受入医療機関の選定困難事案（受入照会回数4回以上の救命救急センター搬送事案）の割合 ＜アウトカム指標＞	3.9% （平成25年中）	26年度	事案の割合の減少 （対前年度減）	28年度	事案の割合の減少 （対前年度減）		
6	国際消防救助隊の実戦的訓練参加隊員数 ＜アウトカム指標＞	年間205人	26年度	年間200人	28年度	年間200人	年間200人	国際緊急援助隊の派遣に関する法律に基づく国際緊急援助隊（JDR）の一員である国際消防救助隊（IRT-JF）の訓練・研修等を推進し、能力強化を図ることは、迅速・効果的に国際救助要請に対応できる体制の整備につながるから、指標として設定。 3か年を1サイクルとして、1サイクル（平成26年度～平成28年度）で全ての国際消防救助登録隊員（599人）を訓練・研修等に参加させることを目標として設定。 【参考】 227人（平成25年中） 188人（平成24年中）	
						—	—		
消防団等地域防災力を強化すること	⑦	消防団員数 ＜アウトカム指標＞	864,347人 （平成26年4月1日現在）	26年度	団員数の増加 （対前年度増）	28年度	団員数の増加 （対前年度増）		消防団は地域における消防防災の中核として、火災時における消火活動を始め多数の要員を必要とする地震等大規模災害時の対応など、幅広い分野で重要な役割を果たしており、消防団員数の増加が地域における総合的な防災力の強化につながるから、指標として設定。 【参考】 （平成25年4月1日現在） 消防団員数 868,872人 女性消防団員数 20,785人 学生消防団員数 2,417人 （平成24年4月1日現在） 消防団員数 874,193人 女性消防団員数 20,109人 学生消防団員数 2,335人
		女性消防団員数 ＜アウトカム指標＞	21,684人 （平成26年4月1日現在）	26年度	団員数の増加 （対前年度増）	28年度	団員数の増加 （対前年度増）		
		学生消防団員数 ＜アウトカム指標＞	2,725人 （平成26年4月1日現在）	26年度	団員数の増加 （対前年度増）	28年度	団員数の増加 （対前年度増）		
	8	自主防災組織の組織活動カバー率 ＜アウトカム指標＞	80.0% （平成26年4月1日現在）	26年度	カバー率の増加 （対前年度増）	28年度	カバー率の増加 （対前年度増）		自主防災組織の充実強化など、災害被害軽減のための地域レベルの取組を推進することにより、大規模災害発生に備えた地域防災力の向上につながるから、指標として設定。 【参考】 77.9%（平成25年4月1日現在） 77.4%（平成24年4月1日現在）

	9	防災拠点となる公共施設等の耐震化率 ＜アウトカム指標＞	85.4% (平成26年3月31日現在)	26年度	耐震化率の増加 (対前年度増)	28年度	耐震化率の増加 (対前年度増)	公共施設は、多数の利用者が見込まれるほか、地震災害の発生時には災害応急対策の実施拠点や避難所になるなど、防災拠点としても重要な役割を果たすものであり、防災拠点となる公共施設等の耐震率の増加が、地域における総合的な防災力の強化につながることから、指標として設定。 【参考】 82.6% (平成25年3月31日現在) 79.3% (平成24年3月31日現在)
Jアラートや防災行政無線の整備により緊急情報の伝達体制を強化すること	⑩	Jアラート自動起動機の整備率 ＜アウトカム指標＞	93.6% (平成26年5月現在)	26年度	100%	28年度	100%	国の交付金の活用や市町村の自発的な整備の促進により、全ての市町村において、全国瞬時警報システム（J-ALERT）の自動起動機等を整備することは、災害時の国民への情報伝達体制を強化することとなり、消防防災体制の充実強化につながるから、指標として設定 【参考】 78.1% (平成25年5月現在) 69.9% (平成24年6月現在)
	11	市町村防災行政無線（同報系）の整備率 ＜アウトカム指標＞	80.1% (平成26年3月31日現在)	26年度	整備率の増加 (対前年度増)	28年度	整備率の増加 (対前年度増)	市町村防災行政無線（同報系）の整備率の向上は、災害時の住民への情報伝達体制を強化することとなり、消防防災体制の充実強化につながるから、指標として設定。なお、市町村防災行政無線は、各自治体が整備することから、具体的な数値目標を立てられないため、方向性のみ示したものの。 【参考】 78.3% (平成25年3月31日現在) 76.6% (平成24年3月31日現在)
	⑪	システムの運用・保守経費の対平成19年度経費削減率 ＜アウトカム指標＞	●%	26年度	削減率の増加	28年度	削減率の増加	消防防災業務を支援する業務・システムについて、それぞれのシステムの更新に際し、一元化等を通じ、運用・保守経費の低減・効率化を行うとともに、一元化に併せて必要なシステムに限定して機能強化・高度化を図ることが重要であることから、指標として設定。 【参考】 34% (平成25年度) 39% (平成24年度)
消防庁の危機管理機能を充実・確保すること	13	消防庁及び消防庁と地方公共団体が連携して実施した訓練の回数 ＜アウトカム指標＞	61回	26年度	訓練の実施 (基準年度程度)	28年度	訓練の実施 (基準年度程度)	消防庁の危機管理能力の向上を図るとともに、消防庁と地方公共団体の消防機関が連携した災害対応能力の向上を図る必要があることから、指標として設定。 【参考】 57回 (平成25年度) 50回 (平成24年度)
	⑫	住宅火災死者数（放火自殺者等を除く。） ＜アウトカム指標＞	997人 (平成25年中)	26年度	610人	28年度	610人	我が国の住宅防火対策は、平成19年に策定された「住宅防火対策のさらなる推進に関する具体的実践方策」に基づき継続的に進めているところであり、住宅防火対策の一層の推進により、住宅火災による死者数の減少が見込まれることから、指標として設定。目標値については、平成19年度消防庁重点施策で、「過去最悪となった住宅火災死者数（1,220人：平成17年）を今後10年間で半減させることを目標とし、既存住宅への住宅用火災警報器の設置の促進、防災品（カーテン、寝具類、衣類等）の使用拡大に向けた取組みを集中的に実施する」とされている。 【参考】 1,016人 (平成24年中) 1,070人 (平成23年中)
火災予防対策を推進すること	15	住宅用火災警報器の設置率 ＜アウトカム指標＞	79.6% (平成26年6月推計値)	26年度	設置率の増加 (対前年度増)	28年度	設置率の増加 (対前年度増)	住宅用火災警報器の設置対策をはじめとした住宅防火安全度向上の推進が、国民の身近な生活における安心・安全の確保につながるから、指標として設定。 【参考】 79.8% (平成25年6月推計値) 77.5% (平成24年6月推計値) ※平成26年度から調査方法等を変更しているため、平成25年度以前の数値と平成26年度以降の数値は連続したのではない。

危険物事故対策を推進すること	⑯	危険物施設における事故（震度6以上の地震により発生したものを除く。）の件数（基準・目標年度から起算した過去5年間の平均事故件数） ＜アウトカム指標＞	●件 （平成22年～平成26年の平均）	26年度	件数の減少 （対前回比減）	28年度	件数の減少 （対前回比減）	危険物施設における事故防止対策の推進により、危険物施設における事故件数の減少が見込まれ、国民の身近な生活における安心・安全の確保につながることから、指標として設定。 【参考】 557件（平成21年～平成25年の平均） 556件（平成20年～平成24年の平均）
コンビナート災害対策等を推進すること	⑰	石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所の事故（震度6以上の地震により発生したものを除く。）の件数（基準・目標年度から起算した過去5年間の平均事故件数） ＜アウトカム指標＞	●件 （平成22年～平成26年の平均）	26年度	件数の減少 （対前回比減）	28年度	件数の減少 （対前回比減）	石油コンビナート等特別防災区域における事故防止対策の推進は、その防災区域のみならず、周辺の事業所や周辺の住民の安心・安全の確保につながり、対策の結果として特別防災区域における事故件数の減少が見込まれ、国民の身近な生活における安心・安全の確保につながることから、指標として設定。 【参考】 220件（平成21年～平成25年の平均） 215件（平成20年～平成24年の平均）
消防防災分野の科学技術に関する研究開発を行い、その成果を技術基準等の改正や政策等へ反映すること	⑱	研究開発事業の実施件数 ＜アウトカム指標＞	22件	26年度	研究開発事業の実施 （基準年度程度）	28年度	研究開発事業の実施 （基準年度程度）	災害の予防、被害の軽減、原因の究明等の消防防災分野の科学技術に関する研究開発を行い、その成果を技術基準等の改正や政策等へ反映するとともに、消防防災の現場等に活用されるよう成果の普及を行うことが重要であることから、指標として設定。 【参考】 22件（平成25年） 25件（平成24年）
達成手段 （開始年度）		予算額（執行額） （※2）			関連する 指標（※3）	達成手段の概要等（※4）		平成27年行政事業 レビュー事業番号
		25年度	26年度	27年度				
(1)	緊急消防援助隊の機能強化（平成16年度）	後日記載		6,376百万円	1、2	後日記載		0146
(2)	常備消防力の強化等地方公共団体における消防防災体制の充実強化（昭和28年度）			1,906百万円	3～6			0147
(3)	消防団等地域防災力の強化（平成20年度）			645百万円	7～9			0148
(4)	Jアラートによる緊急情報の伝達体制の強化（平成21年度）			307百万円	10、11			0149
(5)	消防庁危機管理機能の充実・確保（平成19年度）			735百万円	12、13			0150
(6)	火災予防対策の推進（平成20年度）			89百万円	14、15			0151
(7)	危険物事故防止対策の推進（平成20年度）			89百万円	16			0152
(8)	コンビナート災害対策等の推進（平成20年度）			29百万円	17			0153
(9)	消防防災分野の研究開発に必要な経費（平成23年度）			293百万円	18			0154
(10)	消防組織法（昭和22年） 消防法（昭和23年）	—	—	—	1～18	火災を予防し、警戒し及び鎮圧し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火灾又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行い、もって安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資する。	—	

政策の予算額・執行額	後日記載	政策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
			第189回国会総務大臣所信	平成27年3月3日	<p>昨年は、広島での大規模な土砂災害や御嶽山の噴火、長野県北部を震源とする地震などの自然災害が発生しました。これらの災害の教訓を踏まえ、将来発生が予測される大規模災害に備えて、緊急消防援助隊の大幅増隊、女性や若者を中心とした消防団への加入促進、土砂災害・噴火災害対策の推進などを進めてまいります。</p>

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

※2 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※3 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「-」となることもある。

※4 達成手段の概要及び平成27年度における成果指標等を記載。